

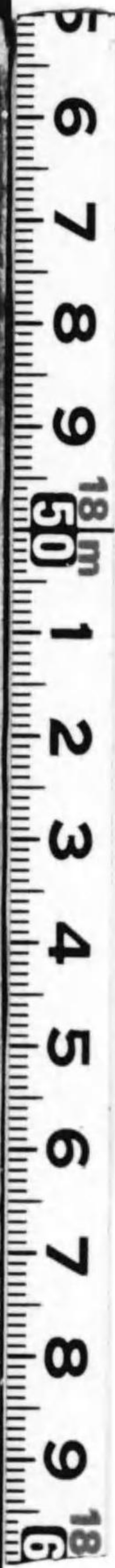
352
306

司法省行刑局長 鹽野季彥 著

改訂 增補 警察犯處罰令釋義

【附 改正違警罪即決例釋義】

東京 巖翠堂書店發兌



始



346

1022

各專門家分擔執筆

特別法叢書

刑事編 第二卷

特232
187

司法省行刑局長 鹽野季彥著



改訂增補 警察犯處罰令釋義

【附 改正違警罪即決例釋義】

東京 巖翠堂書店發兌



目次

警察犯處罰令釋義……………	一
刑事犯と警察犯……………	一
第一條	
一 邸宅、建造物又は船舶内の潜伏……………	四
二 密賣淫、其の媒合と容止……………	九
三 浮浪……………	二〇
四 面會強請、強談威迫……………	三三
第三條	
一 合力の強請、物品の強賣……………	三〇
二 乞巧……………	三三
三 寄附の強制、物品の強配……………	三五
四 入札の妨害……………	三六
五 業務の妨害……………	四〇

六 誇大の廣告……………四五

七 出版物購讀の強請、廣告掲載の強請……………五四

八 無斷配付の出版物又は無斷廣告の代料請求……………五九

九 祭事、祝儀の妨害……………六一

一〇 扶助すべき者若くは死體あるを申告せず、死體現場變更……………六四

一一 交通の場所に於て喧噪、横臥、泥酔……………六八

一二 交通の妨害……………七三

一三 交通の危険豫防懈怠……………七七

一四 會衆の妨害……………七九

一五 雜沓混雜増加……………八一

一六 流言、浮説……………八三

一七 祈禱符咒等に依る人心誑惑……………八六

一八 禁厭祈禱等に依る醫療妨害……………九〇

一九 催眠術の濫用……………九四

二〇 身分詐稱……………九六

二一 不實の申述……………一〇〇

二二 飲用水の汚穢、其の使用妨害……………一〇六

二三 水流妨害……………一〇八

二四 刺文……………一一〇

二五 出入禁止の違反……………一一一

二六 榜禁違反、榜標汚瀆……………一一三

二七 事變の際官命抗拒……………一一八

二八 常燈の消火……………一二三

二九 果卉の採摘……………一二三

三〇 勞役者の虐待……………一二五

三一 身邊の立塞、追隨……………一二九

三二 物件の抛澆、放射……………一三〇

三三 神祠佛堂等の汚瀆……………一三三

三四 屍體の隠匿……………一三八

三五 飲食物に他物混入圖利……………一四五

三六 有害飲食物の營利供用……………一五〇
 三七 舟筏、獸類の解放……………一五三

第三條

一 死屍、死胎の解剖、保存……………一五五
 二 公然の醜態行爲……………一六〇
 三 街路の放尿……………一六三
 四 銃砲發射、劇發物玩弄……………一六六
 五 焚 火……………一七〇
 六 自然發火物の取扱懈怠……………一七三
 七 醫師、産婆の拒招……………一七五
 八 官公署の召喚不應……………一七九
 九 飲食物の店頭露出……………一八三
 一〇 汚穢物の棄擲……………一八六
 一一 狂者の監護懈怠……………一八九
 一二 獸類嗾逸……………一九四

一三 猛獸の繋鎖懈怠……………一九六
 一四 動物虐待……………二〇一
 一五 工作物又は榜標の汚瀆……………二〇三
 一六 橋梁堤防の損壞危険……………二〇七
 一七 田圃の横行……………二一〇

第四條

教 唆……………二二三
 幫 助……………二二四
 警察犯處罰令條文……………二二六
 本令と朝鮮臺灣及關東州の罰則と對照索引……………二三四

違警罪即決例釋義

第一條……………一
 第二條……………八
 第三條……………一三

第四條……………一六

第五條……………一八

第六條……………三〇

第七條……………三三

第八條……………三四

第九條……………三五

第十條……………四七

第十ノ二條……………五三

第十一條……………五六

第十二條……………五八

第十三條……………五九

第十四條……………五九

違警罪即決例條文……………七一

改訂 増補 **警察犯處罰令釋義**

鹽野季彦 著

はし が き

本令の警察犯は舊刑法時代には違警罪と云はれ、舊刑法第四編に規定されたものである。然るに現行刑法を制定するに當り警察犯は之を刑法より分離し、獨立して警察犯處罰令を制定されたのである。是は各國の立法が大體警察犯をば刑法より引離さむとする趨勢にあつたから之に従つたのであらうが、その根據は刑事犯と警察犯との區別を認めたるに因るのであらう。然らば刑事犯と警察犯との區別は如何と云ふに、刑事犯は國家又は個人の法益を侵害した場合であ

刑事犯と警察犯

警察犯處罰令釋義

り又特別重要なる法益に付ては之を侵害するに至らざるも侵害する虞ある行爲をも刑事犯として認めるのであるが、その場合は侵害の危険が現實に具體的になつたときとに限るのである。例へば殺人や放火の如き重罪に付ては未遂犯、又は豫備犯迄も罰するが、その未遂や豫備の行爲は何某を殺さむと欲して準備行爲を爲したとか又は特定の家屋を焼かむとして實行に着手したとか云ふ場合であつて、即ち目的物が特定され危険が具體化された行爲をば罪として罰するのである。反之警察犯は法益に對する抽象的危険な行爲を罪として罰する場合であり、換言すれば法益を侵害するかも知れないと云ふ虞れある行爲を取締るのである。其の行爲は法益に對して現實的に危険なりや否やを考へず一般的に抽象的に危険な行爲なりと考へられるものである。例へば道路へ物を抛げる行爲は其の時に通行人がなければ何等の危険はないのであるが、元來道路は人の往來する場所であるから物を抛げたときに人が通行せぬとも限らぬ、其の人に當るかも知れないどうも之は（即ち抽象的に）危険だから之を禁じ之を罰せぬ

ばならぬとするのである。故に警察犯は之を抽象的危険犯とも云ふのである。

尙刑事犯警察犯の區別に付別の觀點から説明して見れば、抑も人の生命身體名譽財産を始め國家社會の紀綱秩序安寧等平和なる生活の條件を侵害し若くは侵害せむとする行爲は社會生活上當然の惡行にして之を排斥し處罰すべきである、之を刑事犯と云ふ。反之警察犯は行爲それ自體は當然の社會惡に非らざれど、事情に依り法益を侵害するかも知れぬ虞れがあるから法は之を禁止し處罰するのである。故に之を法定犯と云ひ刑事犯を自然犯とも云ふのである。刑事犯の主たるものは刑法に規定し特殊のものは特別法に規定するが如く、警察犯の主たるものは本令に規定し特殊のものは特別法に規定してあるのである。

第一條 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留ニ處ス

第一條は拘留に處すべき警察犯を掲げたのである。拘留の期間は刑法第十六條に依り明かであるから、茲に三十日未滿と明記する必要なきが如きも、刑の範圍を確定する爲に必要である。三十日以下と云へば三十日迄入れるが三十日未滿と云ふは二十九日迄のことである。

一 故ナク人ノ居住若ハ看守セサル邸宅、建造物及船舶内ニ潜伏シタル者
人の住居又は看守する邸宅等に侵入する行為は刑法に於て邸宅等の侵入罪を
認めて之を處罰するが、人の住居又は看守せざる場合に於ても邸宅其の他に潜
伏する行為は夫れ自體が不穩なるのみならず、之が爲に竊盜、賭博、出火、密
會等諸多の悪行を爲すの機會と爲る虞があるから、保安警察上之を取締るの必
要があるのである。

本號の罪は(一)人の居住若くは看守せざる邸宅、建造物又は船舶内に(二)
故なく潜伏したることに由て成立する。即ち人の居住せざる邸宅なることを認
識し且故なく潜伏することを認識したる場合に非ざれば本號に依り處罰するこ
とは出来ぬ、例へば泥酔者が無意識に空家に轉げ込で居たときの如きは本犯を
以て論ずることは出来ぬ、斯かる場合は警察上檢束を爲し得ることは勿論であ
る(行政執行法第一條)。又本罪は潜伏の場所を邸宅、建造物、船舶の三者に限
定するから其の他の場所例へば墓地、竹藪、洞窟等に潜伏するも本號に依り處罰

することを得ないのである、然し此の場合も公安を害する虞ありと認めれば行
政執行法第一條に依り檢束し得るのである。

人ノとは犯人以外の人の意味である。

居住セサルとは住居せざると云ふに同じ。住居と云ふは繼續するの意思を以
て飲食、起臥を爲すの場所である。其の繼續は長期に亙るを常とするも短期なる
ことを妨げぬ。但し短期と云ふも短時間の休息とは自ら異なるのである。故に居
住せざる邸宅とは人が繼續的に飲食、起臥を爲し居らざる邸宅を指稱するもの
で例へば空家の如きである。其の一部分にでも居住する者あれば居住せざる邸
宅ではない。居住者が一時不在の場合も亦居住せざる邸宅ではない。

看守セサルとは看守する者なき状態を謂ふ、例へば廢寺、古祠の如し。看守
とは監督守衛の義である。番人ありて見廻を爲し若くは鎖鑰其の他の方法にて
看守の状態に在るときは看守せざるものとは云へぬのである。

邸宅とは住居に使用する建造物即ち家屋及之に附屬する圍繞地域を謂ふ。圍

繞地とは單に境界内の意味ではなく少くとも踰越又は匍匐するに非ざれば出入し得ない程度の設備あることを要する。障壁ある地域でも其の中に住宅のないものは邸宅ではない、例へば牧場、花卉園、果樹園の如し。

建造物とは廣義では土地に定着する一切の工作物を謂ひ碑標、障壁等を含み。狹義では家屋其他之に類する建築物を指稱す。刑法に於て建造物とは狹義のものなれども尙邸宅、建造物と併記する場合には家屋は本來建造物なれども邸宅の一部を爲すものにして建造物の中には包含せぬ。即ち茲に建造物とは邸宅を爲す家屋以外の建造物を謂ふ、例へば倉庫、堂塔の如きを謂ふのである。建造物は(一)土地に定着するを要す、即ち幕營、假小屋と雖も建造物なれども船車は包含せぬ、(二)屋蓋を有するを要す、即ち門戸、墻壁の如きは建造物にあらず、(三)内外を分つ戸壁あるを要す、即ち公園の小亭の如きは建造物にあらず。

【判例】

建造物トハ家屋其他之ニ類似スル建築物ヲ指稱スルモノニシテ屋蓋ヲ有シ墻

壁又ハ柱材ヲ以テ支持セラレテ土地ニ定着シ少クトモ其内部ニ人ノ出入スルコトヲ得ルモノタルコトヲ要ス。潛戸ノ附屬セル門ハ邸宅圍障ノ一部ヲ成シ開閉シテ以テ通行ニ備フルニ過キスシテ人ノ出入シ得ヘキ内部ヲ有セサルヲ以テ建造物ナリト謂フヲ得ス(大正三年六月二十日判決)。

船舶とは水を航行する一切の艦船を謂ふ、船籍を有すると否と又軍用なると否とを問はぬ。然し航行に供し得るとも筏や盪は船舶ではない、又本來船舶であつても航行を廢し陸地に定着させたものは最早船舶ではない、或ものは建造物と云ひ得るであらう。例へば三笠艦の如し。

建造物及船舶の「及」とは又はの意味である。「居住セサル若ハ看守セサル」は建造物と船舶と別々に冠ぶるべきことは勿論であるから「及」は「又は」に改むべきである。

故ナクとは社會の通念上不當なりと思料せらるゝ場合を謂ふ。不法なる場合は勿論不當なり、適法なる場合、職務行爲、正當防衛、緊急避難等總て法が罰せ

ざる場合は勿論正當なる限りは罪と爲らぬ、正當なりや否やは其の時代の社會通念に依りて定まるのである。

潜伏とは人目を避け忍び隠るゝを謂ふ、隠るゝ時間の長短は問ふ所でない。潜伏の目的に至ては種々あるべし野合、密會、遁避、宿泊を始めとし其の他賭博等の犯罪の爲に爲すこともあらうが其の目的の如何は本犯の成立には關係ない、但し刑の量定には重要な資料と爲るのである。

刑法第三百十條は「故ナク人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ニ侵入シ」たる者を處罰する。本號は人の住居若くは看守せざる場合の潜伏を罰するに在るから、人の住居若くは看守する場合は刑法の領域である。即ち住居者、看守人が一時不在のときに潜伏するは人の住居若くは看守する所へ侵入するのであつて刑法に依て罰せられる、潜伏は侵入の一態様である。住居は居住と同意味であることは前述した。

行政執行法第一條の檢束は人の居住若くは看守せざる邸宅、建造物、船舶以外

の場所に潜伏したる者にして公安を害する虞あるときに適用せられる。

二 密賣淫ヲ爲シ又ハ其ノ媒合若ハ容止ヲ爲シタル者

賣淫行爲は風俗を壞亂するのみならず、花柳病を蔓延せしめ之が爲に國民の身心を害ひ國家の元氣を衰へしめ其の害毒實に寒心に堪へざるものがある。故に國家は風俗警察上又は衛生警察上嚴に之を取締るの必要がある。然れども商業の發達に伴ひ商業地、工業地其の他獨身者の群集する場所に於て又生活困難の社會事情よりして人の自然の欲求たる性慾の満足爲に賣淫は一の社會現象として殆ど必然的に發生し之を絶滅することは至難の事實である。故に國家は已むを得ざるの必要として公娼制度（娼妓取締規則）を認めて人の欲求を満し以て社會一般の風俗を維持すると共に公娼に健康診斷を強制して恐るべき病毒の蔓延を防止するに勉め一面本號を以て嚴に私娼竝に之を助長するの行爲を取締るのである。

本號の罪は分れて三と爲る（一）密賣淫を爲したる者（二）其の媒合を爲し

たる者（三）其の容止を爲したる者は罰せられるのである。

密賣淫とは官の許可を得ずして報酬を得る目的を以て任意に他人と交接する行爲を謂ふ。即ち（イ）官許なきことを要す。官の許可を得て爲す賣淫は公娼即ち娼妓稼業である。（ロ）報酬を得る目的あることを要す。報酬とは交接の對價として受くる金銭物品其他財産上の利益である。報酬を受くる意思なきときは密賣淫にあらず、例へば單なる野合の如し。然れども報酬を受くる意思あるを以て足り報酬其者の授受は本犯の成否には關係なし、即ち後日之を受くるの約束にて交接するときは本犯成立す。（ハ）任意たることを要す。本人の任意に出でず暴行脅迫等に依りたるときは本犯成立せず相手方は刑法の強姦罪等に依り罰せらる。（ニ）他人と交接することを要す。交接したる事實ありて本犯成立す、射精の有無は問ふ所にあらず。而して交接に至らざる時は之を罰せぬ、即ち約束に止まるとき、約束に基き對價を受取るとき又は單に合衾したばかりならば未だ本犯として罰するを得ないのである。人と交接するなり、獸と交接

するは單なる猥褻行爲である。賣淫する者は女子なりとなすを通説とす、江戸時代に於て俗に所謂蔭間と稱し男色を鬻ぐの風が大いに流行したことは文獻に見る所であるが、近頃淺草公園附近に於て此の淫風が復興したと聞く慨嘆に堪へぬ所である。本號は淫行を鬻ぐの弊風を彈壓することを以て主眼とするものとせば、男色を鬻ぐ者も亦本號を以て取締ることが法の精神に適ふものと云ふべきである。その判断は暫く將來の判例に待たう。妾と云ふは特定人に對して繼續的に賣淫行爲を爲すが如きも特定人に限る點に於て賣淫婦と異り且公然に行はるゝ慣習なる點に於て密賣淫とは區別される。

密賣淫は之を偶發的に一回爲すも又常習的に數回爲すも本犯の成立には影響なし、數回繰返したるときは連續の一罪として單一の拘留刑に處せられるが犯情重しとなし重く罰すべきは無論である。密賣淫の相手方たる男子は罰し得るかと云ふに、本號は對價を得る目的で淫行の勞務に服する者を取締るのみであるから相手方の男子は本犯とはならぬ、而し公園又は路傍等公然の場所に於て

實行したら夜陰だとして公然猥褻罪として刑法で罰せられる(刑法第百七十四條)。賣淫婦と雖も十四歳未滿であつたとすれば刑法總則の規定に依て罰せられない(刑法第四十一條)。十三歳未滿の女子其他に付ては後に述べる。密賣淫の教唆は本令第四條に依り罰せられ、幫助に付ては本號に於て媒合容止の罪を認めて居る。

密賣淫ノ媒合とは周旋勸誘して人と人とを媒介結合し密賣淫の實行に付き機會を作り與ふることである。

密賣淫ノ容止とは密賣淫を爲すの情を知て賣淫行爲の爲に場所を供給することを謂ふのである。

媒合も容止も密賣淫に對する幫助行爲であるが本令は特に之を獨立の罪となし嚴に取締るのである。本來が幫助行爲であるから賣淫行爲の實行ありたるときに犯罪成立するのであつて、周旋媒介して男女を結合せしめ又は情を知て場所を供給しても姦淫が實行に到らざれば罰するを得ぬ。媒合や容止は營利の目的に出づるを常とすれども然らざるものもあり、常習として爲すもの多けれ共

偶發的のものも稀ならず。又有價なるを例とすれども無價にても罪と爲る。其の情を知らざるときは固より罪と爲らず、例へば相愛の男女なりと信じて媒合又は容止を爲すが如し。未遂又は豫備の程度は勿論罪と爲らず、例へば賣淫婦の爲に間貸を爲し居るが如し。

【判例】

(一) 密賣淫ノ容止ヲ爲ストハ密賣淫ノ場所ヲ供給シテ之ヲ幫助スルヲ謂フ
密賣淫ヲ爲ス情ヲ知テ豫メ其者ニ房屋ヲ給與スルコトニ同意シタル以上ハ後ニ密賣淫ノ行爲アリタルトキ茲ニ密賣淫容止ノ犯罪成立スルモノニシテ容止ヲ爲スモノカ個々ノ密賣淫行爲ニ付一々認容シタル事實アルコトヲ必要トセス(大正四年四月二十六日判決)。

(二) 所謂密賣淫ノ媒合ヲ爲ストハ周旋勸誘其他總テノ方法ヲ以テ密賣淫ノ實行ニ付機會ヲ與フルコトヲ意味シ其容止ヲ爲ストハ密賣淫ノ場所ヲ供給スルコトヲ意味スルモノトス而シテ密賣淫媒合若クハ容止ノ罪ハ密賣淫ノ實行

行爲ニ隨伴シテ成立スルモノナレハ密賣淫ヲ爲スノ情ヲ知テ房室ヲ給與シ又ハ其周旋勸誘ヲ爲シタリトスルモ密賣淫ナル犯罪行爲ノ實行セラレサル以上ハ該犯罪ハ成立セサルモノトス(大正五年一月二十日判決)。

(三) 密賣淫媒合罪ノ成立スルニハ他人間ニ免許ヲ得スシテ爲シタル賣淫行爲アルコト及其賣淫ヲ爲ス意思ノ合致ニ付媒介ヲ爲スコトヲ要ス(大正六年一月二十二日判決)。

(四) 賣淫ニ於ケル意思ノ合致ニ關シ媒介ノ方法ニ依ラス他ノ方法ヲ以テ幫助スル行爲ハ或ハ密賣淫容止罪ヲ構成シ或ハ警察犯處罰令第四條ニ依ル同令規定違反行爲ノ幫助罪ヲ構成スルコトアルヘキモ密賣淫媒介罪ヲ構成スルコトナシ(大正六年一月二十二日判決)。

(五) 密賣淫行爲ニ付當事者ノ雙方若クハ一方ニ豫メ密賣淫ヲ爲シ又ハ其相手方ト爲ル意思アリタルト否トヲ問ハス又當事者ノ雙方若クハ一方ニ對シテ淫事ノ賣買ニ關スル勸誘ヲ爲スト否トヲ問ハス又當事者ノ雙方若クハ一方ト

通謀シ若クハ之カ委託ヲ受ケタル場合ト然ラサル場合ニ依リ區別アルコトナク總テ當事者間ニ介在シテ雙方若クハ一方ノ意思ヲ通達シテ密賣淫ニ關スル意思ヲ合致セシムル行爲ハ密賣淫媒合罪ヲ構成スルモノトス(大正六年一月二十二日判決)。

(六) 他人間ノ密賣淫行爲アリタル場合ニ幫助者カ當事者ノ一方ノ賣淫ヲ爲スノ情ヲ知リテ單ニ相手方タルヘキ者ニ對シ密賣淫遊興ノ勸誘ヲ爲ス行爲ハ意思ノ合致ニ關スル媒介ヲ爲シタルモノニ非サルヲ以テ幫助罪ヲ構成スルモノトス(大正六年一月二十四日判決)。

(七) 所謂密賣淫ノ媒合ヲ爲ストハ周旋勸誘又ハ其他ノ方法ヲ以テ密賣淫ノ實行ニ付機會ヲ與フル行爲ノ謂ニシテ其勸誘ノ方法ニ依リタル場合ニ於テハ賣淫者又其對手人ノ雙方ニ對シ之ヲ爲スト其一方ノミニ對シ之ヲ爲ストヲ問ハス苟モ賣淫者ヲ勸誘シ賣淫ノ機會ヲ與ヘタル以上其所爲ハ密賣淫ノ媒合ヲ爲シタルニ外ナラサレハ之ヲ目シテ密賣淫ノ教唆ト爲スハ其當ヲ得タルモノ

ニ非ス（大正十二年五月五日判決）。

(八) 甲カ飲食店ニ於テ藝妓乙ニ對シ客ノ一人ナル丙ニ賣淫ヲ爲スヘキ旨勸誘シ同家二階ニ於テ之ヲ實行スルノ機會ヲ與ヘタルトキハ警察犯處罰令第一條第二號ニ該當スルモノトス（同上判決）。

(九) 密賣淫ノ媒合トシテ公訴ノ繫屬シタル場合ニ於テ裁判所カ密賣淫容止ノ事實ヲ認ムルモ公訴ノ範圍ヲ超越セルモノニ非ス（大正十四年六月十一日判決）。

(十) 密賣淫容止罪ハ苟モ密賣淫ヲ爲スノ情ヲ知テ豫メ賣淫者ニ房室其ノ他ノ場所ヲ給與スルコトヲ約シ後ニ賣淫者ニ於テ該場所ヲ使用シテ密賣淫ノ行爲ヲ爲シタルトキハ直ニ成立シ容止ヲ爲ス者ニ於テ個々ノ密賣淫行爲ニ付一認容シタルコトヲ必要トスルモノニアラス（昭和三年四月六日判決）。

(十一) 對價ヲ約シテ密カニ淫ヲ嚮キタルトキハ未タ現實ニ對價ヲ取得セスト雖モ本號ノ犯罪成立ス（昭和四年十月二十二日判決）。

(十二) 密賣淫ヲ處罰スルハ對價ニ依リ淫行ヲ爲スヲ處罰スル趣旨ナリ（昭和

五年一月二十日判決）。

(十三) 媒合及客止ハ密賣淫ノ實行行爲ニ隨伴シテ成立スルモノナレハ之カ實行アラサル以上ハ該犯罪成立セス（昭和六年一月二十日判決）。

(十四) 密賣淫ノ媒合容止ヲ爲シタリトノ公訴事實ニ付審理ノ結果密賣淫容止ノ事實ヲ認定シタル場合ニ於テハ媒合ノ點ニ付必シモ特ニ判斷ヲ示スコトヲ要セサルモノトス（昭和八年六月三日）。

密賣淫の取締に付ては尙行政執行法の規定あり、即ち左の如し。

第二條 當該行政官廳ハ日出前、日没後ニ於テハ生命身體又ハ財産ニ對シ危害切迫セリト認ムルトキ又ハ博奕、密賣淫ノ現行アリト認ムルトキニ非サレハ現居住者ノ意ニ反シテ邸宅ニ入ルコトヲ得ス但シ旅店、割烹店其ノ他夜間ト雖衆人ノ出入スル場所ニ於テ其ノ公開時間内ハ此ノ限ニ在ラス

第三條 當該行政官廳ハ密賣淫ノ罪ヲ犯シタル者ニ對シ其ノ健康ヲ診斷シ必要ト認ムルトキハ本人若ハ媒介者ノ費用ヲ以テ病院ニ入ラシムルコトヲ得但シ本人又ハ媒介者ニ於テ費用ヲ負擔スルノ資力ナシト認ムルトキハ廳府縣警察費ヲ以テ之ヲ支辨スルコトヲ妨ケス

風俗上ノ取締ヲ要スル業ヲ爲ス者ノ居住其ノ他ノ制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

淫行は猥褻行爲である。密賣淫が公然行はれたるときは刑法(第四百七)の公然猥褻罪に該當し同法第五十四條の一所爲數法に該る場合と爲る。猥褻行爲は密賣淫より廣き觀念なれば密賣淫罪は成立せずとも公然之を行ふときは公然猥褻罪を以て處罰することを得、例へば密賣淫の未遂、報酬なき野合、獸姦等にして公然即ち不定多數人の覺知し得べき状態に於て行はれたるときは公然猥褻罪が成立する。

密賣淫の相手方は處罰令では罰せられないが若し賣淫婦が十三歳に満たざること又は有夫の婦なることの情を知りて之と交接したときは刑法に依り前者は強姦罪、後者は姦通罪と爲り告訴あるときは嚴重に處罰せられる。有夫の婦が密賣淫を爲したるときは一所爲にして密賣淫罪と姦通罪とに該り重き姦通罪を以て處罰さるべきものである。此場合若し密賣淫罪に付即決處分を爲し之が確定したるときは刑事訴訟法上一事不再理の原則に依り最早姦通罪は罰すること

は出來ぬ。内縁の夫ある婦は有夫の婦に非ざることとは言ふ迄もない。

密賣淫の媒合行爲の中でも營利の目的を以て淫行の常習なき婦女を勧誘して姦淫を爲さしめた場合は處罰令の問題ではなく刑法(第四百八)に依て重く罰せられる。媒合も容止も十三歳未満の婦女たること若くは有夫の婦たることを知て爲したるときは刑法上の罪責を負ふことと爲るのである。

〔参照條文〕

刑法第七十四條 公然猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ科料ニ處ス

同 第七十六條 十三歳以上ノ男女ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス十三歳ニ滿タサル男女ニ對シ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者亦同シ

同 第七十七條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ十三歳以上ノ婦女ヲ姦淫シタル者ハ強姦ノ罪ト爲シ二年以上ノ有期懲役ニ處ス十三歳ニ滿タサル婦女ヲ姦淫シタル者亦同シ

同 第七十九條 前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

同 第八十條 前四條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

同 第八十二條 營利ノ目的ヲ以テ淫行ノ常習ナキ婦女ヲ勧誘シテ姦淫セシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

三 一定ノ住居又ハ生業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者

一定の住居又は一定の生業なくして諸方を流浪する如き者は多くは無頼の徒にして社會の秩序に危害を與ふべく少くとも危害を與ふる虞ある者なれば保安警察上之を取締るの必要あるは勿論である。

本號は一定の住居若くは生業なくして徘徊するに依り犯罪成立するのであつて一定の住居なくとも一定の生業あれば又一定の生業なくとも一定の住居あれば罰せられぬと云ふのではない。元來警察犯は抽象的危険を取締るのである。諸方に徘徊する者にして一定の住居なきか又は一定の生業なき者は何か惡事を爲すかも知れぬ何となく危険不安の感を與へるから警察犯として本號で罰するのである。されば住居ありても一定の生業なくして徘徊する懶惰者は罰せられ、生業ありても一定の住居なくして徘徊する行商人も亦罰せられる。

一定ノ住居ナクとは住居不定若は無宿と云ふに同じ。住居とは生活の本據なると否とを問はず日常の飲食起臥を爲す場所を謂ふ。樹の根、岩の上でも飲食

起臥することは出来るが、一定と云ふから同一場所に繼續することを要し、繼續とは繼續する意思を以て相當の時日居住すれば一定の住居ありと云ふべきである。一時的の外出は住居たることを妨げない。又勿論原籍又は寄留の届出なくとも差支ない。

一定ノ生業ナクとは生活の資料を得る一定の職業なきを謂ふのである。其の職業の種類は敢て問ふ所でないから何でも宜しい。警察許可（免許、鑑札等）を受くべき職業であつて之を受けずして爲す場合も亦一定の職業ある者である但し許可を受けざる爲に警察上の制裁や處分を受くることはあるであらうが之は別問題である。一定の職業と云ふも一定不變の職業と云ふのではない、職業を變へることあるも差支はない、定まつた職業があれば可いのである。彼の失業者は職業なき者であるが之は一時的のものであつて諸方に徘徊する者に爲るや否やに依つて本犯の取締を受けるか否か決せらるゝであらう。

諸方ヲ徘徊スル者とは諸所を彷徨さまよひ歩く者を謂ふ。諸方と云ふは地域の廣狹

如何を問はず一区内を彷徨するも他區に互りて彷徨するも可なり。諸方に徘徊するも一定の住居又は生業なき者に非ざれば處罰するを得ない。然し諸方を徘徊し公安を害する虞ある怪しき者は行政執行法第一條に依り檢束を加ふることを得る。多くは檢束を爲し取調の上一定の住居なく一定の生業なきことを知り即決處分を以て拘留に處するを例とする。此の拘留は第一條に掲ぐる他の罪と異り關聯する刑法犯なきを以て餘罪を訴追するに當り一事不再理と爲る虞なきものである。而し他の犯罪を擧ぐる爲に本號を濫用してはならぬ。

四 故ナク面會ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行爲ヲ爲シタル者

吾人は己の欲せざる人に面會し又己の好まざる人と對談するの義務はないのである。然るに故なく面會を強請され又は強談、威迫を受くることあらば吾人は迷惑至極にして日常生活上不安を感ずること甚しきものである。故に舊刑法違警罪の編には此の規定なかりしを新に之を設けたのである。加之、益其の弊風が増長したから大正十五年暴力行爲等處罰法が制定さるゝに當り此の種の犯罪中

面會強請
強談威迫

情狀重きものを嚴罰するに至つたのである（拙著暴力行爲等處罰法釋義同法第二條參照）。

本號の罪は分れて二と爲る即ち（一）故なく面會を強請する罪（二）強談、威迫の行爲を爲したる罪である。

故○ナ○ク○とは社會の通念上不當なりと思料せらるゝ場合を謂ふのであつて、職務行爲は勿論一般の慣習上至當と見らるゝ場合を含まざることは既に本條第一號に於て説明して置いた。而して茲に「故ナク」は面會強請の副詞であつて強談、威迫には冠らぬものと解釋されて居る。

【判例】

故ナク面會ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行爲ヲ爲シタル者トアル故ナクハ面會ノ強請ニ關スルモノニシテ後段ノ強談威迫ニ關スルモノニ非ス（大正十年四月十三日判決）。

面○會○ヲ○強○請○シ○とは相手方に於て謝絶の意を表示し又は表示せざるも相手方の意に反することを知りながら強て面會を求むることを謂ふのである。強請の方

法に付ては制限なきを以て使者を以てし又は書面に依り若くは電話に依る場合をも包含するが如く見ゆるも然らず。法の禁ぜむとする所は店頭、玄関、受付等に於て直接に強て面會を求むる場合に限るものと解する。蓋し面會強請を取締る目的は直接訪問して面會を求め人をして困惑せしむることを禁止せむとするに在り。然らば即ち直接訪問を取締の前提要件を爲すものと解すべきものなるを以て稍間接の方法にして之を避くる餘裕ある場合は本犯の範圍に入らざるものである。面會の目的如何は固より本犯の成立に關係なく假令善良なる目的に出づる場合でも罪と爲るのである、例へば保險勸誘員が強て面會を求むる場合の如し。強請の程度が暴行、脅迫に出で又は恐喝に亘る場合は勿論本犯にあらずして暴行罪、脅迫罪若くは恐喝罪と爲り刑法其他の法律で罰せられるのである。

【判例】

原判決證據説明中ニ引用セル村田平左衛門ノ第一審ニ於ケル供述記載ニ依レハ被告ハ債權行使ヲ理由トシテ右平左衛門ニ面會ヲ求メ同人ヨリ面會ヲ謝絶

セラレタルニ拘ラス尙モ強テ面會ヲ求メ約一時間モ退去セサリシモノニシテ此ノ如ク面會ヲ拒絶セラレタル以上尙強テ面會ヲ求ムルハ被告ノ權利ニ非サルカ故ニ結局被告ハ故ナクシテ面會ヲ強請シタルモノト認めサルヘカラス

(大正四年八月三十日判決)。

強談威迫とは強談と威迫との別々の行爲にして強談とは人に對し言語を以て自己の要求に應ずべきことを強ふるを謂ひ、威迫とは言語、舉動を以て氣勢を示し因て相手方をして不安、困惑の念を生ぜしむる行爲を謂ふのである。但し強談も威迫も其の程度が進めば刑法の脅迫罪若くは恐喝罪を構成するから其の程度に至らざるものが本犯の罪と爲るのである。此の場合も直接の面會を前提とするものであつて電話に依るものを包含せざることは面會強請と同じである。強談威迫は如何なる目的に出でたるを問はず又其の目的を達したると否とを問はず又相手方に畏怖心を生ぜしめたると否とを問はず苟も強談又は威迫の行爲あれば本犯が成立するのである。例へば貸金の催促、貸家明渡の請求、縁談の承

諾等の目的に出づる場合にも罪と爲る。然し合力、喜捨、寄附等の強請其の他の強請行爲にして別に犯罪と爲る場合がある（本令第二條第一號第三號、第（四號、第七號、第八號參照））。強談と威迫とを同時に併せて行ふたときも同じく本犯の一態様として一罪たるに過ぎぬのである。

【判例】

- (一) 警察犯處罰令第一條第四號ニ所謂強談威迫トハ脅迫罪ヲ構成セサル程度ニ於ケル強制威嚇ノ行爲ヲ指稱スルモノトス（大正三年六月二日判決）。
- (二) 甲カ乙ニ對シテ何等要求ヲ爲サス單ニ乙ニ對シ自分ハ一年モ懲役ニ行キ居リシニ久シ振リトハ何事カ御無禮ナコトヲ云フナト呼ヒ若クハ大キナ顔ヲスルナ生意氣云フナ覺カアラウト罵リタルニ過キサルトキハ甲ノ所爲ハ警察犯處罰令第一條第四號ニ所謂強談ヲ以テ論スヘカラサルハ勿論右發表ヲ爲シタル際乙ニ對シ氣勢ヲ示シ乙ヲシテ不安困惑ノ念ヲ生セシムヘキ行動ノ伴ヒタルヤ否ヤ不明ナルトキハ甲ノ所爲ヲ以テ直ニ所謂威迫ノ行爲ナリト斷ス

ルヲ得サルモノトス（大正十一年十月三日判決）。

- (三) 所謂強談トハ他人ニ對シ言語ヲ以テ強テ自己ノ要求ニ應スヘキコトヲ迫ルノ行爲ヲ指シ又威迫トアルハ他人ニ對シ言語舉動ヲ以テ氣勢ヲ示シ因テ不安困惑ノ念ヲ生セシムル行爲ヲ指スモノト解スヘキモノニシテ但恐喝若クハ脅迫罪ヲ構成スル要件ヲ具備スルニ至ラサルモノタルヲ要スルハ勿論ナリトス（大正十一年十月三日判決）。

- (四) 警察犯處罰令第一條第四號前段ニ所謂故ナク面會ヲ強請シトハ正當ノ理由ナク相手方ノ意ニ反シテ面會ヲ要求スルノ義ニシテ面會ヲ求ムル動機ハ縱令不正ニ非ストスルモ要求者ト被要求者トノ關係其ノ他四圍ノ狀況ニ於テ之ヲ要求スルハ社會通念上妥當ナラサルトキハ其ノ要求ハ正當ノ理由ナキモノトス（大正十二年十一月三十日判決）。

- (五) 甲カ乙ニ對シ乙ト丙間ノ紛爭事件ヲ自分ニ委カセロ此話カ著ク迄ハ家ニ歸サヌト申向ケ乙ヲ引止メ歸宅セシメサルハ強談威迫ニ該當ス（昭和八年三月六日判決）。

常習として面會強請又は強談、威迫の行爲を爲すときは暴力行爲等處罰法第二條に依りて嚴重に處罰されるのである。常習と云ふは數次反覆して習癖と爲りたることである。又財産上不正の利益を得又は得しむる目的を以て團體若くは多衆の威力を示し、團體若くは多衆を假裝して威力を示し、兇器を示し又は二人以上共同して面會強請若くは強談、威迫の行爲を爲したる者も亦同法に依りて嚴罰し得るのである。

面會強請又は強談、威迫の行爲は其の方法にして程度を越ゆるときは脅迫罪と爲り恐喝罪と爲り又暴行罪と爲るから此の場合には刑法なり暴力行爲等處罰法なりの犯罪と爲りて本犯として論ずべきものではない。

斯の如く面會強請又は強談、威迫の行爲は犯情重き態様を備ふるとき若くは程度の進みたる別種の犯行と爲るときは他の犯罪を構成するものであるから警察官の即決處分に依り輕卒に面會強請、強談、威迫の行爲を處罰することは出來ぬのである。蓋し即決處分の確定した後に於て脅迫、恐喝若くは暴力行爲等

處罰法違反の罪として訴追せむとするも訴訟法上一事不再理の原則に依り同一行爲に付ては最早處罰することは出來ぬからである。

〔参照條文〕

- 刑法第二百八條 暴行ヲ加ヘタル者人ヲ傷害スルニ至ラサルトキハ一年以下ノ懲役若クハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料ニ處ス
- 前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス
- 同第二百二十二條 生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シテ害ヲ加フヘキコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シテ害ヲ加フヘキコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者亦同シ
- 同第二百四十九條 人ヲ恐喝シテ財物ヲ交付セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス
- 前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ
- 暴力行爲等處罰ノ法律第一條 團體若ハ多衆ノ威力ヲ示シ、團體若ハ多衆ヲ假裝シテ威力ヲ示シ又ハ兇器ヲ示シ若ハ數人共同シテ刑法第二百八條第一項(暴行)、第二百二十二條(脅迫)又ハ第二百六十一條(器物毀棄)ノ罪ヲ犯シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 常習トシテ前項ニ掲グル刑法各條ノ罪ヲ犯シタル者ノ罰亦前項ニ同シ
- 同第二條 財産上不正ノ利益ヲ得又ハ得シムル目的ヲ以テ前條第一項ノ方法ニ依リ面會ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行爲ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 常習トシテ故ナク面會ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行爲ヲ爲シタル者ノ罰又前項ニ同シ

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

第二條は拘留又は科料に處すべき警察犯を掲げたものである。拘留は一日以上三十日未滿又科料は十錢以上二十圓未滿なることは刑法第十六條及第十七條に依り明かである。舊刑法(第二十八條)では拘留は一日以上十日以下、科料は五錢以上一圓九十五錢以下であつたから本法は特に三十日未滿、二十圓未滿と明記したのであらう。

一 合力、喜捨ヲ強請シ又ハ強テ物品ノ購買ヲ求メタル者

合力、喜捨を請ひ又は物品の購買を求むるは妨げなしと雖も強て之を請ひ之を求むるに至ては人に迷惑を及ぼすこと甚しくして社會生活の秩序を紊るものであるから之を取締る必要がある。

本號も分れて二罪と爲る即ち(一)合力、喜捨を強請するの行爲(二)強て

合力強請
物品強賣

物品の購買を求むるの行爲である。

合力、喜捨は共に其の内容は財物の寄與である。兩者の異なる所は其の本來の意義に従ふべく即ち合力とは一定の企圖に對し財産上の協力、援助を爲すを謂ひ、喜捨とは喜んで財寶を捨つるの意味に於て淨財を投ずるを謂ひ本來宗教上の觀念より出で佛に物を供するに始まり後に弘く神社、佛閣に對する寄進は勿論困窮者に對する施與の如きをも包含するに至つたのである。

強請とは相手方の意思に反するに拘らず拗く之を請ひ求むることを謂ふのである。合力、喜捨を強請すれば其の目的を達したると否とを問はず本犯は成立する。然し若し強請の程度にして暴行、脅迫、恐喝に亘るときは勿論他の犯罪を構成するのである。

強テ物品ノ購買ヲ求ムとは相手方の意思に反するに拘らず有體動産の買入方を要求することである。要求する者は商人たると否とを問はない又物品は商品たると否とを問はない。但し出版物の購讀を強請することは本條第七號に於て

別に之を罰して居る。不動産の購買を強請し又は物の賣却を強請するは本犯に非ずし強談、威迫(第一條第四號)の行爲として罰し得る場合もあるであらう。合力喜捨の強請は強請の程度が進めば刑法の恐喝罪となる場合もあるから能く注意して一事不再理とならない様にせねばならぬ。

〔参照條文〕

鐵道營業法第三十五條 鐵道係員ノ許諾ヲ受ケスシテ車内停車場其ノ他鐵道地域内ニ於テ旅客又ハ公衆ニ對シ寄附ヲ請ヒ物品ノ購買ヲ求メ物品ヲ配布シ其ノ他演說勸誘等ノ所爲ヲ爲シタルモノハ科料ニ處ス

(法實會決議)

合力トハ一定ノ事情ヲ訴ヘ財産上ノ援助ヲ乞フコトヲ云ヒ、喜捨トハ佛ニ關スル場合ノ金品贈ノ意義ニ用ヒラル、寄附トハ公共的事業ヲ名トシテ金品ノ贈與ヲ求ムルナリ(明治四十二年三月十三日)

乞 丐

二 乞丐ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者

乞食は三日すれば止められぬと云ふが、自ら努力することなく徒らに憐れ人を

に訴へて救助を乞ふ如き者の増加するは社會生活上重大なる問題である。又彼等懶惰の輩は往々悪行を爲すの虞あるを以て保安警察上之を取締るの要がある。本號は二個の罪を規定する即ち(一)乞丐を爲したる者(二)之を爲さしめたる者を罰するのである。

乞[○]丐とは乞食である即ち主として通行人又は各戸に就き生活に必要な金品を乞ふの行爲である。乞食は身分でもなく職業でもない。通常吾人が乞食と目する者は多く赤貧で生業もなく又住所もなき者であるが本犯は乞食行爲を罰するのであるから夫の假裝の乞食も罰せられる。即ち其の者は必ずしも赤貧なるを要せず或は一定の生業ある者もあらうし或は一定の住所ある者もあらう、從て浮浪罪(第一條第三號)とは異なるのである。又常習たると否とを問はぬのである。東京近郊では彼岸の中日に農家の婦女子弟が自宅前の路邊に蓆を敷き彼岸詣りの善男善女の通行するを待て急かに之に座して物乞ひをする弊風があつたが之も本犯として罰し得るのである。

乞○丐○ヲ○爲○サシメタル者とは責任無能力者を利用して乞丐を爲さしめ又は自己の監督権内に在る者の乞丐するを制止せざる者を謂ふのである。乞丐行爲の實行者あることを要するは勿論である。爲サシメタル者と云ふが故に他人を教唆して乞食を爲さしむる場合を指すが如く見ゆるも、教唆の場合は本令第四條に依りて處罰するのであつて本號に於て特に爲サシメタル者とあるは教唆に非ざる場合を處罰せむとするのである。即ち幼者、痴呆者等を利用して乞食を爲さしめたり又は自己の権力内に在る者にして之を制止し得るに拘らず放任して乞食を爲さしむる者を處罰せんとするのである、自己又は他人の子女をして乞食を爲さしむる者を取締ることを目的とするものである。

本年兒童虐待防止法が制定され本月一日から實施になつたから兒童虐待の行爲は之に依りて處罰される。従て本號との關係に於て一事不再理となる。

〔參照條文〕

兒童虐待防止法第一條乃至第三條第七條及第十條（一二七頁參照）

三 濫ニ寄附ヲ強請シ又ハ收利ノ目的ヲ以テ強テ物品、入場券等ヲ配付シタル者

本號掲ぐる所は強請行爲の一種であつて斯かる行爲は人に迷惑を與ふること多く之を拒絶するに多少不安の念を抱かしむるに依り保安警察上之を取締る必要がある。

本號の罪も分れて二と爲る即ち（一）濫に寄附を強請する行爲（二）濫に收利の目的を以て強て物品、入場券等を配付する行爲である。

濫ニとは故ナクと云ふに異らず社會の通念上相當ならずと思料せらるゝ場合なり。一般の慣習及常識に依り許さるゝ範圍に於て爲すは濫に爲すに非ず。

寄附とは公共的事業を補助する意思を以て財物を寄贈するを謂ふのである。例へば祭禮、慈善事業等に寄附するが如き是である。公共的に非ざれば合力、喜捨と爲るべく合力、喜捨は其請求者を援助するを目的とし寄附は事業其者を援助するに在りて其間自ら差異があるのである。

強請とは第二條第一號に於て述べたると同じ。(三一頁)。
收利ノ目的ヲ以テとは利益を收得する意思を以てすることである。營業的な
ると否とは問ふ所でなく、果して利益を收め得らるゝや否や又利益を收めたり
や否やも本犯の成立に關係なく、只利益を收むる意思を以て爲せばよいのであ
る。

強テ物品入場券等ヲ配付スとは相手方の意思に反して拗く物品等を配付する
を謂ふのである。強テ配布するを要するが故に單に收利の目的を以て物品等を
配布するは本犯の罪と爲らず。又物品、入場券とあるは例示なり、故に配布し得
る物體なれば如何なる物にても可なるが如し、例へば引札廣告紙の如き類なり。
然れども引札廣告紙の類は一般に行はるゝ慣行にして之を取締るの必要なく本
號の取締らむとする所は他にありと謂はざるべからず。即ち本號に例示する物
品、入場券は多少の價格を有するものにして之を配布し物品、入場券其れ自身を
利用して利益を收めむとする場合を取締るものと解すべきである。故に物品其

のものに依て利益を收め得るならば如何なる物品にても可なりである。故に物
品其れ自身に價格あるときは勿論其れ自身に價格なくとも其れ自體に依りて直
接に財産上の利益を獲得し得べき可能性を有し且配付し得べき一切の物品を包
含すと解するのである。實際に於ても寫真版の書畫、扇子、筆墨類、音樂會、演
劇場、觀物場の入場券、九星早見、略曆、若くは神符神札を配布して後日に至
り其の代金、料金、奉納金を貰はむとする弊風を除去する爲に制定されたので
ある。又郵便に依て物品を配布する者があるが郵便法第二十三條に「受取人ハ
郵便料ヲ完納シタル郵便物ノ受取ヲ拒ムコトヲ得ス」と規定してあるから濫に
收利の目的を以て物件を料金完納郵便物として送り付けることは強テ配付する
に當り本號に依りて處罰し得るのである。(鐵道營業法第三十五條參照)。

【判例】

警察犯處罰令第二條ノ三ニ收利ノ目的ヲ以テ強テ物品入場券等ヲ配付シタル
者トアル物品トハ同條文中別ニ舉示セル入場券ノ如キモノヲ除キ其他ノ有體

物ニシテ配付ノ可能性ヲ有スルモノハ總テ之ヲ包含スルヲ以テ紙片又ハ其他ノ物質ヲ材料トスル神符神札ノ類ハ皆同法條ノ三ノ適用上物品ニ該當スルモノト解スヘキモノトス(大正九年三月十七日判決)。

入札妨害

四 入札ノ妨害ヲ爲シ又ハ共同入札ヲ強請シ若ハ落札人ニ對シ其ノ事業又ハ利益ノ分配若ハ金品ヲ強請シタル者

競争入札は最も公平に行はれなくてはならぬ。然るに土木請負業者等の間には入札を妨害したり共同入札を強請したり又落札人に對して仕事又は利益の分配を強求するが如き悪習があるから之を取締るの要があるのである。

本號の犯行は分れて三と爲る即ち(一)入札の妨害を爲す行爲(二)共同入札を強請する行爲(三)落札人に對し其の事業又は利益の分配若しくは金品を強請する行爲を處罰するのである。

入札とは工事の請負、物件の賣買等に於て投票方法に依り之が申込を爲すことを謂ふ。競賣は投票方法に依らず口頭を以てするから入札ではない。

入札ノ妨害ヲ爲シとは他人の入札行爲に對して直接に妨害と爲るべき行爲を爲すことを謂ふのである。妨害の手段方法は種々あらむも暴行、脅迫を用ゆる場合は暴行罪、脅迫罪と爲ること勿論である。而して妨害は入札其のものに直接の妨害と爲りたることを要する。例へば入札人を途に擁して入札場に入れしめず其の結果入札不能と爲つても入札行爲其のものゝ妨害でないから別罪と爲り本犯とは爲らぬのである。而して妨害の結果入札を不能ならしめたと否とは問ふ所でない。

共同入札ヲ強請スとは他人と共同して入札することを強て迫るを謂ふのであつて請負業者間には入札の意思あり若くは其の意思なきに拘らず共同して入札せむことを強要する弊風あるに依り之を取締らんとするのである。

落札人とは入札の結果請負なり賣買なりの契約の當事者と爲りたる者を謂ふのである。

其事業ノ分配とは落札に依て請負ひたる事業即ち仕事の分擔を謂ふのである。

即ち事業の全部若は一部の下請又は共同従事者たらむことを強請するのである。利益ノ分配とは落札に依り既に得たる又は請負事業の完成に依り得むとする利益の分配を謂ふのであつて或は飲代、酒手、祝儀等の名目を以てすることもあらう。之を強請するときは罪と爲るのである。

金品ノ強請とは落札人に對し落札したることを理由として或は祝儀、飲代、酒手或は無心と云ひて金品を強請することである。

強請は強請行爲あれば足るのであつて強請の結果其の目的を達したると否とを問はぬのである。若し強請の手段にして暴行、脅迫又は恐喝に亘るときは刑法犯と爲ることは前に述べた通りである。

業務妨害

五 他人ノ業務ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者

業務は各人の自由である而して業務の盛衰は國家經濟の消長に影響する所尠くない。故に他人の業務に對して惡戯を爲し又は之を妨害するが如き行爲は保安警察上取締るべきことである。

本號の犯行は二と爲る即ち(一)他人の業務に對し惡戯を爲す行爲(二)他人の業務に對し妨害を爲す行爲である。

業務とは公私の業務を謂ふ、然れども公務員の職務執行妨害には刑法第九十五條あり又私人の業務と雖も特殊の方法に依りて妨害するは刑法第二百三十三條第二百三十四條あつて之を處罰するのである。

【判例】

竊盜罪ノ成立ニ必要ナル故意アリトスルニハ法定ノ犯罪構成要件タル事實ニ對スル認識ノ外尙ホ不法ニ物ヲ自己ニ領得スルノ意思アルコトヲ要スルモノトス。從ツテ被告人甲カ某縣某郡某村小學校教員奉職中同校長乙ニ銜ムトコロアリ、其ノ管掌セル重要物件ヲ紛失セシメ因リテ之ヲシテ其ノ過失ノ責ニ任セシメンコトヲ圖リ乙ノ管理スル同校勅語奉置所ノ鎖鑰ヲ開披シ自己ニ領得スル意思ナクシテ其ノ内ニ奉置シアリタル同校奉戴ノ教育勅語謄本、戊申詔書謄本、文部大臣訓示ノ三點ヲ袱紗包ノ儘取出シ之ヲ自己ノ受持教室ノ天

井裏ニ隱匿シタル場合ニ於テ右被告人ノ所爲ハ故意ニ校長乙ノ支配ヲ侵シテ學校所藏ノ物ヲ自己ノ支配内ニ移シタル事實ナリトスルモ固ヨリ其ノ物ヲ自己ニ領得スルノ意思ニ出テタルモノニ非サレハ竊盜罪ヲ以テ論スヘキ限ニ非ス而シテ警察犯處罰令第二條第五號ニ所謂業務ハ刑法第二百三十三條ノ業務ト同一ニ解釋スヘキ特殊ノ理由存セサルヲ以テ汎ク公私ノ業務ヲ包含スルモノト解スヘク從ツテ本事案ハ警察犯處罰令第二條第五號ニ該當スルモノトス
(大正四年五月二十一日判決)。

(二) 業務トハ汎ク職業其ノ他繼續シテ從事スルコトヲ要スヘキ事務又ハ事業ヲ總稱ス(大正十年十二月二十四日判決)。

(三) 惡戲トハ他人ノ業務ヲ妨害スルニ至ラサルモ其ノ業務ノ安全ヲ脅ス虞アル行爲ヲ云フ、蓋シ警察犯處罰令第二條第五號ハ刑法業務妨害罪ノ規定ト相俟テ人ノ業務ノ安全ヲ保護スルカ爲ニ設ケラレタル規定ナレハ他人ノ業務ヲ妨害スル程度ニ至ラサルモ其ノ業務ノ安全ヲ脅ス虞アル行爲ノ如キハ亦禁

止スルニ因テ克ク立法ノ精神ヲ貫徹スルコトヲ得ヘク叙上ニ所謂惡戲トハ斯ル行爲ヲ指稱スルニ外ナラスト解スルヲ正當トス(昭和二年二月二十五日判決)。

(四) 第二條第五號ニハ單ニ他人ノ業務ニ對シ惡戲又ハ妨害ヲ爲シタル者トアリテ惡戲ト妨害トヲ同軌ニ置キタル點ヨリ見ルモ刑法ノ業務妨害罪ノ如ク特種ノ手段又ハ威力ヲ用ユルコトヲ要セス苟モ他人ノ業務ニ對シ其ノ自由意思ヲ阻害スルノ行爲ヲ以テ直接間接ニ業務ニ支障ヲ來サシメタルトキハ其ノ程度ノ輕微ナルモノト雖モ之ヲ所罰スルノ法意ナリ(大正十五年三月二十二日判決)。
惡戲とは慣習上許すべからざる戲を謂ひ其の結果が他人の業務に惡影響を及ぼしたると否とを問はず惡戲をすれば本犯と爲るのである。(判例三)

妨害とは業務に障礙を與ふることである。障礙と爲るべき行爲を爲せば本犯成立するのであつて現實に妨害の結果を生じたと否を問はぬのである。障礙と爲る行爲には種々あるであらう或は水を撒いたり騒音を立てたり或は嘲笑したり嫌味を述べたり、總て言語動作作爲不作爲を含むことは惡戲と同じである。

惡戯は必ずしも妨害と爲るものではない。然し惡戯にして妨害と爲るものもあらう。此の場合と雖も單一なる本號違反である。惡戯又は妨害の方法は直接に業務に對することを要し間接のものは之を包含せぬ。例へば同業者が正當に競争して他人の業務に不利の結果を生ぜしむるも妨害ではない。

【判例】

小作人タリシ者カ地主ニ雇ハレ又ハ請負ニ因リテ地主ノ爲耕作ニ從事スル者ニ對シ或ハ詰責シ或ハ嫌味ヲ述ヘ因テ將來ノ煩累ヲ憂ヘシメ又ハ其ノ感情ヲ害スルヲ慮ラシメタル結果耕作ノ業務ヲ止メシメ又ハ止メシメントシタル行爲ハ警察犯處罰令ノ業務妨害罪ヲ構成ス(大正十五年三月二十二日判決)。

公務員の職務を執行するに當り暴行、脅迫を爲したり又は虚偽の風説を流布し偽計若くは威力を用ひて他人の業務を妨害するときは前に述べた通り刑法上の犯罪と爲り本號の問題ではない。

〔参照條文〕

刑法第九十五條 公務員ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
公務員チシテ或處分ヲ爲サシメ若クハ爲ササラシムル爲メ又ハ其ノ職ヲ辭セシムル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者亦同シ
同第二百三十三條 虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計ヲ用ヒ人ノ信用ヲ毀損シ若クハ其業務ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
同第二百三十四條 威力ヲ用ヒ人ノ業務ヲ妨害シタル者亦前條ノ例ニ同シ

誇大廣告

六 新聞、雜誌其ノ他ノ方法ヲ以テ誇大又ハ虚偽ノ廣告ヲ爲シ不正ノ利ヲ圖リタル者

廣告の利用は商業發展上唯一の武器とする所である、從て之を濫用し誇大、虚偽の廣告を爲すもの益々甚しく結局は自己の信用を失ふに終るも一般世人の之が爲に迷惑を蒙ること決して尠くないから之を取締る必要がある。
本號の目的は不正の利を圖るに(一)誇大の廣告に依る行爲と(二)虚偽の廣告に依る行爲とを以てしたる者を罰せんとするに在る。

新聞雜誌とは通俗に所謂新聞又は雜誌である。追々出版物法の制定に依り統一さるゝことであらうが現行法律の下に於ては新聞雜誌は或は新聞紙法に依り發行するあり或は出版法に依り發行するありて區々である。

其ノ他ノ方法とは廣告の方法と爲るものならば如何なる種類にても可なり。引札、看板、樂隊行列、奇裝行列、大道演説、廣告塔の如きは普通に行はるゝ所である。引札、廣告の頒布の手段も種々あつて人の取るに委かせる場合あり、又人をして頒布せしむる場合あり、郵便に依るは後者の場合である。

廣告とは不定多數の人に對して或事項を廣く知らせることである。文書を以てする場合には引札の如く通行人に配布することあり又郵便に依り特定人に配布することあるも是れ亦不定多數人に配布する一方法にして通行人に手渡すと同じである。

誇大ノ廣告とは廣告の事項は事實なるも之を誇張して針小棒大に爲せる廣告を謂ふのである。即ち一部は眞實にして誇大された部分は虚偽である、然し事

實其のものは眞實なる點に於て虚偽の廣告と異なるのである。

虚偽ノ廣告とは事實にあらざる事項の廣告を謂ふ。全く虚構の事實を廣告することである、故に誇大の廣告とは異なるのである。

廣告は勢ひ多少誇大と爲り又多少虚偽の事項の加はることは免れ難き所である。従て之を見聞する一般人は廣告には多少掛値ありとして評價するが普通である、故に多少の誇大虚偽ありとするも直ちに本犯を以て論ずべきではない。本號の取締らむとする所は更に進むだ程度のものでなければならぬ、即ち世人をして誤解せしむる虞ある程度に達することを要するのである、世人に迷惑を蒙らしむるものは本犯を以て論ずべきである、而して其の程度は事實問題であつて各具體の場合に於て常識的に判断するのである。

誇大と虚偽とは理論上に於ては前述の如く判然區別し得るも事實問題に爲ると其の區別は困難である。之を區別する標準は廣告の要點が虚偽なるか否かに依り決すべきである。廣告の主要なる事項が事實であつて之を誇張する爲に虚

偽の事項を附加する場合は誇大の廣告であり反之、主要なる事項が虚偽なれば虚偽の廣告である、例へば事務員を募集するに當て實際は給料五十圓なるに之を百圓支給すと廣告するときは虚偽の廣告と云ふべし、何となれば就職に付ては給料は主眼點であるに拘らず之を虚構して居るからである、又事務多忙なるに拘らず閑散なりと廣告し若くは事業が有望なるや否や不明の状態なるに拘らず非常に有望なりと廣告するは誇大の廣告である、何となれば業務の存するところが主眼にして而かも其の業務は現實存在すればなり。斯の如く誇大と虚偽とを區別するも之を混同した處で本號に該る罪であつて別段の處分を爲すことではない、又實際上誇大と虚偽と併び行ふことがある、此の場合も本號該當の一罪にして二罪に非ず。

不正ノ利とは正當ならざる利益である茲では不法の利益と云ふに同じ。利益とは普通は財産上の利益である、然れども必ずしも之に限るものに非ず、人の慾求を満足せしむるに足るものなれば可なり。精神的又は肉體的のものもあらう

求婚廣告に依り本犯と爲る場合もあるであらう。利益の不正と云ふ意義に付ては二の見解がある。其の一は給付と對價を比較して相當の利益に止まるものは不正の利益に非ずと解するのであつて、例へば誇大の廣告を爲して玩具の時計を販賣したるとき玩具時計の價値が代價に對して相當なれば不正の利にあらずと爲すのである、東京區裁判所で屢此趣旨の判決を見る。其の二は誇大若くは虚偽の廣告と云ふ不正手段に由て獲得する利益だから不正の利益なりと解するのであつて、給付と對價を比較して利益が相當であるとか不相當であるとか云ふことは問題にせぬのである、前例の玩具時計の販賣で其の代價は薄利のものであつても販賣の方法として不都合な廣告をして居るから不正の利を得むとするものだと解釋するのである、又其の玩具時計は普通では多く賣れないが誇大の廣告を爲すに因て澤山賣れて多く利益を得るから其の利益は個々は相當でも多く賣れるに因る利益は不正の利なりとも主張する。予は第二説に加擔するのである、犯罪は異なるが刑法詐欺罪(第二百四十條第二項)に「前項ノ方法ヲ以テ財産上不法

ノ利益ヲ得云々」とあるが近頃大審院判例は此の不法の利益とは欺罔の方法に依るから不法であると説明して居る、此の説明を茲に援用する。

【判例】

刑法第二百四十六條第二項ニ所謂「財産上不法ノ利益云々」トハ正ニ利益獲得ノ方法手段ノ不法ナルコトヲ意味シ財産上ノ利益ソノモノカ不法ナルコトヲ意味スルニ非ス(大正十五年十月五日判決)。

利ヲ圖ルとは利益を獲得せむと計劃することを謂ふ。故に未だ利益を獲得せずと雖も利益を得むと欲し其の目的の下に誇大若は虚偽の廣告を爲せば本犯は成立するのである。

本犯は刑法の詐欺罪と頗る密接なる關係がある、詐欺罪は本犯の程度の進むだものだと云へる、從て即決處分に依り本犯を罰する場合は能く事實を捜査して詐欺に非ざることを確めた上で處分せねばならぬ、若し即決處分を爲した後に詐欺罪として重く罰すべき事實を發見しても訴訟法上一事不再理の原則に依

り最早處罰することは出来ぬからである。

詐欺罪は欺罔手段を施して人を錯誤に陥れ因て財物を騙取するの罪である。誇大若は虚偽の廣告は其の方法に依りては欺罔手段と爲り人を錯誤に陥れ得る場合もあるから斯かるときは詐欺の未遂若くは既遂として處罰すべく決して本犯を以て罰すべきものではない。故に本號の取締らむとする誇大若くは虚偽の廣告は欺罔手段と爲らざる程度のもの即ち前述した如く世人をして誤解せしむる虞ある程度のものなれば足るのである。然し勿論欺罔手段たる程度のものでも欺罔さるべき相手方なきときの如く詐欺未遂も成立せざる場合、例へば公然の廣告でも未だ人目に觸れざるときの場合には本犯が成立するのである、何となれば本犯は圖利の目的で誇大若くは虚偽の廣告を爲せば成立する即ち廣告行為の完了に依て本犯は既遂と爲り相手方に對する影響の如何は本犯の成立に何等の關係がないからである。故に本犯と詐欺罪との區別を再言すれば(一)本犯の誇大若くは虚偽の廣告は人を錯誤に陥れる虞ある程度のものなれば足り

(二)本犯は廣告の完了に依り成立し相手方に對する關係を問はぬ、詐欺は直接相手方と交渉を開始したことを要し(三)本犯は利を圖れば足り現に得ると否とを問はぬ、詐欺は財物を得若くは將に得むとしたことを要するのである。

【判例】

警察犯處罰令第二條第六號ニ依リテ處分セラルヘキ所爲ハ欺罔手段ヲ以テ財物ヲ騙取スルコトヲ目的トセス止タ事實ヲ誇張シ又ハ虛構シテ新聞紙雜誌其ノ他ノ方法ニ依リ其ノ事實ヲ廣告シ以テ不正ノ利益ヲ得ンコトヲ圖リタル所爲ナリトス。故ニ被告人カ名ヲ時計ノ割引販賣ニ藉リ金員ヲ騙取センコトヲ企テ郵便廣告ノ方法ヲ利用シテ以テ定價金二十圓ノ瑞西製金張懷中時計一千箇ヲ限リ一等七割ヨリ五等三割ニ至ル迄ノ各割引券ヲ最モ公平ナル抽籤方法ニ依リ抽籤ノ上各一葉宛進呈スル旨虛偽ノ事實ヲ記載シタル印刷物ト金六圓ニ小包郵便料十二錢ヲ添ヘ注文アラハ該時計ヲ送付スヘキ旨ヲ記入シタル七割々引券トヲ送付シテ大分縣速見郡別府町某等ヲ欺罔シ右廣告ヲ誤信セシメ

以テ同人等ヨリ各六圓十二錢ノ郵便爲替證書ヲ郵送セシメテ之ヲ騙取シタル所爲ハ單ニ誇大ノ廣告ヲ爲シテ不正ノ利ヲ圖リタル所爲ニ非スシテ人ヲ欺罔シテ財物ヲ騙取シタル所爲ニ該當スルモノトス(明治四十二年一月二十一日判決)。

【參照條文】

醫師法第七條 醫師ハ何等ノ方法ヲ以テスルチ間ハス業務上學位、稱號及專門科名ヲ除クノ外其ノ技能、療法又ハ經歷ニ關スル廣告ヲ爲スコトヲ得ス

同第十七條 免許ヲ受ケスシテ醫業ヲ爲シタル者、停止中醫業ヲ爲シタル者又ハ第五條、第六條、第七條若ハ第十三條但書ニ違背シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料ニ處ス

齒科醫師法 第七條及第十一條(醫師法ノ規定ト同趣旨ナルニ付省略)

治安警察法 第十六條 街頭其ノ他公衆ノ自由ニ交通スルコトヲ得ル場所ニ於テ文書、圖畫、詩歌ノ揭示、頒布、朗讀若ハ放吟又ハ言語形容其ノ他ノ作爲ヲ爲シ其ノ狀況安寧秩序ヲ紊シ若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ警察官ニ於テ禁止ヲ命スルコトヲ得(禁止命令ニ背ケハ第二十九條)

廣告物取締法 第一條 行政官廳ハ美觀又ハ風致ヲ保存スル爲必要ナリト認ムルトキハ命令ヲ以テ廣告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ノ設置ヲ禁止若ハ制限スルコトヲ得

同第三條 廣告物、看板其ノ他之ニ關スル物件ニシテ危險ノ虞アリ又ハ安寧秩序ヲ害シ若ハ風俗ヲ

警察犯處罰令釋義

素ルノ虞アリト認ムルモノハ行政官廳ニ於テ除却ヲ命シ其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得
同第四條 第二條第三條ニ依ル行政官廳ノ命令ニ違反シタルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス

出版物購
讀又ハ廣
告掲載ノ
強請

七 新聞紙雜誌其ノ他ノ出版物ノ購讀又ハ廣告掲載ニ付強テ其ノ申込ヲ求メタル者

本號は新聞雜誌等出版物の刊行隆盛と爲るに伴ひ之が購讀又は廣告掲載を強ゆるの弊風を生じ之が爲め一般人に迷惑を及ぼし社會生活の平和を害するものあるに依り之を取締るに在り。

本號の犯行は(一)出版物の購讀に付其の申込を強ゆること(二)廣告掲載に付申込を強ゆることの二と爲る。

出版物とは發賣頒布の目的を以て機械的、化學的等其の方法の如何を問はず印刷に依り複製せられたる文書圖畫を謂ふ。出版行爲其のものは出版法、豫約出版法、新聞紙法に依て取締を受け、本犯は出版物の購讀又は廣告掲載の強請

行爲を取締るのである。出版物は即ち印刷物であるから印刷に依らざる文書圖畫に付ては本犯は成立せぬ、例へば手寫せるものゝ如し。謄寫版に依るものは無論印刷物である。

【判例】

出版法ニ所謂文書圖畫ノ印刷ハ其義廣クシテ機械ヲ以テスルト化學的作用ニ依ルト將タ其他ノ方法ヲ以テスルトハ問フ所ニアラスト雖モ筆墨若クハ之ニ類似スル物ヲ以テスル文書圖畫ノ手寫ハ之ヲ印刷ナリト解スヘカラス。炭酸紙ヲ白紙ノ間ニ挟ミ骨筆ノ運用ニ依リテ文書圖畫ヲ複寫スルコトハ手寫ノ範圍ニ屬スルモノナレハ此方法ニ依リテ假令同時ニ二通以上ノ文書圖畫ヲ複寫シ得ルモノトスルモ之ヲ以テ出版法ニ所謂印刷ト云フヘカラス(大正八年十月二十七日判決)。

購讀は出版物の購讀であつて其の出版物は既に發行せられたると否とを問はぬのである。豫約出版物の如きは未だ發行せざる前に購讀者を募るのである。購

讀は有償なるを要す、代償を拂はずして讀むは購讀とは云へぬ。或は購讀は必ずしも有償たるを要せずと云ふ説もあるが賛成することが出来ぬ。知名の士に對して購讀人たる名義を借りむことを強請する如きは第一條第四號強談の所爲として罰すべきである。

廣○告○揭○載○も亦出版物への廣告掲載である。法文は「出版物ノ購讀又ハ廣告掲載ニ付」とあるが故に、廣告掲載は出版物に制限するものと解す。從て廣告塔廣告揭示場等に掲載することを含まぬのである。本號は又一般に廣告其のもの之の申込強請を含まぬのである、斯かる場合は第一條第四號強談の所爲で罰せられるであらう。廣告掲載は有償なるを普通とするが無償でもよいのである、無償であつてもよき廣告を掲載すれば出版物の信用を増し且他の廣告も取れるから往々之を強要する者がある。

【判例】

(一) 警察犯處罰令第二條第七號ニ所謂廣告ハ其ノ掲載ニ付キ代料ノ支拂ヲ

要スルモノノミナラス無償ノ場合ヲモ包含スルモノトス(大正四年五月二十一日判決)。

(二) 苟クモ特定人ノ名義ヲ用ヒ一定ノ事項ヲ新聞紙等ニ掲載セシメ之ヲ他ノ特定人若ハ公衆ニ告知スルモノナルニ於テハ其ノ内容ノ如何ヲ問ハス凡テ警察犯處罰令第二條第七號ニ所謂廣告ニ該當スルモノトス(大正四年五月二十一日判決)。

強○テ○申○込○ヲ○求○ム○とは相手方の意思に反するに拘らず申込を求むるのであつて左に掲ぐる判例で明瞭である。強求の行爲あれば本犯成立し申込を得たると否とを問はぬ、又強求の手段は如何なる方法でもかまはぬが若し暴行、脅迫又は恐喝に亘るときは刑法の恐喝罪又は同法若くは暴力行爲等處罰法の暴行罪、脅迫罪と爲り本犯を以て論ずべきでない。

【判例】

(一) 警察犯處罰令第二條第七號ニ所謂強テ其ノ申込ヲ求メタル者トハ相手

方カ謝絶ノ意ヲ表示スルニ拘ラス強テ其ノ申込ヲ要求スル者ハ勿論相手方ニ於テ謝絶ノ意ヲ表示セサルモ其ノ意ニ反スル場合ニ於テ之ヲ知り乍ラ強テ申込ヲ要求スル者ヲ汎稱スルモノトス（大正八年七月八日判決）。

(二) 警察犯處罰令第二條第七號ハ新聞、雜誌其ノ他ノ出版物ノ廣告掲載ノ申込ヲ求ムルニ強迫ヲ以テスルコトヲ必要トスルモノニ非スシテ理由ヲ付シタル拒絶ニ依リ廣告ヲ爲スコトヲ欲セサルコト既ニ明白ナル者ニ對シ強度ノ勸誘ヲ爲シ其ノ本意ヲ枉ケテ申込ヲ爲スコトヲ要求シ其ノ者ヲシテ不本意ナカラ之ニ應セシメタル場合ノ如キハ之ニ該當スルモノトス（大正七年四月二十九日判決）。

(三) 第二條第七號ニ所謂強テ其ノ申込ヲ求メタル者トハ申込ノ要求カ強迫ニ近キ程度ニ強談的ナルコトヲ必要トセス相手方ニ於テ數回謝絶ノ意思ヲ表示シ其ノ申込ヲ爲スヲ欲セサルコト既ニ明白ナルニ拘ラス尙執拗ニ勸誘ヲ繼續シ其ノ本意ヲ曲ケテ申込ヲ爲サシメントスル場合ノ如キモ亦之ニ該當ス（昭和四年六月二十日判決）。

無斷配付
出版物、
無斷廣告、
求ノ代料請

八 申込ナキ新聞雜誌其ノ他ノ出版物ヲ配付シ又ハ申込ナキ廣告ヲ爲シ其ノ代料ヲ請求シタル者

新聞、雜誌等の出版業者、販賣業者中往々にして申込なきに之を配付し又は申込なき廣告を爲したる後其の代金を請求する者あり。斯かる弊風漸く盛にして一般世人の迷惑を感ずること甚しく社會生活の平和を害するが故に本號は之を取締るのである。

本號の罪は（一）申込なき出版物を配付して其の代料を請求する行爲（二）申込なき廣告を爲して其の代料を請求する行爲の二である。

出版○物に付ては前號に於て説明した通りである。新聞、雜誌は例示に過ぎず總ての出版物を含むのである。出版物以外の物品の配付は第二條第三號で取締る。

【判例】

警察犯處罰令第二條第八號ハ申込ナキ出版物ノ範圍ニ付キ何等制限スルトコ

ロナキヲ以テ新聞紙、雜誌及ヒ其以外ノ出版物ハ總テ之ニ包含セラルル法意ナリト解セサルヲ得ス（大正二年十月二十五日判決）。

配付シハ自ら直接に之を爲すも他人をして之を爲さしむるも又郵便に依りて配付するも同じである。本號にては強て配付するを要せぬのである。若し強て配付するときは收利を目的とするものなら第二條第三號で罰せられるのである。廣告ヲ爲シとは新聞、雜誌等に廣告を掲載するは勿論其の他一切の廣告行爲を包含すと解す。或は茲に所謂廣告は新聞、雜誌等出版物の廣告掲載に限ると解する説あり又立法の趣旨は其の弊害の防遏を主眼としたものであらうが、本號には前號の如く掲載の文字を用ひず第二條第六號の如く單に廣告ヲ爲シとありて掲載の廣告に限るべき理由もないのである。

其ノ代料ノ請求とは出版物に在つては其の代金、廣告に在つては其の料金を請求することであつて代料を請求する點が本犯の主眼である。申込なき出版物を配付し又は申込なき廣告を爲すだけなら差支ないが代料を請求するから本犯

成立するのである。代料の請求は配付又は廣告をした後から爲すのであつて配付と同時に代金を請求することもないではあるまいが此の場合には多くは物品強賣犯（第二條第一號後段）と爲り又廣告する前に料金を請求することは多くは強談犯（第一條）と爲るであらう。尤も強賣も強談も強ゆることを要素とするは勿論である。然るに本犯の請求は強ゆることを必要としないのである、單純に請求の意思表示をすればよい、言葉でも手眞似でも又書面でもよい。而して請求の結果代料を得ると否とは本犯の成立には關係ないのである。

【判例】

警察犯處罰令第二條第八號ニハ申込ナキニ出版物ヲ配付シ其ノ代金ヲ請求スト云フノ外向ホ之ヲ強請スルコトヲ必要トスル文詞ナキヲ以テ強請ヲ必要トセサル法意ナリト云ハサルヘカラス（大正二年十月二十五日判決）。

九 祭事、祝儀又ハ其ノ行列ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者

祭事、祝儀に對しては敬祝の意を表し靜肅に爲すべきことは社會の善良なる

風俗なり、之に對し惡戲又は妨害を爲す者あらば風俗警察上取締る要あり。

本號は祭事祝儀又は其の行列に對して(一)惡戲を爲したる者(二)妨害を爲したる者を處罰す。惡戲且妨害をなすときは勿論本號違反の一罪である。

祭事、祝儀とは祭事は神佛祭典に關する一切の儀式を謂ひ、祝儀とは祝意を表する一切の儀式を謂ふのである。

【判例】

(一) 所謂祭事トハ儀ヲ整ヘ具ヲ供シテ神佛其ノ他ノ靈位ニ奉仕シ敬虔ノ誠ヲ致スノ式事ヲ汎稱ス而シテ本號ノ規定ハ專ラ敬神崇佛等信教ニ關スル良俗ヲ保護シ之カ妨害ヲ排除スルノ趣旨ニ出テタルコト寔ニ明確ナルカ故ニ其ノ祭事ノ起原出所カ法令ニ依ルト舊慣ニ基クトヲ分タサルハ勿論其ノ舉行ノ如キモ必シモ神祠佛堂等ノ境域内ニ限ラサルモノト解スルヲ相當トス從テ郷社ノ例祭ニ當リ其ノ祭儀ニ伴ヒ社域外氏子居住區内ノ地點ニ掲張スル恒例ノ注連飾若ハ古來我國都鄙一般ニ行ハルル稻荷神社ノ初午祭ニ際シ古例ニ導ヒ路

傍ニ樹立スル旗幟ノ如キモ亦當該祭事ノ一部ヲ成スモノト謂フヘク其ノ結果トシテ故ナクシテ此等ノ施設ヲ撤去スルカ如キハ則チ本號ニ所謂祭事ニ對シテ妨害ヲ爲スニ外ナラスト斷定セサルヘカラス(昭和四年三月六日判決)。

其ノ行列とは祭事又は祝儀を執行しつゝある行列を謂ふのである。故に其の行列は祭事、祝儀の一部にして祭事、祝儀に包含されるのであるが疑義を生ずるを避け特に其の行列と規定したのである。

惡戲、妨害とは既に本條第五號他人の業務に對する惡戲、妨害に付て説明した所と同じである。惡戲又は妨害は現實の祭事、祝儀又は其の行列に對して爲さるゝことを要す、即ち既に開始せられ又は將に開始せられむとするものに對する場合は本號に依て罰せられるのであつて、後日執行されむとする祭事、祝儀を不能又は困難ならしむるが如き惡戲、妨害は本犯とは爲らぬ。惡戲、妨害の手段には制限がないから或は暴行、喧噪等に依り祭事、祝儀に直接に妨害を與ふると或は迷信を利用し若くは虚説を傳へて其の平穩なる執行を害するとを

問はぬのである。

葬式の妨害は特に刑法に於て處罰する所であつて本號から除外される。又本號の行爲にして神祠、佛堂、墓所其他禮拜所に對し公然不敬の行爲と爲るときは是れ亦刑法犯として處罰され本號の關する所でない。

〔參照條文〕

刑法第八十八條 神祠、佛堂、墓所其他禮拜所に對し公然不敬ノ行爲アリタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
役若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
説教、禮拜又ハ葬式ヲ妨害シタル者ハ一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

扶助スヘキ者若ハ死體アルヲ申告セズ死體現場變更

一〇 自己占有ノ場所内ニ老幼、不具又ハ疾病ノ爲扶助ヲ要スル者若ハ人ノ死屍、死胎アルコトヲ知リテ速ニ警察官吏ニ申告セサル者
前項ノ死屍、死胎ニ對シ警察官吏ノ指揮ナキニ其ノ現場ヲ變更シタル者
老幼、不具、疾病者は之を扶助する責任の有無を問はず一般に保護を要する者であるから自己占有地内に此等の扶助を要する者あることを發見せば速に警察官吏に申告せしむる必要がある。又人の死屍、死胎は衛生上又は刑事上取締の

必要があるから是れ亦發見次第警察官吏に申告せしめ、尙現場の位置の變更は刑事上證據を滅失し若くは衛生上危險を生ずることもあるから其の變更を禁止する必要があるのである。

本號の第一項は(一)自己占有の場所内に老幼、不具又は疾病の爲め扶助を要する者あることを知りて速に警察官吏に申告せざる罪と(二)自己占有の場所内に人の死屍、死胎あることを知りて速に警察官吏に申告せざる罪と爲り、第二項は自己占有の場所内に在る人の死屍、死胎に對し警察官吏の指揮なきに其の現場を變更する罪である。第一項の罪は不作爲犯である。

自己占有ノ場所内とは自己が實際に支配し居る場所を謂ふのである。借地、借家は勿論のこと一時の留守番も其の邸宅の支配者である。反之、自己の所有地と雖も他人の支配に屬する場合あり、他人の支配内に在るときは申告義務はない。又他人の邸内や公道に扶助を要する者在るを知て申告せざるも罪とは爲らぬ。老幼、不具又ハ疾病ノ爲扶助ヲ要スル者とは老年なる爲め、幼年なる爲め、

不具なる爲め又は疾病の爲に自ら生活を維持するに必要な日常の動作を爲す能はざる者を謂ふ。茲に扶助を要するとは經濟上援助を要すとの謂にあらずして生活上日常の動作が出来ぬのを援助する意味である。而して老幼、不具、疾病の如何なる程度のものが扶助を要するかは事實に付て決するより外ない。貧困の爲め扶助を要する者は本號に當らない。負傷者は病者と云ふべきである。

死○屍、死○胎は人の死體、胎兒の死體である。死して生れた者は死胎である、生れて死した者は死屍である。埋葬規則に依れば死胎は四箇月以上の死産兒を謂ふ(埋葬規則施行細則)のであるが、之は祭祀、埋葬の目的物として人の形體を備へたる點に標準を置たものであらう。然し本號取締の目的は埋葬規則のそれとは異なるから本號の死胎には月數は關係なきものと解する。

知○リ○テとは場所は自己の占有の場所なることを認識し、人は老幼、不具、疾病の爲め扶助を要する者なることを認識したることを謂ふ。

速○ニ○警○察○官○吏○ニ○申○告○セ○サ○ル○者○と云ふ速にとは直ちにと云ふに同じく程度の間

題である。警察官吏とは普通に警察署長、警部、警部補、巡查である。申告の方法は口頭でも書面でもよろしい。自身出頭に限らぬ他人を以て爲すも差支ない、電話、電報亦可なり。而して警察官吏に申告するを要するのであつて他の官吏に申告するも茲に謂ふ申告ではない。

前○項○ノ○死○屍、死○胎とは自己占有の場所内に在る人の死屍、死胎の意味である。警察官吏ノ指揮ナキニ現場ヲ變更スルと云ふ現場とは死屍、死胎の現存する場所の儘と云ふことである、現状と云ふ意味である。故に現場を變更するとは場所を移すことは勿論のこと死胎、死屍の位置を變ずること即ち仰向けを下向に爲し、東枕を西枕に爲し又は手足の位置を變へるが如きことを包含する。現状の保存は犯罪捜査上極めて大切であるから捜査機關の活動する迄現場保存の警察義務を一般に負はせたのである。警察官吏の指揮を待て始めて現状を變更することが出来る他の官吏の指揮では變更は出来ない。然し判檢事が檢證又は鑑定の爲に現状變更を爲し又は命ずることあるが之は訴訟法上の職權行爲であ

るから問題外である。(醫師法施行規則第九條、刑法第一九二條參照)。

自己占有の場所内に死屍、死胎を發見して之を警察官吏に届出せず且其の死屍、死胎の現状を變更した場合は第一項及第二項の違反で二罪であり其の刑を併科されるのである。他人占有の場所内に於ける場合は前述の通り本號の間ふ所ではない。

一一 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ喧噪シ、横臥シ又ハ泥酔シテ徘徊シタル者

往來ノ喧
噪横臥、
泥酔

公衆の自由に交通し得る場所に於て喧噪し、横臥し又は泥酔して徘徊するが如きは公衆の交通を妨害するのみならず、善良なる風俗を害するものであるから此の規定を設けたのである。

本號は三個の所爲を罰す即ち公衆の自由に交通し得る場所に於て(一)喧噪した所爲(二)横臥した所爲(三)泥酔して徘徊した所爲である。泥酔の場合を除き孰れも故意を要するが、三個の行爲を併せ行ふも本號違反の一罪である。

公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所とは一般世人が自由に往來し得べき場所を謂ふ水路たる陸路たる又公道たる私道たるを問はぬ、橋梁や公園や神社佛閣の境内、停車場の構内等も含むのである。然し不定多數人の出入する場所ではあるが交通する場所でないから劇場、湯屋等は含まぬ。汽車、電車は交通の機關であつて交通の場所でない、車内に於ける行爲は別の取締を受くるのである(鐵道營業法第四十二條ノ二)。建造物内と雖も公衆の自由往來を許した場所は之に含まれる。

【判例】

所謂公衆ノ自由ニ交通シ得ヘキ場所ハ不特定多數ノ者ノ自由ニ往來シ得ヘキ場所ノ謂ニシテ必シモ公路タルコトヲ要スルモノニ非ス且本來特定人ノ爲ニ設ケタル通路ト雖不特定多數ノ人ノ自由ニ往來スルコトヲ許ス場合ニ於テハ其通路ハ公衆ノ自由ニ往來スルコトヲ得ヘキ場所タルヲ失ハサルモノトス(大正十二年一月二十三日判決)。

喧噪とは大聲放吟其の他の噪しき行爲を謂ひ、靜謐を害する行爲である。肉

聲に依る外、道具を用ゆる場合もある、例へば喇叭を吹き石油罐を敲くが如き又は犬を嚇して吠えしむるが如きこともあらう。喧噪の行爲と雖も法令又は慣習上許容されたものは當然除外されるのである、例へば兵卒の練習喇叭、廣告の音楽行列、祭禮の木遣等の如きは喧噪であつても本犯として論ずべきでない、本號に於ては故なき喧噪を防遏するのである。

横臥とは身體を横へるを謂ふ。酔へると否と又眠れると否とを問はぬ。公園のロハ臺等に横臥する者は本犯に當るのである。急病で横臥するは不可抗力で固より罰すべきものではない。

泥酔シテ徘徊スと云ふ泥酔は酒に甚しく酔ふたことであるが、泥酔したのみでは罪と爲らぬ徘徊して罪と爲るのであつて、徘徊とは諸所をうろつき歩くのである。御馳走酒に酔拂つて千鳥足で道路を彼處へ行つたり此處へ來りして居る連中は本號で罰せられるが、之を罰するは其時の状況に依り寛嚴宜しきを得なくてはならぬ。泥酔の爲め心神喪失の状態に爲る者もあらう、斯かる場合で

行政執行法第一條に依り檢束を加へて、本人を保護してやるべきものである。泥酔して喧噪し横臥する者は喧噪又は横臥で罰せられる、泥酔喧噪して徘徊すれば是れ亦本號違反の一罪であつて二罪ではない。

喧噪、横臥及泥酔徘徊は交通妨害の虞ある行爲である、然し妨害と爲りたることを以て本犯成立の要素とするのではない、本犯は風俗警察上の取締の必要もあるのである。

【判例】

(一) 警察犯處罰令第二條第十一號ノ罪ノ成立ニハ公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ喧噪シ横臥シ又ハ泥酔シテ徘徊スル行爲アルヲ以テ足り該行爲ガ公衆ノ交通ノ自由ヲ妨害スル程度ノモノナルト否ト犯人ニ於テ當時一定ノ行先地又ハ目的ヲ有シ居タルト否トハ同罪ノ成立ニ影響ナシ(昭和七年十一月十五日判決)。

(二) 警察犯處罰令第二條第十一號ハ公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ喧

噪シタル者ヲ處罰スルモノニシテ右喧噪行為カ個人單獨ノ行為ナルト團體的ニ又ハ多數一團ト爲ツテ爲サレタルトヲ問フコトナシ唯若シ右ノ如キ喧噪行為ガ多衆運動ニ際シテ爲サレ其ノ態樣ニ於テ安寧秩序ヲ紊ス程度ニ及ヒ且警察官ノ制止ヲ受ケテ之ニ從ハサルニ於テハ之ニ對シ治安警察法第十二條第二十六條ノ適用アルヘク又若シ右行為カ文書詩歌ノ朗讀放吟其ノ他ノ作爲ニヨリテ一定ノ意思表示ヲ爲スヲ内容トシ其ノ態樣ニ於テ安寧秩序ヲ紊シ若クハ風俗ヲ害スル程度ニ及ヒ且警察官ノ禁止命令ヲ受ケテ之ニ違背スルニ於テハ之ニ對シ治安警察法第十六條第二十九條ノ適用アルヘシト雖モ右ノ各要件ヲ具ヘタル喧噪行為ニ對シテハ前記警察犯處罰令ノ規定ノ適用アルモノト言ハサルヘカラス（昭和五年十一月二十日判決）。

〔參照條文〕

治安警察法第十二條 集會又ハ多衆運動ノ場合ニ於テ故ラニ喧擾シ又ハ狂暴ニ渉ル者アルトキハ警察官ハ之ヲ制止シ其ノ命ニ從ハサルトキハ現場ヨリ退去セシムルコトヲ得

同第十六條 街頭其ノ他公衆ノ自由ニ交通スルコトヲ得ル場所ニ於テ文書、圖畫、詩歌ノ揭示、頒布、朗讀若ハ放吟又ハ言語形容其ノ他ノ作爲ヲナシ其ノ狀況安寧秩序ヲ紊シ若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ警察官ニ於テ禁止ヲ命スルコトヲ得

同第二十六條 第十二條ニ依リ退去ヲ命セラレタル後仍退去セサル者ハ一月以下ノ禁錮又ハ二十四以下ノ罰金ニ處ス

同第二十九條 第十六條ノ禁止ノ命ニ違背シタル者ハ一月以下ノ禁錮又ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

交通妨害

一一 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ濫ニ車馬舟筏其ノ他ノ物件ヲ置キ又ハ交通ノ妨害ト爲ルヘキ行為ヲ爲シタル者

公衆往來ノ妨害と爲るべき行為は之を取締りて交通の安全を期さなければならぬ是れ本號の規定ある所以である。

本號の罪は（イ）公衆の自由に交通し得る場所に於て（ロ）濫に（ハ）交通の妨害と爲るべき行為を爲したることに依て成立する。

公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所に就ては前號に於て説明した所である。

濫ニとは正當の事由なきことを謂ふのである。(判例五、六參照)。
 交通ノ妨害ト爲ルヘキ行爲とは交通の妨害と爲る虞ある總ての行爲である。
 車馬舟筏其の他の物體を置くことも妨害と爲るべき行爲である。法文では特に
 之を掲げ「又ハ交通ノ妨害ト爲ルヘキ行爲」と規定するも又ハの文字は其ノ他
 とした方がよいのである。妨害と爲るべき行爲には遊戯、疾走等種々あるであ
 らう。喧噪、横臥、泥酔徘徊も之に該る場合もあらう、此の場合は一所爲數法
 に該る場合である(刑法第五、十四條)。妨害と爲るべき行爲なれば足るのであつて現に妨
 害と爲ると否とを問はぬのである。道路を損壞又は壅塞して妨害を生ぜしめたる
 者は刑法に依て罰せらる。(刑法第二百二十四條)。

【判例】

(一) 街路ニシテ公衆ノ往來最モ頻繁ナル場所ニ幅四尺長六尺ノ屋臺車ヲ置
 キ物品ノ販賣ヲ爲シタルトキハ、其ノ時間ノ長短ヲ問ハズ正當ノ事由存セサ
 ル限リ警察犯處罰令第二條第十二號ノ犯罪ヲ構成ス。而シテ被告カ種物露店

營業者ナル事實ハ正當ノ事由ト爲ラサルモノトス(大正五年六月二十六日判決)。

(二) 警察犯處罰令第二條第十二號ニ所謂交通妨害トナルヘキ行爲タルコト
 ヲ判示スルニハ必スシモ犯人ノ爲シタル行爲ヲ詳記スルノ要ナシト雖モ犯人
 ノ爲シタル行爲カ如何ナル行爲ニシテ如何ニ交通ノ妨害トナルヘキヤヲ認識
 シ得ヘキ程度ニ於テ之ヲ明確ナラシムルコトヲ要ス(大正九年七月五日判決)。

(三) 或袋地ニ甲ノ住宅及同人ノ借家二軒アリテ同人及借受人並其家族等數
 名之ニ居住シ其出入口ハ是等ノ者並是等ノ者ニ用事アル不特定多數ノ者ノ爲
 ニ日常自由ニ交通ノ用ニ供セラルル場所ニシテ公衆ノ自由ニ往來シ得ヘキ場
 所ナルコト明瞭ナル場合ニ於テハ右出入口ニ板ヲ打付ケ外部トノ交通ヲ不能
 ナラシメタル所爲ニ對シ警察犯處罰令第二條第十二號ヲ適用スルハ正當ナリ
 トス(大正十二年一月二十三日判決)。

(四) 刑法第二百二十四條第一項ノ罪ハ所謂具體的危險犯ト稱セララルモノニ
 シテ特ニ其ノ行爲ノ結果往來妨害ナル危險狀態ヲ發生セシムルコトヲ要スル

ニ拘ラス本號ノ罪ハ所謂抽象的危險犯ト稱セラルヘキモノニシテ其ノ行爲ノ一般的性質ニ於テ交通妨害ノ危險性ヲ有スルコトヲ以テ足り特ニ具體的ニ往來妨害ナル危險状態ヲ發生セシムルコトヲ要セスシテ兩者ノ罪ハ全然其ノ構成要件ヲ異ニシ罪質ヲ同フセサルモノナレハ刑法第五十五條ニ所謂同一ノ罪名ニ觸ルルモノト爲スコトヲ得ス（昭和三年五月三十一日判決）。

（五）警察犯處罰令第二條第十二號ニ所謂濫ニトハ正當ノ事由ナキコトヲ謂フモノニシテ食事ハ人生必要ノコトナリト雖モ公衆ノ自由ニ交通シ得ル道路ニ判示ノ如ク自動車ヲ放置セスシテ食事スルコトヲ得ヘキカ故ニ食事ハ右ニ所謂正當ノ事由ニ該當セス（昭和七年三月二十八日判決）。

（六）所謂濫ニトハ社會通念上正當ノ事由アリト認ムルコトヲ得サル場合ヲ指示スルモノトス故ニ街路ニシテ公衆ノ自由ニ交通シ得ヘキ場所ニ自動車ヲ置キタルトキハ之ヲ置クコトニ付正當ノ事由存セサル限りハ濫ニ之ヲ爲シタルモノト認ムベキモノトス（昭和七年十月二十九日判決）。

刑法第二百二十四條 陸路、水路又ハ橋梁ヲ破壊又ハ墮塞シテ往來ノ妨害ヲ生セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比シ重キニ從ツテ處斷ス

一三 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ危險ノ虞アルトキ點燈其ノ他豫防ノ装置ヲ爲スノ義務ヲ怠リタル者

交通の安全を期する爲に刑法に於て第十一章往來を妨害する罪を認め、本法は前號に於て妨害と爲るべき行爲を罰するのみならず、本號に於て危險の虞あるとき點燈其の他豫防の装置を爲す義務を怠りたる者を取締るのである。

本號の罪は公衆の自由に交通し得る場所に於て危險の虞あるとき其の豫防の装置を爲す義務を怠りたるに依り成立し、不作爲犯であり又故意過失を問はぬのである。

公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所に於て既に説明した。

危險ノ虞アルトキとは他人の生命、身體、財産に危害を與ふる虞ある場合を謂

ひ、如何なる場合が危険の虞あるときなりやは事實問題である。而して危険を醸す状態は世人の往來する場所に關係あることを要するけれども必ずしも其の場所そのものに存するを要せぬ、例へば路面に陥没を生じ又は橋板の一部破損の如きは交通の場所そのものに存する場合なれども道路に接する石垣、土壁の崩壊しかゝれる又は家屋、材木等の傾倒せむとするが如きは交通の場所そのものに存せずして而かも交通する者に危害を與ふる虞ある場合である。

點燈其ノ他豫防ノ装置と云ふ點燈は例示であつて夜間に於ける豫防装置の一に過ぎぬ、其の他の豫防装置には繩張を爲すとか木柵を作るとか番人を置くとか假修繕を爲すとか種々の方法があるであらう。

義務ヲ怠リとは法令又は行政處分に依り豫防装置を爲す義務を負擔せる者が其の義務を怠ることを謂ひ、義務なき者には本犯の適用なし。例へば公道の路面に陥没箇所を發見した通行人には豫防装置を爲す義務はない。然し家屋の建築に付土石の墜落散亂を防ぐべく警察下命に依り豫防装置を命ぜられた者は義

務ある者である。義務を怠るとは豫防装置を爲さざることである、其の爲さざるとは故意に出でたと過失に出でたとを問はぬのである。尤も危険の虞あることを認識せざりしか又は豫防装置を爲す義務あることを認識せざりし爲ならば、刑法に所謂罪と爲る事實を知らざりし者にして處罰さるべきものでない。

一四 劇場、寄席其ノ他公衆會同ノ場所ニ於テ妨害ヲ爲シタル者

劇場、寄席其の他公衆會同の場所は娛樂若くは或る目的の爲に會同するものなれば靜肅にして其の目的を達せしめねばならぬ。然るに是等に對して妨害を爲すは其の目的を妨ぐるのみならず風儀上之を取締るの必要があるのである。

本號の罪は劇場、寄席其の他公衆會同の場所に於て會衆の妨害を爲したることによりて成立する。

劇場、寄席其ノ他公衆會同ノ場所とは劇場、寄席は例示であつて公衆會同の場所は不特定多數人の集合する場所である。角力場、活動寫眞館、演說會場、說教場等皆其れである。其の場所は屋内たると屋外たるとを問はず、屋外なら

圍障あると否とを問はず、又固より入場料の有無は問題でない。治安警察法に所謂集會は多數人が共同目的の下に集合するを謂ひ特定多數人の場合と不特定多數人の場合とあらう、不特定多數人の集會が茲に所謂公衆會同である。

會衆ノ妨害ヲ爲シタルと云ふ會衆は其の場所に現在會同して居る公衆であつて、會衆の妨害を爲したとは現に會同せる公衆に對して其の會同の目的に付事實妨害を爲したことであり、單に妨害と爲るべき行爲を爲したるを云ふに非ず、例へば會同に於て公衆の妨害を爲さむが爲め或方法を講じ置きたるも偶々會同が行はれざりし場合の如し。妨害行爲は如何なる種類にても可なり、然し其の行爲が妨害と爲りたるか否かは事實問題である。會衆に對し實際妨害を加へたことを要するのであるから會衆中の一兩名に妨害を加へたのでは本犯とならぬ。例之、劇場で隣席の者の邪魔をするは未だ會衆の邪魔にあらず、然し大聲を發して一般觀客の邪魔と爲れば本犯として罰し得るが如し。而して犯人は會衆内の者たると會衆外の者たるとを問はず又妨害を生じたるとき其の現場に居りたる

と否とを問はず本犯は成立するのである。

治安警察法に於ては公安維持の見地より特に左の行爲の取締を規定して居る。

〔參照條文〕

治警第十二條 集會又ハ多衆運動ノ場合ニ於テ放ラニ喧擾シ又ハ狂暴ニ涉ル者アルトキハ警察官ハ之ヲ制止シ其ノ命令ニ從ハサルトキハ現場ヨリ退去セシムルコトヲ得

同第二十六條 第十二條ニ依リ退去ヲ命セラレタル後仍退去セサル者ハ一月以下ノ輕禁錮又ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

混雜増加

一五 雜沓ノ場所ニ於テ制止ヲ肯セス混雜ヲ増スノ行爲ヲ爲シタル者

雜沓の場所に於ては各人互に相譲り混雜を増すことを避くべきである。然るに却て混雜を増す行爲を爲すが如きは之を制止せなければならぬ、從て其の制止を肯ぜざるに至ては之を取締るの必要がある。

本號の罪は雜沓の場所に於て制止を背せず混雜を増すの行爲を爲したることに依りて成立する。

雜沓ノ場所とは屋内たると屋外たるとを問はず群衆の込合へる場所を謂ふ。

警察犯處罰令釋義

例へば縁日、祭禮又は觀物場、劇場内の混雜せる場所の如き是である。

制○止○ヲ○肯○セ○ス○とは制止を受けても承知せずに混雜を増す行爲を爲すことである。制止は言語に依ると又舉動に依るとを問はず止めると云ふ意思表示であればよい。之を肯ぜぬとは言語なり舉動なりの制止の表意を了解したるに拘らず之に應ぜぬことである。而して制止する者は警察官吏である、普通人の制止には應ずべき義務なきものと思ふ。

混○雜○ヲ○増○ス○ノ○行○爲○とは混雜を増す行爲ならば如何なる行爲でもよい、作爲に限らず不作爲でもよい、例へば交通整理の巡査が進行を命じたるに之に應ぜず佇立して動かざるが如し。而して増すの行爲であれば足り事實混雜を増した結果あることを要せぬ。又犯人は必ずしも雜沓の内に居る者に限らぬ外部に居つても差支ない、例へば街路に面する二階から其の行爲を爲すが如し。

【判例】

多數ノ青年カ太鼓臺ヲ昇出シ太鼓ヲ敲キ見物人モ數多集リ來リテ雜沓セル折

柄其ノ現場ニ許可ヲ得スシテ太鼓臺ヲ昇出シタル所爲ヲ禁止スル目的ヲ以テ巡査カ出張シ許可ヲ得スシテ太鼓臺ヲ昇出シタル所爲ヲ禁シ混雜ヲ増スヘキ行爲ヲ制止シタルニ拘ラス被告カ之ニ反抗シ止メル要ナシ此儘行ケト大聲連呼シ多衆モ亦之ニ和シ爲ニ青年カ巡査ノ命令ノ如クセサリシハ即チ被告ニ於テ雜沓ノ場所ニテ警察官吏ノ爲シタル制止ヲ肯セス混雜ヲ増大ナラシムヘキ行爲ヲ爲シタルモノニシテ警察犯處罰令第二條第十五號ニ該當スルモノトス
(大正八年十一月十三日判決)。

公安維持の爲に治安警察法に左の規定あり。

〔參照條文〕

治警第八條第一項 安寧秩序ヲ保持スル爲必要ナル場合ニ於テハ警察官ハ屋外ノ集會又ハ多衆運動

若ハ群衆ヲ制限、禁止若ハ解散シ又ハ屋内ノ集會ヲ解散スルコトヲ得

同第二十三條第一項 第八條第一項ノ制限若ハ禁止ノ命令ニ違背シ又ハ解散ヲ命セラレタル後仍退散セサル者ハ二月以下ノ輕禁錮又ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

一六 人ヲ誑惑セシムヘキ流言浮説又ハ虚報ヲ爲シタル者

警察犯處罰令釋義

流言、浮説、虚報

流言蜚語は人を惑はせ社會に不安を與ふること尠なからざるを以て保安警察上之を取締るの必要がある。

本號の罪は(一)人を誑惑せしむべき流言浮説を爲し、(二)人を誑惑せしむべき虚報を爲すことに依りて成立する。

人ヲ誑惑セシムヘキとは人を惑はすに足ることである。必ずしも誑惑せしめたことを要せぬ。人を惑はすに足るか否かは犯人の主觀に依りて定まるに非ず、客觀的に世間一般より觀察して決すべきものである。本人は戲言に過ぎずと思ふても客觀的に見て誑惑せしむべき性質を有すれば本犯成立するのである。

流言浮説とは根もなき話である。即ち根據なき風説である。虚報とは眞實ならざる報知である。

流言浮説又は虚報の方法は口頭に依ると文書に依ると又新聞雜誌其の他の出版物に依るとを問はない。之が主唱者は勿論のこと之が傳説者も罰せられる。必ず相手方あるを要するが其の相手方は不定多數人なるを要せぬ特定少數人に對

して爲すも罰せられる。而して流言浮説又は虚報を爲しても之が單純な滑稽的戲言に過ぎないものは罪と爲らぬ、本犯の成立には必ず人を誑惑せしむべき性質を有するものでなければならぬ。

【判例】

(一) 警察犯處罰令第二條第十六號ノ罪ハ人ヲ誑惑セシムヘキ虚偽ノ事實ヲ人ニ知ラシムル行爲ヲ總稱シ其ノ被通知者カ不定多數ナル場合ト將タ特定ノ一人若クハ數人ナル場合トヲ問ハス汎ク之ヲ處罰スルノ趣意ナリトス(大正三年十二月十八日判決)。

(二) 人ヲ誑惑セシムヘキ流言、浮説又ハ虚報ヲ爲シタル罪ノ成立ニハ流言、浮説又ハ虚報ニシテ人ヲ誑惑セシムヘキ性質ヲ有スル以上不定多數ノ人ニ對シ之ヲ爲スト特定ノ人ニ對シ之ヲ爲ストヲ問ハサルモノトス(大正五年九月二十八日判決)。

刑法に於ては虚偽の風説を流布して人の信用を毀損し又は業務を妨害したる

者を罰して居る。

〔參照條文〕

刑法第二百三十三條 虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計ヲ用ヒ人ノ信用ヲ毀損シ若クハ其ノ業務ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

【判例】

刑法第二百三十三條ニ所謂虚偽ノ風説ヲ流布ストハ虚偽ノ事實ヲ不定多數ノ人ニ傳播セシムルノ謂ニシテ必スシモ犯人カ直接ニ不定多數ノ人ニ對シテ虚偽ノ事實ヲ告知スルコトヲ要スルモノニ非ス故ニ特定少數ノ人ニ對シテ虚偽ノ事實ヲ告知シタル場合ト雖モ苟モ他人ノ口ヲ藉リテ順次右事實カ不定多數ノ人ニ傳播セラルルコトヲ認識シテ之ヲ爲シ其ノ結果ヲ發セシムルニ於テハ所謂虚偽ノ風説ヲ流布シタルモノト謂フヲ妨ケス(大正五年十二月十八日判決)。

一七 妄ニ吉凶禍福ヲ説キ又ハ祈禱、符呪等ヲ爲シ若ハ守札類ヲ授與シテ人ヲ惑ハシタル者

吉凶禍福

吉凶禍福を説き祈禱、符呪を爲し又は守札類を授與することは古來神官、僧侶、易者等の行ふ所である、此等は宗教上の信仰心に訴へ若くは哲學的究理に則り世人を救濟するに在るが故に之を取締る必要はない。然し宗教的にも哲學的にも何等教養なき者が人の弱點に乘じ迷信を利用し妄に之を行ひて人を惑はすものもあるから之を取締る必要を見るのである。

本號の犯行は分れて(イ)妄に吉凶禍福を説きて人を惑はしたること、(ロ)妄に祈禱、符呪等を爲して人を惑はしたること、(ハ)妄に守札類を授與して人を惑はしたることの三と爲り、本犯の構成には(一)前掲の行爲を、(二)妄に爲し因て、(三)人を惑はしたることを要するのである。

妄。ニとは荒誕無稽根も葉もなきこと即ち根據なきを意味す。濫。ニは行爲の不法性を意味し、妄。ニは行爲に根據なきを意味す。故に教理又は究理に基きて爲すは妄にあらず。人を惑はすと雖も妄ならざるときは罪と爲らぬ。姓名により禍福を説くは古來選名等沿く行はるゝ所直に無稽なりと云ふを得ず。

吉凶禍福ヲ説キとは吉だとか凶だとか禍だ福だと説くことで説明を要しない。祈禱、符呪等ヲ爲シと云ふ祈禱、符呪は例示である、之に類する行爲を含むのである。例へば各種の「まじなひ」の如し。元來祈禱(いのり)符呪(のろひ)禁厭(まじなひ)等は或は幸福を招ぐ爲に或は災厄を致す爲に用ひ其の目的や方法に依りて區別せられ又は各宗各派に依り其の用語を異にする様である。然し其の本質に至りては同種類のもので或は神佛の通力に依り或は他の神祕力に依り災厄を免れ若くは災厄を下さむことを祈るのである。従て強て判然たる區別を爲すに及ばぬと思ふ。左に参考の爲め法曹會の決議を掲げて置く。

〔法曹會決議〕 禁厭ト符呪トハ異別ノ行爲ニ非ス

理由 國學者ノ説ク所ニ依レハ他人ニ幸又ハ禍ノ及フヘキ詞ヲ以テ神ニ祈ルヲ「とこふ」ト云ヒ詞ヲ用キスシテ他人ニ禍ノ及フヘキヲ一心ニ念スルヲ「呪ふ」ト云ヒ又物ニ擬シテ幸又ハ禍ヲ念スルヲ「厭ふ」ト云フ(伴信友全集)、然ルニ今日ニ於テハ右ノ如キ截然タル區別ハ消滅シタルモノナリ之ヲ佛門各

宗派ノ禁厭、符呪ニ關スル宗規上ノ取締ニ徴スルニ天臺宗ニ於テハ禁厭ノミニ付其ノ取締ノ規定ヲ設ケ又ハ法華宗ニ於テハ符呪ノミニ付其ノ規定ヲ掲ケルモ而モ事柄ハ同一ノモノナリ故ニ警察犯處罰令ノ適用ニ付テハ行爲カ禁厭ニ該ルヤ將符呪ニ該ルヤヲ確定スルヲ要スルモノニ非ス苟モ厭勝呪咀ノ行爲ニ屬スルモノハ同令第二條第十八號ヲ適用シテ可ナリトス。

守札類ヲ授與シト云ふ守札は例示である、之に類するものには彫像、畫像其の他種々の物があらう。授與するのであるから其の物を相手方の占有に移すことが必要である、單に之を示し又は之に禮拜せしむるだけでは授與にはならぬ。效驗顯著なる畫像なりとて之を示して禮拜せしむる如きは或は祈禱、符呪等の行爲と爲る場合もあるであらう。

人ヲ惑ハシタル者と云ふを以て他人を惑はしたる事實あるを必要とす。妄に吉凶禍福を説くも人を惑はすに至らざれば本犯と爲らず。惑ハスとは人の心の平穩を害することである。惑はされたる者あれば足り其の人數の多少又は回數

の如何は犯情の輕重に關するに止まる。

本犯は收利の目的に出でたと否とを問はず、他人の需に應じて爲したると否と問はぬのである、固より犯人の職業如何に依り定まるものでない。故に神官、僧侶と雖も妄に之を行ふときは處罰を免がれぬのである。

一八 病者ニ對シ禁厭、祈禱、符呪等ヲ爲シ又ハ神符、神水等ヲ與ヘ醫療ヲ妨ケタル者

民間には今尙病者に對して禁厭、祈禱等を爲し又は神符、神水等を與ふるの風習あり。其の基く所は一面には敬神崇佛の信仰心より發するものあれば又他面には單なる世俗の迷信に出づるものもある。前者には良俗として認むべきものあれども後者は陋風として排斥すべきもの多く、時には其の方法にして人體を損じ人命を害することあり。風俗警察上取締るべきのみならず又醫療を妨ぐるに至ては衛生警察上放置し難き所である。

本號の犯行は(一)病者に對し禁厭、祈禱、符呪等を爲し醫療を妨げたるこ

害
醫療ノ妨

と、(二)病者に對し神符、神水等を與へ醫療を妨げたることの二と爲る、本犯の成立は(イ)病者に對すること、(ロ)前掲の行爲を爲すこと、(ハ)醫療を妨げたることを要するのである。

病者ニ對シとあるから病者を目標として爲されたることを要する。

禁厭、祈禱、符呪は例示である、之に類することなれば可なり。前號の説明を參照せられたい。

神符、神水も例示である、之に類するものを與ふる行爲を包含す。神符は水天宮の御符とか不動尊の御符と云ふが如く又神水とは藥師如來のお水とか天理教のお水と云ふが如し。その他神饌、神札等種々の物があるであらう。

醫療ヲ妨ケタル者とあるを以て醫師の治療を妨げたることを要す。必ずしも醫療中に在ると否とを問はない。積極的に相手方の醫療を受くることを制止するは勿論のこと祈禱又は御符を受けたるに依り相手方が自ら醫療を廢したる場合をも包含す。而して犯人は必しも惡意なるを要せず、善意且無償の場合にて

も本犯を構成す。職業的なると否とは固より問ふ所でない。

【判例】

(一) 警察犯處罰令第二條第十八號ノ罪ハ病者ニ對シテ其ノ未タ醫療ヲ受ケサル前ナルト否トヲ問ハス苟クモ所定ノ所爲ヲ行ヒ病者ヲシテ醫療ヲ受クルコトヲ避止セシメ又ハ既ニ受ケタル醫療ノ效果ヲ遮斷セシムルニ因リ成立スルモノトス(大正四年十二月十日判決)。

(二) 祈禱、禁厭、符呪ノ如キ所爲ハ必スシモ法令ノ禁スル所ニ非ス又醫療ト相容レサルモノニ非ス但タ是等ノ方法ニ因リ醫療ヲ妨礙スル場合ニ於テ始メテ處罰セラルヘキモノトス(大正四年十二月十日判決)。

(三) 警察犯處罰令第二條第十八號ノ罪ノ成立スルニハ所定ノ所爲ニ因リテ病者ノ醫療ヲ受クルコトヲ妨ケ又ハ既ニ受ケタル醫療ノ效果ヲ礙クヘキ諸般ノ行爲ヲ爲スヲ以テ足リ必スシモ特殊ナル醫療妨礙ノ結果ヲ發生セシムルコトヲ必要トセス。故ニ醫療ノ目的ヲ以テ病者ノ患部ニ施シ在リタル繃帶ヲ除

去シ其ノ患部ニ木葉ヲ燒キタル粉末ヲ練リタル物質ヲ塗布シ而シテ祈禱ヲ爲スカ如キ所爲ハ警察犯處罰令第二條第十八號ニ該當スルモノトス(大正四年十二月十日判決)。

(四) 警察犯處罰令第二條第十八號ノ罪ハ病者ニ對シ禁厭、祈禱、符呪等ヲ爲シ又ハ神符、神水等ヲ與ヘ依テ醫療ヲ受クルコトヲ妨ケ又ハ已ニ受ケタル醫療ノ效果ヲ礙クヘキ諸般ノ行爲ヲ爲スニ因テ成立シ現實ニ醫療妨礙ノ結果ヲ生スルコトヲ要スルモノニアラス(大正十二年十一月二十九日判決)。

(五) 本號ニ禁厭祈禱符呪等トアルハ禁厭祈禱符呪其ノ他之ニ類似スル行爲ヲ指稱スルモノニシテ其ノ迷信ニ基因スルト否トヲ問ハス又秘密不可思議ノ原理ニ出テタリトスルト否トヲ問ハサルモノトス本號ノ罪ヲ犯シタル者ニ對シ醫療ヲ妨ケタル事實ヲ判示スルニハ醫師ノ治療ヲ受ケ又ハ受ケントスル意思アル病者ヲシテ祈禱類似ノ行爲ニヨリテ其ノ治療ヲ受クルコトヲ止メ又ハ中絶セシメタル事實ヲ認ムルヲ以テ足ル(昭和二年十二月二十三日判決)。

殺人又は傷害の意思を以て本犯の行爲を爲すときは勿論刑法の殺人罪又は傷害罪に依りて處罰さるべく若し殺人、傷害等の意思なくして本犯の行爲に因り人を死に致し又は傷害を加へたるときは刑法過失傷害罪に依りて處罰さるべきであつて本犯を以て罰すべきではない。夫れは犯意又は結果が異なるに依り本犯とは全然異なる犯罪と爲るからである。

〔參照條文〕

刑法第二百九條 過失ニ因リ人ヲ傷害シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

同第二百十條 過失ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

同第二百十一條 業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ三年以上ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一九 濫ニ催眠術ヲ施シタル者

催眠術は之を善用すれば醫療上又教育上相當の效驗あるべきも、之を濫用するときは人の精神作用に異常を來たし健康を害することあり。近來催眠術の流

催眠術濫用

行につれ之を濫用する者あるを以て之を取締る必要がある。

本犯は(一)濫に、(二)催眠術を施したることに依り成立する。

濫ニとは正當の事由なきこと即ち行爲の不法性あることを云ふのであつて既に屢説明した所である。

催眠術とは人の精神に一種の觀念を與へ所謂催眠現象を誘發して人格を一時的に轉換せしむる術である。術は手段方法である、觀念を統一させる手段として視覺聽覺若くは觸覺を利用して觀念の統一に導く爲に色々の方法を探る、方法は單純單調であるから何人にも出来る。之により被術者に潜在意識を與へ二重人格を作り不可思議なる行爲を現出せしむるから濫用の虞れがある。

施スとは催眠術の方法を他人に實行することである。實行すれば足り未だ催眠現象を現はさざるも本犯は成立す。術の未熟なる場合も罰せられる。

催眠術を施したるのみにては本犯と爲らず濫に爲すに依り本犯と爲る、故に醫師と雖も醫療上必要ならざることを知りつゝ之を施すときは本號に依り罰せ

らる。他人の依頼ありたることは未だ以て正當の理由ありとは云へない。濫に催眠術を施したるに因り人を傷害するに至りしときは刑法の過失傷害罪と爲るべく若し故意ありたるときは傷害罪、殺人罪等と爲ること勿論である。

身分詐稱

二〇 官職、位記、勳爵、學位ヲ詐リ又ハ法令ノ定ムル服飾、徽章ヲ僭用シ若ハ之ニ類似ノモノヲ使用シタル者

國家は一定の人に官職、位記、勳爵、學位を授け又法令の定むる服飾、徽章を佩用せしめて其の地位、身分を表彰させて居る。若し之を詐稱し又は僭用する者あらば一面には國家に勳功ある人の名譽を汚損し又綱紀を侵害するのみならず、他面には他の犯罪の豫備行爲たる虞あるを以て之を取締る必要がある。

本號の犯行は三と爲る即ち(一)官職、位記、勳爵、學位を詐りたること、(二)法令の定むる服飾、徽章を僭用したること、(三)若くは之に類似のものを使用したることである。

官職とは官吏の官名と職名とを謂ふ。官名は官吏に任ぜられた者の位置の名

稱である、例へば陸軍大將、海軍少佐、内務書記官、地方事務官、判事、檢事、警視、警部、巡查等の如し。職名は官吏の補せられたる職務の名稱である、例へば何聯隊長、何艇隊司令、何縣何部長、何課長、警察署長、何裁判所判事等の如し。公吏の職名は本號に包含せぬ、即ち村長、助役と詐るも官職の詐稱として罰することは出来ぬのである。

位記とは位階である、正五位とか從七位とか云ふ如し。

勳爵は勳と爵である、勳は勳功等級を謂ひ勳三等とか功六級とか云ふが是である。爵には公、侯、伯、子、男の五階級がある。

學位とは博士號を謂ふのである。學士號は學位ではない。所謂學位は帝國の學位を云ふのであつて外國の學位を含まぬ。官職、位記、勳爵も亦同様に帝國のそれを謂ひ外國のものを包含せぬのである。

詐リとは眞實ならざる事實を眞實なりと稱することである。他人に對して詐れば足り何人でも可なり、必ずしも官公吏に對して詐稱したる場合に限らぬ。詐

る意思表示には言葉を以てするも名刺を以てするも同じである。

法令ノ定ムル服飾、徽章とは帝國の法律、命令に規定せる服飾、徽章にして外國のものを含まぬ。服飾は制服と制服の裝飾とである、文武官の大禮服は勿論司法官、軍人、鐵道官吏、警察官吏等の制服及其の裝飾の如きである。徽章とは御紋章を始め鐵道及郵便の官署の徽章等の如きである。勳章、紀念章、赤十字記章も亦此の中に包含すれども是等に付ては別に取締規定がある。

僭用スルとは之を使用する權限なき者が之を用ゆることを謂ひ、官公吏に對して僭用するに限らず公然之を用ゆれば本犯と爲る。勿論故意あるを要し知らずして用ゆるは罪と爲らぬ。

類似ノモノとは眞物に擬はしきものを謂ふ。一見人をして眞物と誤解せしむる程度のものでなければならぬ。玩具の如きは概ね類似の程度に達せぬのである。之を使用する者は勿論故意あるを要し類似のものたるを知らずして用ゆるは罪と爲るべき事實を知らざるものにして犯罪は成立せぬ。

【判例】

官名詐稱ノ罪ハ犯人ニ於テ己レ自ラ之ヲ詐稱スル場合ハ勿論己レ自ラ詐稱セサルモ其ノ詐稱スルモノニ實行行爲ヲ以テ加擔シタルトキハ共ニ成立スルモノトス（明治四十二年七月五日判決）。

菊御紋章は皇族の外使用することを禁せらる。左に根據を抄録する。

一 禁裏御用或ハ 禁裏御料又ハ 禁裏御内帑ト會符勝示杭標札等ニ書記シ候儀ハ有之間敷事ニ候處往々見受候ニ付以來屹度相改 御用 御料ト而巳書記致候様被 仰出候事

一提燈又ハ陶器其外賣物ニ御紋ヲ畫キ候事共如何ノ儀ニ候以來右之類御紋ヲ私ニ附ケ候事屹度可禁止旨被 仰出候事（明治元年三月太政官布告）。

菊御紋禁止ノ儀ハ兼テ御布告有之候處猶又向後由緒ノ有無ニ不關皇族ノ外總テ被禁止候尤御紋ニ紛敷品相用候儀モ同様不相成候條相改可申事（明治四年六月太政官布告）。

〔参照條文〕

勳章記章褒章ノ佩用取締ニ關スル件(明治四十一年勅令第二百九十二號)

第一條 勳章又ハ布告、勅令ニ依リ制定セラレタル各種ノ記章、褒章ヲ僭用シタル者又ハ其ノ佩用ノ停止ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ處ス外國勳章、記章ノ佩用禁止若ハ停止ニ違反シタル者又ハ佩用免許狀ナクシテ用シタル者亦同シ

第二條 勳章又ハ布告、勅令ニ依リ制定セラレタル各種ノ記章、褒章ニ類似シタル標章ヲ佩用シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス外國勳章ニ類似シタル標章ヲ佩用シタル者亦同シ

赤十字記章名稱等使用者處罰ノ件(大正二年三月勅令第十六號)

第一條 擅ニ白地ニ赤十字ノ記章、赤十字若ハ「ジエネウア」十字ノ名稱又ハ之ト類似ノ記章若ハ名稱ヲ使用シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

擅ニ「ジエネウア」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用スル條約第五條ニ定メタル特殊徽章又ハ之ト類似ノ徽章ヲ船舶ニ使用シタル者ノ罰亦前項ニ同シ

第二條 戰時ニ於テ擅ニ赤十字ノ記章又ハ之ト類似ノ記章ヲ表示シタル旗又ハ臂章ヲ使用シタル者ハ三月以下ノ禁錮ニ處ス前條二項ノ罪ヲ犯シタル者亦同シ

不實ノ申述
二一 官公署ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ其ノ義務アル者ニシテ故ナク申述ヲ肯セサル者

國民が官公署に對し不實の申述を爲し又は故なく申述を肯ぜざることあらば、之が爲め調査上徒らに手數と費用とを要し行政事務の進捗を阻害すること尠少なりとしない、故に斯かる行爲を取締る必要がある。

本號の犯行は分れて(一)官公署に對し不實の申述を爲したること、(二)官公署に對し申述する義務ある者故なく申述を肯ぜざることの二と爲る。

官公署とは官署、公署を謂ふ、刑法に所謂公務所と同じ。例へば警察署、裁判所、稅務署、市町村役場等の如し、官公署の部局も亦官公署である。

不實ノ申述ヲ爲シとは眞實に非ざることを申述ぶるを謂ふ。勿論眞實に非ざることを知りつゝ述ぶる場合である、眞實ならざることでも之を眞實なりと信じて述ぶるは不實の申述ではない。申述を爲す者は申述を爲す義務あるを要せぬ、申述の義務なくとも不實の申立を爲せば本犯と爲る。又申述は官公署の訊問を受けて爲す場合と自ら進むで申立つる場合とを問はぬのである。而して申述の方法は口頭に依ると書面に依るとを問はぬ。申述の義務ある者の中で證人

鑑定人等が宣誓に背きて不實の陳述を爲すときは偽證罪と爲り又不實の申告を爲す者が人をして刑事上又は懲戒處分を受けしむる目的に出でたるときは誣告罪と爲り何れも本犯を以て論ずべきでない。

【判例】

(一) 警察犯處罰令第二條第二十一號前段ハ官公署ヨリ申述ヲ求メラレタル場合ナルト自ラ進ンテ申述スル場合ナルトヲ問ハス苟モ官公署ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シタルトキハ之ニ該當スルモノトス(大正三年七月十四日判決)。

(二) 官公署ノ管掌事務ニ關スル事實ニ付キ虛偽ノ報告ヲ當該官公署ニ爲シタル行爲ニ對シテハ警察犯處罰令第二條第二十一號ヲ適用スヘキモノニシテ同條第十六號ヲ適用スヘキモノニアラス(大正四年十月三十日判決)。

(三) 法律ニ依リ宣誓シタル證人カ虛偽ノ陳述ヲ爲ストキハ該陳述カ其ノ事件ノ裁判ノ結果ニ影響ヲ及ホス虞アルト否トニ論ナク偽證罪ヲ構成スルモノニシテ警察犯處罰令第二條第二十一號ノ規定ニ觸ルルモノニ非ス(大正十二年十

二月十一日判決)。

(四) 公務員ニ對シ虛偽ノ申立ヲ爲シ寄留簿ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタル行爲ハ刑法第百五十七條ノ犯罪ヲ構成セサルモ不實ノ申立ヲ爲シタルモノニ外ナラサルカ故ニ本號ニ該當スルモノトス(大正九年七月十九日判決)。

(五) 訴訟當事者ノ一方カ相手方ノ所在判明ナルニ拘ラス不實ニ相手方ハ所在不明ナリトシテ受訴裁判所ニ對シ公示送達ノ申立ヲ爲シタルトキハ其ノ申立ハ官署ニ對スル不實ノ申告ナリトスルモ本號ニヨリ處罰セララルニ止リ刑法上處罰セララルモノニアラス(大正十年五月四日民判決)。

〔參照條文〕

刑法第百六十九條 法律ニ依リ宣誓シタル證人虛偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

同第百七十一條 法律ニ依リ宣誓シタル鑑定人又ハ通事、虛偽ノ鑑定又ハ通譯ヲ爲シタルトキハ前二條ノ例ニ同シ

同第百七十二條 人ヲシテ刑事又ハ懲戒ノ處分ヲ受ケシムル目的ヲ以テ虛偽ノ申告ヲ爲シタル者ハ第百六十九條ノ例ニ同シ

其ノ義務アル者とは官公署に對し申述を爲すべき義務ある者を謂ふ。申述の義務ありや否やは一に法令の規定に依りて定まる。申述の義務は法規上明かに規定されずとも法規の精神より當然申述義務を包含する場合あり、例へば警察官が古物商又は質屋の帳簿を検査する場合に其の記載に付説明を求むることあるべく之に對しては當然答辯する義務あるものと信ずる（古物商取締法第十三條、質屋取締法第十五條）。

旅客は旅店の主人に對して住所氏名等を申述すべき法律上の義務あることは宿泊届其他の件（明治三十二年内務省令第三十二號）に於て規定されて居るが之は官公署に對する義務でないから本號には該當せぬ但し同省令で處罰して居る。犯罪の捜査を爲す官吏が尋問する場合は人民の任意の供述を待つ外なきも、現行犯の強制處分として訊問する場合は一般に供述すべき義務を負ふて居るのである、之を拒絶し得る場合は法文に規定して居る。被疑者や被告人となると答辯の義務はない、其の理由は防衛權に基くのである。

故ナク申述ヲ肯セスとは社會の通念上正當の事由なくして申述することを承知せぬを謂ひ、此の場合は官公署から申述を要求せらるゝに拘らず申述を肯ぜぬのである。進むで申告すべき義務ある申告義務を怠る場合とは異なるのである（申告義務の例は質屋第三條古物商第六條、爆發物取締第八條等）。又申述を拒み得る權利を認むる場合もある、例へば證人が裁判所に於て證言を拒み得る場合の如し（民事訴訟法第二百八十條以下刑事訴訟法第八十六條以下）。

本號は申述の義務ある者故なく申述を肯ぜざる場合の一般的規定であるから、特殊の場合に特別の規定あるときは其の特別規定に依つて取締るべきであつて本犯を以て論ずべきでない、例へば銃砲火藥類取締法第十八條に依り當該官吏の尋問に對し答辯を爲さず若くは虚偽の陳述を爲したる者は五百圓以下の罰金に處せられ其他結社、集會、多衆運動に關し、精神病者に關し又は外國人の登録事項に付警察官の尋問ありたるとき應答せず若くは答ふるに實を以てせざる者は罰せらるゝが如き是である（治安警察法第十一條第二十五條、精神病者監護法第十一

條第十八條、明治三十二年內務省令第三十二號第九條第十一條、兒童虐待防止法第十一條。

飲用水汚
穢使用妨害

二二 人ノ飲用ニ供スル淨水ヲ汚穢シ又ハ其ノ使用ヲ妨ケ若ハ其ノ水路ニ障礙ヲ爲シタル者

人の飲用に供する淨水は人類生活上一日も缺くべからざるものたること論を俟たぬ所である。之が良否は公衆衛生上重大なる關係があるから、刑法に於て飲料水に關する罪を規定したる外更に本令に依て取締るのである。

本號の犯行は分れて(一)飲用淨水を汚穢したること、(二)飲用淨水の使用を妨げたること、(三)飲用淨水の水路に障礙を爲したることの三と爲る。

人ノ飲用ニ供スル淨水とは吾人が日常飲料とする清水を謂ふのである。其の流水たると湧水たると貯水たるとを問はぬ又一軒で用ゆると數軒で用ゆるとを問はぬ。然し特に人の飲料に汲取りたる水例へば手桶の水茶碗の水は包含せぬ。灌漑用、家畜用の水は勿論人の飲用淨水ではない。

汚穢シタルとは水を濁らしたり不潔物を投じたりする類の行爲に因り良質を

變ずることである。若し汚穢するに因て使用不能に至らしめたときは刑法上の罪と爲る、本號は使用不能に至らざる程度に汚穢したる者を罰するのである。又毒物其の他人の健康を害すべき物を混入したるときは刑法上の犯罪と爲り汚穢如何を問はぬのである。

其ノ使用ヲ妨ケタルとは人の飲用に供する淨水の使用を妨げたるを謂ひ、妨ぐるは一時の使用障礙である、使用不能に至らしむるのではない。妨ぐる方法には制限がない。然し水其の物を變ずるは汚穢犯にあらずんば刑法上の犯罪と爲るから此の場合には水質を變ぜざる他の有形的手段たるを要する、例へば柵を構へて汲取を妨ぐるが如し。

其ノ水路ニ障礙ヲ爲スとは人の飲用に供する淨水の水路即ち水筋に障礙を爲し水の流入、湧出等を阻止することである。其の方法の如何は問はぬのである。但し水道を損壞し又は壅填したるときは刑法上の犯罪と爲る。

(参照條文)

警察犯處罰令釋義

刑法第四百十二條 人ノ飲料ニ供スル淨水ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

同第四百十三條 水道ニ由リ公衆ニ供給スル飲料ノ淨水又ハ其水源ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

同第四百十四條 人ノ飲料ニ供スル淨水ニ毒物其他人ノ健康ヲ害ス可キ物ヲ混入シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

同第四百十六條 水道ニ由リ公衆ニ供給スル飲料ノ淨水又ハ其水源ニ毒物其他人ノ健康ヲ害ス可キ物ヲ混入シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス

同第四百十七條 公衆ノ飲料ニ供スル淨水ノ水道ヲ損壞又ハ壅塞シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

水流妨害

二三 河川、溝渠又ハ下水路ノ疏通ヲ妨クヘキ行爲ヲ爲シタル者

河川ノ疏通を妨ぐれば舟筏の通路を妨げ或は溢水の危険を生ずる虞あり、溝渠、下水路の疏通を妨ぐれば汚物停滞して公衆衛生に危険を及ぼす虞あり、依て刑法に於て溢水及水利に關する罪を認むる外、本令に於て更に是等の疏通を

妨ぐる行爲を取締るのである。

本犯は河川、溝渠又ハ下水路の疏通を妨ぐべき行爲を爲すに依て成立する。

河川、溝渠又ハ下水路と云ふも河川は自然的の流水路を指し、溝渠、下水路は人爲的の排水路を謂ふに過ぎぬ。茲に河川とは河川法に所謂河川より廣く又下水路も下水道法に所謂下水道に限らぬのである。其の大小を問はず又其の公用と私用とを問はぬ。

疏通ヲ妨クヘキ行爲とは疏通を妨げたる事實あるを要せず、妨ぐべき行爲あれば足る。障碍の方法に付ては制限なし。公共の溝渠に塵芥、土石を投棄したる者は其の疏通を妨げずとも汚物掃除施行規則に依つて罰せられる、又堤防を潰潰し、水閘を破壊し其他水利の妨害と爲るべき行爲又は溢水せしむべき行爲あるときは刑法上の犯罪と爲る。

〔参照條文〕

汚物掃除施行規則第十七條ノ二 左ニ掲グル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

警察犯處罰令釋義

- 一、公共溝渠、下水道又ハ河川、運河、池沼、道路、公園等公共ノ用ニ供スル水面又ハ地域ニ塵芥ヲ投棄シタル者
 - 二、公共溝渠又ハ下水道ニ土石ヲ投棄シタル者
- 刑法第二百二十二條及第二百二十三條
河川法第十七條

刺文

二四 自己又ハ他人ノ身體ニ刺文シタル者

身體に刺文するの陋風を放任するは善良なる風俗を維持する所以にあらず故に之を取締るの必要がある。

本犯は自己の身體に刺文する場合と他人の身體に刺文する場合とに分る。

刺文とは通常入墨又はホリモノと稱し人の皮膚に朱墨を注刻し文様を現はすを謂ふ。其の文様の大小と場所の如何は問ふ所でない。刺文は今でも爲、博徒の仲間には實に美麗なものを有する者がある、彼等の談る所に依ると毎日一寸四方づつを刻り其の苦痛を堪へることは容易ではなく朱を入れるときは殊に發熱する全身に刻るときは其の代價莫大と爲るそうである。従て出來上れば之を誇

りとし東京中の湯屋を廻りて他人の驚嘆するを喜んだものであるそうだ。曾ては歐米船舶の水夫等が横濱に来て刺文して歸ることも屢行はれたそうだ。

自ら自己の身體に入墨を爲すとき又他人に依頼して自己の身體に之を爲すときは勿論のこと他人の依頼を受け之に應じたる者も本犯と爲る、報酬の有無又業とするや否やは問題ではない。

二五 出入ヲ禁止シタル場所ニ濫ニ出入シタル者

人の邸宅、建造物及船舶内は特に禁ぜざるも濫に侵入、潜伏すべからざるは刑法の侵入罪及本令第一條第一號の規定する所である。其の以外の場所にして特別の必要よりして一般人の出入を禁止したる場合に之を犯す者を放任せば禁止の目的を達せぬことに爲るから之を取締るの要があるのである。

本犯は（イ）出入を禁止したる場所に（ロ）濫に（ハ）出入したるに依りて成立する。

出入ヲ禁止シタル場所に付て出入を禁ずる者は官公署たると一私人たるとを

出入禁止
違反

問はぬが適法なる禁止でなければならぬ。其の土地又は建造物に付管理其の他之を支配する権限ある者又は法令に依り他人の支配權を制限し得る権限ある者の爲したる禁止であらねばならぬ、(鐵道營業法第三七條、傳染病豫防法第八條、) 禁止は立札、繩張等適當なる方法により表示される、又口頭を以て一々禁ずる場合もあらう。

濫ニ出入スとは前に説明した通り正當なる事由なくして出入するを謂ひ、一般慣習上許されたる場合は濫に出入したるものではない。出入は一回でもよい、數回でも一罪である。

【判例】

(一) 入會權者ニ對スル入山禁止ノ立札ハ入會行爲ノ爲ニ入山スルコトヲ禁止スルニ止マルヲ以テ單ニ入會禁止ノ爲ニスル繩張及立札ヲ撤去スル爲ニ該山林ニ出入スルモ之ヲ以テ本號ニ違反スルモノト謂フヲ得ス(昭和二年九月八日判決)。

(二) 本號ノ罪ハ出入禁止ノ場所ニ濫ニ出入スルニ因リテ成立シ而シテ右出

入ノ禁止ハ其ノ場所ノ所有者占有者等禁止ノ權限アル者ニ於テ之ヲ爲シタルコトヲ必要トスルモ其ノ禁止者カ官公署タルト否トハ敢テ問フ所ニ非サルモノトス(昭和三年十月十六日判決)。

(三) 本號ニ所謂濫ニトハ社會通念ニ照シ相當ノ理由アリトハ認ムルヲ得サル場合ヲ指稱スルモノトス(昭和六年十月二十六日判決)。

二六 官公署ノ榜示シ若ハ官公署ノ指揮ニ依リ榜示セル禁條ヲ犯シ又ハ其ノ設置ニ係ル榜標ヲ汚瀆シ若ハ撤去シタル者

官公署は或は公安保持の爲に或は危險豫防の爲に若くは衛生上其の他行政上の必要から種々な禁條を榜示することがある。若し其の禁條を犯し若くは其の榜示を汚瀆又は撤去する者を放任せば、官公署の企圖せる目的を達するを得ざる結果を生ずべきに依り之を取締る必要があるのである。

本號の犯行は(一)官公署の自ら榜示したる又は官公署の指揮に依り私人が榜示したる禁條を犯したること、(二)其の榜示を汚瀆し若くは撤去したること

の二と爲る。

官公署の意義は第二條第二十一號に於て説明した通りである。

榜示シタルとは一般公衆に對して掲示したることを謂ふ。其の方法には制限なく例へば立札、棒杭、掲示板、張紙等種々あるべし。榜示の場所にも制限なく屋内と屋外とを問はぬ。

禁條とは官公署の禁止命令である。必ずしも數ヶ條あるを要せぬ一ヶ條でも可なり。官公署の榜示したる禁條は例へば此の土手に登るべからず警視廳と云ふが如し、官公署の指揮に依り榜示したる禁條は個人若くは會社等の法人の名義にて其の筋の命に依り何々の事項御斷り申すと云ふが如し。而して榜示せる禁條にして官公署の意思に出でざるものに付ては、其の禁を犯すも本號の罪とは爲らぬ但し他の罪と爲ることはあるであらう、例へば個人が其の庭園に官公署の指揮に依らず勝手に此の處魚鳥捕ふべからずと云ふ禁札を立てたる場合に、此の場所にて狩獵を試みたる者は禁條違反として本號に依り處罰せらるゝ

ことなきも、人家附近にて發砲した廉を以て狩獵法違反に問はれることはあらう、又此の處落書すべからず若くは小便御斷りの掲示を出しても官公署の指揮に依るものでなければ、之を犯す者は只器物毀損罪に問はるゝか損害賠償の責任を負ふことあらむも本犯を以て論すべきでない。更に又注意すべきは官公署の榜示せる禁條と雖も必ずしも本號に謂ふ所の禁條にはあらずして、既に法令に於て禁止せる事項を注意的に榜示せる場合がある、例へば鐵道列車内に鐵道營業法に定められたる禁條を掲示せるが如き場合に於て其の禁條違反は鐵道營業法違反として罰せらるゝものであつて本號の犯行として論すべきでない。故に本號の所謂禁條は法令に定むる罰則事項に非ずして獨立の行政命令、主として警察下命であると云はねばならぬ。

其ノ設置シタルとは官公署の設置したるもの及官公署の指揮に依りて設置したるものを總稱するのである。

榜標とは前段に云ふ禁條を掲ぐるものに限らず、法令の規定を注意的に掲示

するものは勿論徴兵、衛生等に關する告示の如き又道案内の標示の如きものをも包含する廣き意味の榜標である。其の種類は捧杭、立札は無論のこと掲示板をも含むと解すべきも、張紙、繩張の如きは含まぬのである。

汚漬とはヨゴスことである、必ずしも榜標の全部をよごすを要せぬ。然し取締らむとする所は掲示を不明ならしむることを防止するに在るから、本犯の汚漬は掲示文句を不明ならしむる程度に達することを要すると解する。掲示文句の一部にても不明ならしめた場合は本犯成立するのである、餘白をよごしたのでは本犯を以て問ふべきでない。

撤去とは其の場所より取去ることである。必ずしも他へ持去るを要するのではない、抜取つて傍に抛擲するのも撤去である。

榜標を損傷するは汚漬でもなく撤去でもない、之は刑法の器物毀棄罪（刑法第百六十一條）を以て論ずべく若し數人にて之を行へば暴力行爲等處罰法に依りて重く罰せられる。航路標識に付ては別に取締規定がある。

〔参照條文〕

航路標識條例第三條 航路標識ヲ損壞シ又ハ移轉シ又ハ其性質ヲ變更シ又ハ之ヲ蔽遮スヘキ所爲ヲナシ又ハ遞信大臣ノ指定シタル區域内ニ於テ航路標識ノ燈光若クハ警號ト誤認シ易キ所爲ヲ爲シタル者ハ十一日以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ二圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

同法第四條 航路標識ニ船筏其他ノ物ヲ繫キ又ハ衝突セシメ又ハ攀躋シ又ハ之ヲ汚穢シタル者ハ五錢以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

陸地測量標條例 第一條 本條例中測量標ト稱スルモノハ三角點標石、水準點標石、規標、標杭、測旗、假杭トス

同第十條 標石ヲ移轉シ若クハ毀壞シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

同第十一條 規標及ヒ標杭ヲ移轉シ若クハ毀壞シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

同第十二條 測標及ヒ假杭ヲ移轉シ若クハ毀壞シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

同第十三條 過誤ニ由リ測量標ヲ毀壞シ又ハ之ニ瓦礫其他ノ雜物ヲ擲テ獸類ヲ繫キ繩索ノ類ヲ懸ケ或ハ貼紙シ或ハ戲書シ其他惡戯ヲ爲シタル者ハ五錢以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

水路測量標條例 第一條、第五條、第六條、第七條（前掲條文ト殆ト同シニ付省略）

要塞地帶法 第二十六條 要塞地帶各區及第七條第二項ノ區域ヲ標示スル爲ニ設ケタル標石、標木、標札ノ類ヲ移轉シ又ハ之ヲ毀壞シタル者ハ二月以下ノ懲役若ハ十一日以上ノ拘留ニ處シ又ハ五十

圓以下ノ罰金若ハ五圓以上ノ科料ニ處ス其ノ過失ニ出テタル者ハ二圓以下ノ科料ニ處ス
航空法 第四十八條 航空標識ヲ損壞シタル者又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ之ヲ無效タラシメタル者ハ
三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

電信法 第三十九條、第四十條

鐵道營業法 第三十六條

刑法 第二百二十五條

事變ノ際
官命抗拒

二七 水火災其ノ他ノ事變ニ際シ制止ヲ肯セスシテ其ノ現場ニ立入り若ハ其ノ
場所ヨリ退去セス又ハ官吏ヨリ援助ノ求ヲ受ケタルニ拘ラス傍觀シテ之ニ應
セサル者

水、火災其の他の事變に際しては各人は協力して其の急難を救はねばならぬ。然し水、火災に付ては消防組、水防組の設けありて専門に之に従事するものがあるから、彌次馬は勿論其の他一般人が現場に立入つては却つて消防隊等の活働の妨害と爲り、或は混雜に乗じて悪事を働くものも出るから、現場に立入ることを禁ずる必要がある。又時には普通人の力を藉りて臨機應急の處置を執る爲に

其の援助を求むる場合がある、此の場合に袖手傍觀して之に應ぜざるに於ては災害を増大ならしむる場合もあるから斯かる場合の取締規定を要するのである。

本號の犯行は水、火災其の他の事變あるに當り(一)制止を肯せずして其の現場に立入りたること、(二)制止を肯せずして其の場所より退去せざること、(三)官吏より援助を求められたるに拘らず傍觀して之に應ぜざることの三と爲る。

水火災其ノ他ノ事變と云ふ水、火災は事變の例示である。其の他の事變とは騒擾、難破、地震、噴火等種々の災害を謂ふのである。

制止ヲ肯セスとは差止めるに拘らず之に従はざるを謂ふ。其の制止を爲す者は警察官吏其の他現場に出張せる相當職權ある官吏例へば水難の際に於ける町村吏員は勿論のこと、現場に於て救難に従事する者例へば消防夫、水防夫、兵卒等をも包含するものと解する。法文には制止の主格を明示せぬから制止する者の範圍に付て議論を生ずる。狭く解する者は之を相當官吏に限り制止は處分命令なりと説き、廣く解する者は之を官吏に限らず現場に居る一私人にても可な

りと説くのである。然し法の精神は主として救難の障害を除くに在りと信ずるから、茲に制止する者とは單に相當官吏に限らず救難に従事する者をも包含すと解するのである、故に見物人の制止は含まぬのである。

其ノ現場ニ立入りと云ふ其の現場とは制止せられたる場所であつて事變の存する所である、例へば火災に際し非常線内の地域の如し、制止を肯ぜず之に立入れば本犯と爲る。

其ノ場所ヨリ退去セスとは現に居る場所から退去せよと制止せられても退去せぬことを謂ふ。只退去せぬでは意味を爲さぬ、「制止ヲ肯セス」を受けることは文理上明かである。例へば非常線を設けるか若くは之を擴張する爲に其の處に居る人に退去を命じたる場合に於て之に従はずして退去せざる者は本犯と爲る。官吏ヨリ援助ノ求ヲ受ケと云ふ官吏は相當職權ある官吏を謂ふのであつて、官吏なら誰れでもよいと云ふのではない。況んや一私人から援助を受けても之に應ずる義務のないこと勿論である。

〔参照條文〕

市制第二百二十六條 非常災害ノ爲必要アルトキハ市ハ他人ノ土地ヲ一時使用シ又ハ其ノ土石竹木其ノ他ノ物品ヲ使用シ若ハ收用スルコトヲ得但シ其ノ損失ヲ補償スベシ
前項ノ場合ニ於テ危險防止ノ爲必要アルトキハ市長、警察官吏又ハ監督官廳ハ市内ノ居住者ヲシテ防禦ニ從事セシムルコトヲ得（三項以下省略）
町村制第六條（前記市制第二百二十六條ト同趣旨ニ付省略）

傍觀シテ之ニ應セスとは其の現場に於て拱手傍觀するを謂ふ、例へば援助を求められても平氣で見物して居る連中である。傍觀して應ぜざるときに本犯と爲るのであるから、他に用があつて應じないのは本犯と爲らぬ、又應じないが傍觀せずに逃去つたときも亦本犯と爲らぬ。

水難救護に付ては水難救護法あり又郵便法第五條に郵便遞送人等事故に遭遇したる場合に助力を求められたる者は正當の事由なくして之を拒むことを得ず、之を拒みたる者は同法第四十三條に依り罰せらる。

〔参照條文〕

警察犯處罰令釋義

水難救護法第六條 市町村長ハ救護ノ爲人ヲ招集シ船舶車馬其ノ他ノ物件ヲ徵用シ又ハ他人ノ所有地ヲ使用スルコトヲ得
 前項ノ規定ニ依リ招集セラレタル者ハ市町村長ノ指揮ニ從ヒ救護ニ從事スヘシ
 同第七條 市町村長ハ救護ニ際シ必要ナラスト認ムル者、妨害ヲ爲シタル者又ハ不正ノ行爲ヲ爲シタル者ヲ退去セシムルコトヲ得
 市町村長ハ救護ニ際シ暴行ヲ爲シタル者ノ身體ヲ拘束スルコトヲ得
 市町村長前項ノ處分ヲ爲スニ當リ助力ヲ命セラレタル者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
 同第三十一條 遭難船舶救護ノ場合ニ於テ左ノ各號ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
 一 正當ノ理由ナクシテ市町村長ノ招集ニ應セス又ハ物件ノ徵用若ハ土地ノ使用ヲ拒ミタル者
 二 第六條第二項又ハ第七條第三項ノ規定ニ違反シタル者

常燈ノ消火

二八 濫ニ他人ノ標燈又ハ社寺、道路、公園其ノ他ノ公衆用ノ常燈ヲ消シタル者
 他人ノ標燈又は公衆用ノ常燈を消すが如きは、假りに惡戯にもせよ交通の便利を阻害し公衆に不便を與ふること多きを以て之を取締る必要がある。
 本號の犯行は(一)濫に他人の標燈を消したること、(二)濫に公衆用の常燈を消したることの二と爲る。
 濫ニとは既に屢説明した所である。

果卉ノ採摘

他人ノ標燈とは自己以外の者が標識と爲せる燈火の謂ひにして洋燈、瓦斯燈、電氣燈等其の種類何たるを問はず又其の場所の如何を問はぬ軒頭、門前、何處に在るも同じ。他人とは個人に限らぬ會社、官公署等犯人以外の者の標燈を消すときは本犯成立す。固より出火、漏電等正當の事由あるときは濫に消すものにあらざるを以て本犯とは爲らぬ。
 公衆用ノ常燈とは公衆の便利を圖りて常設された燈火である。社寺、道路、公園を始め橋梁、河畔等適當の場所に設置されたものである。公設であらうが私設であらうが問ふ所でない。之を濫に消すとき本犯と爲る。
 二九 他人ノ田野、園圃ニ於テ菜果ヲ採摘シ又ハ花卉ヲ採折シタル者
 他人の田圃に於ける菜果、花卉を採折するは他人の財物に對する侵害である。財物に對する侵害は刑法に於て竊盜罪又は器物毀棄罪等を以て處罰するから、内務省令たる本令の取締らむとする所は刑法の認むる財産罪に屬せざる範圍のものである。

財物を不法に領得する意思例へば賣却收利の目的に出で又は田園を損壞する意思に出づる場合は勿論刑法上の犯罪であつて本號を以て論ずべきでない。斯かる犯罪を除きても一時の興に乗じて花卉を採折し又は娛樂、惡戯に依り菜果を採摘するが如きは、田園の所有者に迷惑を及ぼすこと尠なからざるのみならず、我國の習俗は徒らに田園に於て菜花を無用に折損して顧みざる弊風あるを以て之を取締らむが爲に本號を設けたのである。

本號の犯行は他人の田野、園圃に於て野菜、果實を採摘し又は花卉を採折したることに依り成立す。

他人ノ田野園圃ニ於テとは他人が植物を栽培して居る場所に於ての意味である。田野、園圃は植物栽培の場所である、田野と園圃とを區別する必要もないが強て區別すれば田野は農作物を、園圃は果樹、花卉を栽培する場所である。田野園圃の敷地は自己の所有たると他人の所有たるとを問はぬ、栽培せる植物が他人の物たる點が主眼である。田野、園圃に於てとは採摘、採折の行爲が其の内に

行はるれば足るのであつて、田野、園圃内に立入つたことを要せぬ、手や棒を差入れて爲すも本犯と爲るのである。

菜果ノ採摘、花卉ノ採折とは野菜、果實を摘み採り花枝を折り採るを謂ふ。

摘折される菜果、花卉は或る場合は植物の全部であり或る場合は花實、枝葉の一部であるであらう。摘折の動機は娛樂に供する爲なると惡戯に出づることを問はぬのである。若し夫れ竊盜の意思に出づれば竊盜罪を以て罰すべく、又損壞の意思を以てすれば器物毀棄罪を以て罰すべくして、本犯を以て論ずべきでないことは前に述べた通りである。

三〇 使用者ニシテ勞役者ニ對シ故ナク其ノ自由ヲ妨ケ又ハ苛酷ノ取扱ヲ爲シタル者

主人と雇人との關係は德義を經とし權利を緯とし互に融和し圓滿に持續さるべきものである。近時人權の尊重せられるに拘らず尙一部に於ては主人が專恣の振舞を爲し勞役者を虐待するの弊風あるを以て之を取締るのである。

勞役者
虐待

本號の犯行は使用者が勞役者に對し(一)故なく其の自由を妨げたること、
(二)故なく苛酷の取扱を爲したることの二と爲る。

使用○者○ニ○シ○テ○勞○役○者○ニ○對○シ○と云ふ使用者は雇主のことである、勞役者は雇主に使用せらるゝ者例へば番頭、手代、給仕、徒弟、職工、酌婦、僕婢等の如きは是である。使用者、勞役者間の法律關係は主として雇傭契約に依るものであるが、藝妓、娼妓と其の抱主との契約の如き特殊のものもある。然し其の當事者は本號に所謂使用者、勞役者と云ふべきである。本號の罪は使用者が勞役者に對する場合にのみ成立するのである。

故○ナ○ク○とは第一條第一號に於て説明した通りである。

其○ノ○自○由○ヲ○妨○グ○ル○とは勞役者の自由を妨ぐることである。行爲の自由を妨ぐることは或は後に述べる苛酷の取扱と爲る場合もあらう。茲には苛酷の取扱とは云はれぬ自由の妨害を謂ふのである、例へば雇人が雇傭契約の解除を申出でたるとき理由なく解除せずに引留め置くが如き場合である。

苛○酷○ノ○取○扱○とは待遇が並外れて酷しいことである、例へば或は過重の勞役に服せしめ或は休息又は睡眠の時間を僅少にし或は甚しき粗食又は少食を與ふるが如きであつて、其の他如何なる行爲が苛酷の取扱なりやは各事實に付て決するより外はない。

若し夫れ不法に逮捕又は監禁したるときは刑法の逮捕監禁罪(第二百二十條)を以て又傷害を加へたるときは傷害罪(第二百四條乃至第二百八條)及過失傷害罪(第二百九條乃至第二百一十一條)を以て論ずべく若くは暴力行爲等處罰法に依り處罰すべく、本犯を以て處分すべきものでない。今春兒童虐待防止法が制定された、昭和八年十月一日より實施されたから左に抄録して置く。

〔参照條文〕

兒童虐待防止法(昭和八年三月法律第四十號)

第一條 本法ニ於テ兒童ト稱スルハ十四歳未満ノ者ヲ謂フ

第二條 兒童ヲ保護スヘキ責任アル者兒童ヲ虐待シ又ハ著シク其ノ監護ヲ怠リ因テ刑罰法令ニ觸

レ又ハ觸ルル虞アル場合ニ於テハ地方長官ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

- 一 兒童ヲ保護スヘキ責任アル者ニ對シ訓誡ヲ加フルコト
 - 二 兒童ヲ保護スヘキ責任アル者ニ對シ條件ヲ附シテ兒童ノ監護ヲ爲サシムルコト
 - 三 兒童ヲ保護スヘキ責任アル者ヨリ兒童ヲ引取り之ヲ其ノ親族其ノ他ノ私人ノ家庭又ハ適當ナル施設ニ委託スルコト
- 前項第三號ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スヘキ場合ニ於テ兒童ヲ保護スヘキ責任アル者親權者又ハ後見人ニ非サルトキハ地方長官ハ兒童ヲ親權者又ハ後見人ニ引渡スヘシ但シ親權者又ハ後見人ニ引渡スコト能ハサルトキ又ハ地方長官ニ於テ兒童保護ノ爲適當ナラスト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第三條 地方長官ハ前條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ兒童カ十四歳ニ達シタル後ト雖モ一年ヲ經過スル迄仍其ノ者ニ付前條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スコトヲ得
- 第七條 地方長官ハ輕業曲馬又ハ月戸ニ就キ若ハ道路ニ於テ行フ諸藝ノ演出若ハ物品ノ販賣其ノ他ノ業務及行爲ニシテ兒童ノ虐待ニ涉リ又ハ之ヲ誘發スル虞アルモノニ付必要アリト認ムルトキハ兒童ヲ用フルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得
- 前項ノ業務及行爲ノ種類ハ主務大臣之ヲ定ム
- 第八條 地方長官、第二條若ハ第三條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シ又ハ前條第一項ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限ヲ爲ス爲必要アリト認ムルトキハ當該官吏又ハ吏員ヲシテ兒童ノ住所若ハ居所又ハ兒

- 三一 濫ニ他人ノ身邊ニ立塞リ又ハ追隨シタル者
- 人の身邊に立塞り又は追隨することは其の人に對して甚しく迷惑を感ぜしむるのみならず風儀上之を取締るの必要がある。
- 本號の犯行は(一)濫に他人の身邊に立塞りたること、(二)濫に他人の身邊に追隨したることの二と爲る。

童ノ從業スル場所ニ立入り必要ナル調査ヲ爲サシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ證票ヲ携帯セシムヘシ

第十條 第七條第一項ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

兒童ヲ使用スル者ハ兒童ノ年齢ヲ知ラサルノ故ヲ以テ前項ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス但シ過失ナカリシ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 正當ノ理由ナクシテ第八條ノ規定ニ依ル當該官吏若ハ吏員ノ職務執行ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ兒童ヲシテ答辯ヲ爲サシメス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲サシメタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

工場法(明治四十四年法律第四十六號)第三條、第四條、第七條、第九條、第十條、第二十條
同法施行令(大正五年勅第一九三號)第四條乃至第七條、第二十八條乃至第三十條

濫ニとは前に屢説明した所である。

他人ノ身邊とは他人の身體の周圍に間近き所を謂ふ、其の距離は程度問題である。立塞がる場合は接近すべきも追隨する場合は相當の距離をも含むべきである。必ずしも徒歩する場合に限らず乗車の周圍も身邊と云ふべきである。

立塞リとは他人の身邊に立止りて進退の妨げと爲るを謂ふ。掏摸が他人の身邊に立塞がる如きは其の例である。掏摸着手に至らずとも豫備の程度に於て本犯を以て處罰し得るのである。

追隨シとは尾行することである、他人の行く所に從て進退するのである。乞食が追隨する如き其の例である。若き法學士が女學生の學校の往復に追隨した廉で事件と爲つた稀有の事例もある。

三二 他人ノ身體、物件又ハ之ニ害ヲ及ホスヘキ場所ニ對シ物ヲ抛澆シ又ハ放射シタル者

人の身體財産に對して危害を加ふるときは刑法上の犯罪を構成し嚴に處罰せ

物件ノ抛澆放射

らるゝ所である。尙人の身體財産に對し直接に危害を與ふるに非ざるも物を抛澆し又は放射するが如きは、動もすれば人の身體財産に危害を與ふる虞れある行爲なるを以て之を取締るの必要がある。

本號の犯行は(一)他人の身體に對し物件を抛澆したること、(二)他人の身體に對し物件を放射したること、(三)他人の物件(有體財産)に對し物件を抛澆したること、(四)他人の物件に對し物件を放射したること、(五)他人の身體物件に害を及ぼすべき場所に對し物件を抛澆したること、(六)他人の身體物件に害を及ぼすべき場所に對し物件を放射したることの六と爲る。

他人ノ身體とは自己以外の人の身體を謂ひ妻子、隣人、公衆の如何を問はぬこと論なし。

他人ノ物件とは他人に屬する財産中の有體物を謂ふ。動産たると不動産たるとを問はぬ。自己の占有物と雖も他人に擔保として提供され又は賃貸されたる場合の如きは他人に屬する物體の内に包含さるべきである、蓋し本犯は他人の

財産に危害を及ぼす虞ある行爲を取締らむとするものなればなり。

之ニ害ヲ及ホスヘキ場所とは他人の身體、物件に害を及ぼすべき場所である。

其の場所の如何は事實問題であるが例へば道路、屋内、群集會同の場所の如きである。人の身體、物件に對し現に害を及ぼす危険あることを要するに非ず例へば道路に通行人なきとき又は邸内偶不在のときと雖も本犯は成立するのである。物件ヲ抛澆シと云ふ物件は如何なる物でも宜しい、例へば空罐でも痰唾でも何でもよい。抛澆は固形體を抛ち流動體を澆ぐ意味である。小僧共が店輔内から空箱を往來へ投げ棄てたり、獨身者が二階の窓から水を路面へ流したりする悪習は本犯で處罰せられる。砂塵を防ぐ爲に一私人が店先の道路に打水を爲すことは慣習上許されたる正當行爲であるから通行人を避けて爲す場合は差支ないが通行人の足元へ水を撒くに至ては本犯で取締り得るのである。

物件ヲ放射シと云ふは器具を用ひて物件を放ち射ることを謂ふ。例へば銃、唧筒は勿論弓、吹矢、種々の玩具用の發彈器を用ひて放射する場合をも含む。

本犯は他人の身體其他に向ひ物件を抛澆又は放射したることに依りて成立し之に因て危害を生じたることを要せぬ。若し身體傷害の結果を生ずれば刑法の過失傷害罪と爲り又故意あるときは刑法の傷害罪及器物損壞罪と爲り本犯の範圍に屬せぬのである。瓦斯、電氣又は蒸氣を漏出若くは流出せしめて人の生命、身體、財産に危険を生ぜしめたるときは刑法第百十八條に依て罰せられる。

三三 神祠、佛堂、禮拜所、墓所、碑表、形像其ノ他之ニ類スル物ヲ汚瀆シタル者

吾人が安寧秩序を妨げず且臣民たるの義務に背かざる限に於て信教の自由を有することは、帝國憲法第二十八條の規定するところである。此の信教の自由を確保し信教に關する善良の風俗を維持する爲には、宗教上の諸種の建造物及形像等の如き信仰の對象と爲るべき物に對する不敬の行爲を取締る必要が存するのである。故に國家は刑法第百八十八條乃至第百九十一條に於て禮拜所及墳墓に關する罪を規定するのであるが、更に本號を設けて取締の完全を期したの

である。

本號の犯行は(一)神祠、佛堂、禮拜所、墓所、碑表、形像其の他之に類する物を、(二)汚瀆するに依つて成立する。其の汚瀆行爲は故意を以て爲されたることを要する。

神祠、佛堂とは神佛を祀れる堂宇を謂ふのである。神祠、佛堂に千社札を貼り又は紀念の爲に自己の姓名を樂書するが如き行爲は坊間往々見受けられるところであるが本號に該當すること論を俟たぬ。神祠に於て鳥居、玉垣、佛堂に於て山門等を含めて解釋すべきかは多少疑問の餘地を存する、立法の趣旨より云へば包含せしめて可なりと思ふ、何となれば此等のものは慣例上必然的に神祠佛堂の從屬物にしてそれと一體を爲すものと認むべきが故である。

禮拜所とは神道教會堂、耶穌教會堂は勿論宗教に關係なき遙拜所の類を含むのである。尙禮拜所を廣義に解すれば神祠、佛堂、墓所等を包含するのである。例へば刑法第百八十八條が神祠、佛堂、墓所其他禮拜所に對しと律言せるが如

き是である。然し本號に於ては神祠、佛堂、墓所は別に舉示せるが故に禮拜所の意義は自ら狭く前記の如く解するのである。

墓所とは人の死體、遺骨、遺髮等を埋葬したる場所を謂ふのである。墓石建立の有無を問はぬ。

碑表とは碑文を記載せる建造物である。忠魂碑、記念碑等の如きは之に屬する。然し碑文を記載することなき單なる塔の如きは碑表と云ふことを得ぬ。尙碑表と云ふも單に碑の表面を汚瀆する行爲のみを云ふのではなく苟くも碑其の物に對して爲されたる冒瀆行爲を取締るのである。

形像とは神像、佛像、銅像等苟くも人の信仰又は尊敬の對象と爲る像を汎く指稱するのである。其の像が屋内に安置しあると屋外に設置しあるとは勿論問ふところではない。路傍の一地藏と雖も尙本號に所謂形像に該當するのであつて之を汚瀆することは許されないのである。(形像取締規則第一條參照)。

其の他之ニ類スル物とは人の信仰又は尊敬の對象と爲るべき物にして前掲列

擧の例示以外の物を汎稱する。例へば路傍の一小祠の如きは神祠と云はんよりは寧ろ其の他に類する物の中に入るものと解すべきである。

汚瀆とは毀棄の程度に達せざる有形的な冒瀆行爲を謂ふのである。器物毀棄の程度に達したならば刑法上の犯罪と爲り最早や本號を適用すべき限ではない。無形的な冒瀆行爲例へば神祠、佛堂に對して罵詈雑言するが如き行爲も本號規定の範圍には屬さぬ。本號の所謂汚瀆は例へば樂書、貼紙、汚物塗付の如き行爲を謂ふのである。舊刑法以前の舊律第七十三條に於て神社、佛閣又は他人の家屋、墻壁等へ樂書及び貼札を爲す者を違警罪として處罰したのは此の汚瀆行爲を具體的に例示せるに外ならぬ。

本號の犯行と刑法第二十四章の禮拜所及び墳墓に關する罪とは如何なる關係ありや。神祠、佛堂、墓所其他禮拜所に對し公然不敬を加ふるの意思を以て本號の所謂汚瀆行爲を爲したる者は本號を適用すべきではなく刑法第百八十八條第一項に依つて處罰せらるるのである。即ち刑法第百八十八條第一項に於ては

先づ第一に公然でなければならぬ。公然とは不特定又は多數の人の面前に於て爲されたる行爲なることを必要とする。第二に不敬の行爲あることを要する。

不敬行爲には有形的のものあるべし、又無形的のものあるべし。其の有形的な不敬行爲とは樂書、貼紙、汚物塗付の如きを謂ひ無形的な不敬行爲とは罵詈雑言等を謂ふ。本號と關聯して問題と爲るは有形的な不敬行爲即ち汚瀆の行爲である。而して其の汚瀆行爲が公然爲されるときは刑法第百八十八條第一項を適用すべく、之に反し公然に非ざる場合即ち該汚瀆行爲が不定多數の人の面前に於て爲されたるものに非ざる場合は本號を適用して處罰すべきである。

有形的な不敬行爲所謂汚瀆の行爲が程度を超えて損壞の程度に達した場合に其の對象物が建造物なると形像なると墓所なるとに依つて或は建造物損壞罪、器物毀棄罪、墳墓發掘罪等が成立する。

〔參照條文〕

刑法第七十四條第二項 神宮又ハ皇陵ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者同シ

(即ち同條第一項ニ依り三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス)

刑法第八十八條第一項 神祠、佛堂、墓所其他禮拜所ニ對シ公然不敬ノ行爲アリタル者ハ六月以

下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

同法第八十九條 墳墓ヲ發掘シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

同法第二百六十條 他人ノ建造物又ハ艦船ヲ損壞シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス因テ人ヲ死傷ニ

致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

同法第二百六十一條 前三條ニ記載シタル以外ノ物ヲ損壞又ハ傷害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ

五百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

三四 人ノ死屍又ハ死胎ヲ隱匿シ又ハ他物ニ紛ハシク擬裝シタル者

人の死屍又は死胎の如きは速かに正規の手續に従ひ火葬又は土葬等の處置に出づべきものであつて、擅に之を隱匿し又は他物に紛はしく擬裝するが如きは、善良の風俗に違反すること明かなるのみならず、衛生警察の立場より見るも嚴重に取締るの必要がある。殊に該死屍又は死胎が傳染病に依りて死亡せしものなるが如き場合には一層其の危険が大きいのである。更に司法警察の方面より見るも人の死屍又は死胎に就いては、往々犯罪行爲が絡つてゐることが尠くない

いのであるから、之を濫に隱匿し又は他物に紛はしく擬裝するが如き行爲は嚴重に取締らねばならぬ。是れ本號の規定ある所以であつて畢竟第二條第十號に於て自己占有の場所内に人の死屍又は死胎あることを知りて速かに警察官吏に申告せず又は右の死屍、死胎に付き警察官吏の指揮なきに其の現場を濫に變更する行爲を取締り、第三條第一號に於て許可なくして人の死屍又は死胎を解剖し又は之が保存を爲したる者を處罰すると同一趣旨に出づる規定である。

本號の犯行は(一)人の死屍又は死胎を、(二)隱匿する行爲又は他物に紛はしく擬裝する行爲に依て成立するのであつて其の成立に故意を要することは勿論である。

人ノ死屍又ハ死胎とは第二條第十號に説明せし通りである。要するに死胎とは胎兒の死骸を謂ひ、死胎以外の人の死骸は凡て死屍の中に含まれるのである。尙本號は人の死屍又は死胎に限られること明かであつて禽獸の死屍の如きは濫に之を棄擲することに依り第三條第十號に觸るゝ場合あるも本號を適用すべき

限ではない。次に本號に所謂人の死屍又は死胎中に人の遺骨を含むや否やは多少議論の餘地を存するが、遺骨と雖も濫に之を隠匿し又は他物に紛はしく擬装するが如きは善良の風俗に反する行爲なるが故に本號の死屍、死胎中に包含せしめて之を取締るべきものと解する。

○**隠匿**とは他人に對して物の所在を不明ならしむる行爲を謂ふ。隠匿の場所及方法の如何は問ふ所でない、又直に發見せられたると相當の年月發見せられざりしとは之亦問ふ所でない。然し隠匿行爲は之を遺棄行爲と區別せねばならぬ。隠匿は隠くす行爲であり、遺棄は棄てる行爲である。故に一見其の間に明瞭な區別を存する様であるが實際には必ずしも爾く明瞭でない。死屍、死胎を遺棄する場合にも隠匿の方法を伴ふことあり、又隠匿する場合にも其の場所方法等より見て遺棄の意思に出づると思はれることあり、所爲の結果即ち外形より見て兩者を區別し得ることあるも又區別し得ざる場合がある。結局兩者は犯人の意思が單なる隠匿に存するや又は遺棄に存するやに由つて區別するの外はない

のである。而して事案が單なる隠匿行爲に止れば本號の適用あるに過ぎぬけれども、遺棄行爲に該當すれば刑法第九十條の適用あるが故に區別の實益を存するのである。人の死屍、死胎を床下に隠し置き或は押入に仕舞ひ置くが如き行爲は隠匿であつて本號の適用を受けるが、死屍、死胎を河川又は海中に投棄するが如き又は山野の叢中に隠し置くが如きは死體遺棄罪として刑法第九十條の適用を受けるものと解する。

墓地及埋葬取締規則第四條に依れば死屍、死胎を埋葬するに就ては市町村長の認可を受けることを必要とする、若し市町村長の認可を受けることなくして之を埋葬したときは墓地及埋葬取締規則違反者處分方なる特別法に依りて拘留又は科料の刑を以て處罰される。認可を受けずして秘密に埋葬した場合は隠匿なるが如きも之亦無認可埋葬犯として罰せられ本號の適用はない。土中に埋むることは遺棄の方法となり又隠匿の方法ともなる、埋葬も亦土中に埋むとは云へ、埋葬は棄つるにあらざり隠すにあらざり葬るなり、慣習的儀禮にして靈に對す

る敬虔の意思に因るものである。次に問題と爲るは隠匿を手段として本令第三條第一號の死屍、死胎の解剖又は保存を爲したる場合である。此の場合には刑法第五十四條第一項後段の適用に依り重き隠匿罪の刑を以て處罰すべきものである。又變死者がある場合に検視を経ずして之を葬るが如き行爲も隠匿と見らるる場合なきに非ざれども刑法第九十二條の規定存するが故に本號の適用を見ぬ。尙户籍法の規定に依れば死亡者ありたるときは届出義務者は死亡の事實を知りたる日より七日内に診断書若くは検案書又は検視調書の謄本を添へて市町村長に對し死亡の届出を爲すべく之に違反したるときは十圓以下の過料に處せらるゝが故に亦本號の關するところではない。然し届出を爲さざることが隠匿行爲と見らるゝ場合に於ては本號に依り處分せらるべきであらう。

【判例】

法令又ハ慣習ニ依リ埋葬ヲ行フニ非スシテ死體ヲ放置シタルトキハ假令土中ニ埋メタルトキト雖モ死體遺棄罪ヲ構成シ死體隱匿罪ヲ構成セス判示事實ニ

ヨレハ被告ハ死體ヲ放置スル意思ヲ以テ墓地外山中ニ埋メタルモノナレハ原判決力之ヲ死體遺棄罪ニ問擬シタルハ相當ナリ（大正八年五月三十一日判決）。

〔參照條文〕

刑法第九十條 死體、遺骨、遺髮又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壞、遺棄又ハ領得シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

同第九十一條 第八十九條（墳墓發掘）ノ罪ヲ犯シ死體、遺骨、遺髮又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壞、遺棄又ハ領得シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

同第九十二條 検視ヲ經スシテ變死者ヲ葬リタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

户籍法（大正三年三月三十一日）
法律第二十六號

第百十六條 死亡ノ届出ハ届出義務者カ死亡ノ事實ヲ知りタル日ヨリ七日内ニ診断書若クハ検案書又ハ検視調書ノ謄本ヲ添附シテ之ヲ爲スコトヲ要ス
届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 死亡者ノ氏名、本籍及ヒ職業
 - 二 死亡ノ年月日時及場所
 - 三 死亡者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名及ヒ戸主ト死亡者トノ續柄
- 第百七十六條 正當ノ理由ナクシテ期間内ニ爲スヘキ届出又ハ申請ヲ爲サル者ハ十圓以下ノ過

料ニ處ス

墓地及埋葬取締規則(明治十七年十月)
太政官布達第二十五號

第一條 墓地及火葬場ハ管轄廳ヨリ許可シタル區域ニ限ルモノトス

第三條 死體ハ死後二十四時間ヲ經過スルニ非サレハ埋葬又ハ火葬ヲ爲スコトヲ得ス

但別段ノ規則アルモノハ此限ニアラス

第四條 區長若クハ戶長ノ認許證ヲ得ルニ非サレハ埋葬又ハ火葬ヲナスコトヲ得ス

但改葬ヲ爲サントスル者ハ所轄警察署ノ許可ヲ受クヘシ

墓地及埋葬取締規則違反者處分方(明治十七年十月)
太政官布達第八十二號

今般第二十五號ヲ以テ墓地及埋葬取締規則布達候ニ付此規則ニ違背スル者ハ違背罪ノ刑ヲ以テ處

分スヘシ此旨相達候事

傳染病豫防法(明治三十年四月)
法律第三十六號

第九條 傳染病患者及其ノ死體ハ當該吏員ノ認可ヲ經ルニ非サレハ他ニ移スコトヲ得ス

第十一條 傳染病患者ノ死體ハ當該吏員ニ於テ充分ト認ムル消毒方法ヲ施シタル後ニ非サレハ埋

葬スヘカラス

傳染病患者ノ死體ハ醫師ノ檢案ニ依リ當該吏員ノ認可ヲ經テ二十四時間内ニ埋葬スルコトヲ得

第十二條 傳染病患者ノ死體ハ火葬スヘシ但シ所轄警察官署ノ許可ヲ經タルトキハ此ノ限ニ在ラ

ス

傳染病患者ノ死體ヲ土葬シタルトキハ三箇年ヲ經過スルニ非サレハ他ニ改葬スルコトヲ得ス但

シ特別ノ事由ニ因リ必要アル場合ニ於テ所轄警察官署ノ許可ヲ經タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十一條 (中略)第九條第十條第十一條第一項第十二條ニ違背シタル者(中略)ハ二百圓以下

ノ罰金ニ處ス

他物ニ紛ハシク擬裝スとは他人をして一見他物と誤認せしむる如く装置した

ることを謂ふ。例へば死屍、死胎をトランク、行李又は箱等に詰め一見貨物

中のものゝ如く装ふが如きは其の適例である。トランク、行李、箱等に詰め之

を床下又は押入等に隠匿するも本號の一罪に依り處斷すべく數罪を認むべきで

はない。

三五 一定ノ飲食物ニ他物ヲ混入シテ不正ノ利ヲ圖リタル者

本號の規定は次號と共に飲食物販賣業者に對する取締の規定である。飲食物

販賣業者が不正の飲食物を販賣するときは其の害の及ぶところ頗る廣汎であつ

て、公衆衛生上寒心すべきものがあるが故に、國家は既に種々の特別法を設けた。

例へば飲食物其他衛生上危険の物品取締法、同法施行方、牛乳營業取締規則、

飲食物ニ
他物混入

有害性著色飲料取締規則、清涼飲料水營業取締規則、氷雪營業取締規則、人工甘味質取締規則、飲食物防腐劑取締規則の如し。而して尙之を以て足らずとして本令中に本號及次號及第三條第九號の規定を設けて取締の完全を期したのである。

本號の犯行は(一)一定の飲食物に、(二)他物を混入し、(三)以て不正の利を圖ることに依りて成立する。而して其の犯行の成立に就き故意を要することは勿論であつて右犯罪構成要件を具備するも犯意なき場合には本號を適用すべき限でない。例へば酒問屋が酒に水を混入し之を小賣商人に卸し小賣商人が右の事實を知らずして華客に販賣せる場合の如きは、酒問屋は本號に該當すると明かであるが小賣商人は一定の飲食物に他物を混入し以て不正の利を圖りたるものと云ふことは出來ない。

一〇〇〇飲食物とは品質一定せる飲料及び食料品を謂ふのである。最も本號の適用の多きは品質一定せる酒、牛乳、米、肉等の日用必需品である。而して酒

と云ひ米と云ふも其の間に品質上等なるものあるべし又品質劣等なるものあるべし。如何なるものが品質上等にして如何なるものが劣等なりやは各場合に就き社會普通の觀念に従つて決するのである。

他物ヲ混入シとは品質一定の飲食物に品質劣等なるもの又は全然該飲食物以外の物質を混入することを謂ふ。品質劣等なるものを混入する例は上米に下米を混入し上酒に下等なる酒を混入する場合の如し。又全然該飲食物以外のものを混入する例へは酒、牛乳等に水を混ぜ米に搗砂を混じ牛肉に馬肉を混入するが如き是である。而して其の他物は必しも衛生上有害なるものに限ることはない。衛生上人體に何等影響なき物質と雖も之を混入して不正の利を圖れば本號に該當するのである。要するに品質一定の飲食物に他物を混入することに依り其の品質の一定を害すれば足りるのである。

不正ノ利ヲ圖ルとは正當ならざる利益を得んことを企つることを謂ふ。若し一定の飲食物に他物を混入すると雖も不正の利を圖ることなきときは本號を適

用すべきではない。例へば一定の飲食物に他物を混じて販賣するに當り其の事實を告げ買人も亦之を承知の上價格を下げて賣買したる如き場合は不正の利を圖りたるものと謂ふことを得ぬ。又不正の利を圖ると謂ふは必しも不正の利益を現實に得たることを必要とせず、不正の利益を得んことを企て其の實行に着手せば足りるのである。例へば酒に水を混じて店頭陳列したる以上は右の酒を未だ一回も販賣したることなしと雖も不正の利を圖りたるものと云ふに妨げない。

次に本號と他の法規との關係を見るに若し混入物が衛生上有害なるものなるときは多く前掲特別法令に規定があつて之に依つて處罰せられる。若し特別法令に該當せざるときは次號の犯行を構成するのである。更に衛生上有害なる物の混入に依りて傷害又は殺人の結果を生じるときは過失傷害罪又は過失殺人罪に依つて處罰せられることゝ爲る。

本號と詐欺罪との關係如何に付て考ふるに本號の罪は詐欺罪又は詐欺未遂

罪の成立するに至らざるも、其の場合に於て存する奸策を取締る規定と解すべきである。詐欺未遂迄にならざるも本號に規定するが如き手段に依る詐欺的豫備行爲の如きは本號を適用する最も適切な事例と云ふべきであらう。例へば不正の利を圖る目的を以て他物を混入したる飲食物を店頭陳列して居れば未だ買手の到らざるに既に本號の犯罪は成立するのである。

變造したる飲料水又は食料品とは本號に所謂一定の飲食物に他物を混入したることを謂ふのである。

〔参照法條〕

刑法第二百九條 過失ニ因リ人ヲ傷害シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

同法第二百十條 過失ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

同法第二百四十六條 人ヲ欺罔シテ財物ヲ騙取シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

同法第二百五十條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

〔参照法令〕

警察犯處罰令釋義

- 飲食物其ノ他衛生上危険ノ物品取締制(明治三十三年二月) 法律第十五號 第一條
- 飲食物其ノ他衛生上危険ノ物品取締施行方(明治三十三年三月) 內務省令第十號
- 牛乳營業取締規則(明治三十三年四月) 第五條乃至第九條、第十八條
- 有害性著色飲料取締規則(明治三十三年四月) 第二條、第三條、第九條
- 清涼飲料水營業取締規則(明治三十三年六月) 第三條、第五條、第十二條
- 氷雪營業取締規則(明治三十三年七月) 第三條、第四條、第八條
- 人工甘味質取締規則(明治三十四年十月) 第二條、第七條
- 飲食物防腐劑漂白劑取締規則(昭和三年六月) 第一條、第八條

有害飲食物營利

三六 不熟ノ果物、腐敗ノ肉類其ノ他健康ヲ害スヘキ飲食物ヲ營利ノ用ニ供シタル者

本號は前號と全然同一の立法趣旨に基くものであつて要するに衛生警察上の立場より衛生上有害なる飲食物を營利の用に供する飲食物販賣業者を取締つたものに外ならぬ。

本號の犯行は(一)健康上有害なる飲食物を、(二)營利の用に供するに依つ

て成立する。其の成立に故意を要することは論を俟たぬ。

健康ヲ害スヘキ飲食物とは説明を俟たずして明かである。本號は其の例示として不熟の果物及腐敗の肉類を挙げたが之に止らぬこと勿論である。唯前號に掲記せる特別法令に依りて處罰せらるべきものは本號を適用すべき限ではない。例へば有害性の色素を以て著色したる飲料の如きは健康を害すべき飲食物なること明かなれども、既に有害性著色飲料取締規則に規定あるが故に本號は其の適用の餘地がないのである。又本號の犯行の成立するには右の飲食物を飲食したる者が現實に健康を害したることを必要としない、一般的に健康を害するの虞あるを以て足りるのである。然らば如何なる物が健康を害するの虞ありやは社會の通常の觀念に従つて決定するの外はない。本號の適用を最も多く見るのは腐敗した飲食物を營利の用に供したる場合であらう。

營利ノ用ニ供スとは營業上利益を得んことを圖れるを謂ふのである。必ずしも現實に右の飲食物を販賣して利益を得たることを必要とせず、苟くも販賣の

目的を以て之を店頭に陳列せば足りるのである。尙一説に依れば本號の所謂「營利ノ用ニ供ス」とは必ずしも商人が營業の目的の爲に此の如き行爲に出でたる場合のみならず、普通人が利益を得る目的を以て此の如き行爲を爲したる場合をも包含すと説く。然し此の説は本號立法の趣旨が公衆衛生上の立場より食物營業者を取締るに在ることを無視したものであつて採用の餘地なきは勿論單なる字義より云ふも本號に所謂營利は營業上の利益を意味すること明かである。次に本號と刑法の規定との關係を見るに健康を害すべき飲食物を販賣し之を買取れる者が右の飲食物に因り健康を害し又は死の結果を生じたるときは刑法の過失傷害罪又は過失殺人罪と本號の犯罪との併合罪と爲り結局過失傷害罪又は過失殺人罪の刑に併合罪の加重を施して處罰せられるのである。

本號に該當する獨逸刑法上の規定は前號に掲げたものである。尙參照法條、參照法令は前號と同様故總て前號を參照せられたい。

舟筏獸類
解放

三七 濫ニ他人ノ繫キタル舟筏、牛馬其ノ他ノ獸類ヲ解放シタル者

他人の繋ぎたる舟筏又は牛馬其の他の獸類を濫に解放するときは、舟筏は流失するの虞あるべく牛馬其の他の獸類は逸走し去るの危険あり。流失若くは逸走に依つて該舟筏又は獸類の所有者又は占有者の蒙る迷惑は尠少でない。故に社會の秩序を維持する上より此の如き行爲を取締るの必要がある。

本號の犯行は(一)他人の繋ぎたる舟筏又は獸類を、(二)濫に解放するに依つて成立する。

他人ノ繫キタル舟筏又ハ獸類とは其の意味自ら明かである。繋ぐとは必しも綱、繩又は鎖等の類を以て繋留したる場合のみには限らぬ。要するに舟筏の流失又は獸類の逸走を防ぐ一切の設備を汎稱するのである。故に流失を防ぐ爲に陸上に引上げある舟筏又は錨に依り碇泊せる舟筏を流失し得べき状態に置くが如き又檻柵内の獸類を逸走し得べき状態に置くときは他人の繋ぎたる舟筏又は獸類を解放したる者に該當するのである。又右の舟筏又は獸類は他人の繋ぎたるものなることを要し、自己の繋ぎたるものなるときは第三條第十二號又は第

十三號に該當することあるも本號に依つて處罰すべき限ではない。更に本號は舟筏又は獸類に限るが故に他人の生洲の魚類を流失せしめ他人の鳥籠の鳥類を逸走せしむるが如き行爲に對し本號を適用することは出來ぬ。

濫ニとは正當の事由なくしての意味なること屢次説明せし通りである。

解放とは解き放ちたることを謂ふ。即ち其の繫留を解きて自由の状態に置きたることを謂ふ。必ずしも其の舟筏又は獸類が流失又は奔逸したることを要せず單に流失又は奔逸すべき状態に置けば足るのである。

若し該舟筏又は牛馬を自己に領得せんとする意思があつて之を解放したるときは竊盜罪の未遂罪であつて最早本號の關知する限ではない。尙本號に付ては本令第二條第十二號、第三條第十二號、第十三號との關係を一應注意すべきである。

〔參照法條〕

刑法第二百三十五條 他人ノ財物ヲ竊取シタル者ハ竊盜ノ罪ト爲シ十年以下ノ懲役ニ處ス

同法第二百四十三條 第二百三十五條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

第三條列記の警察犯は第一條及第二條掲記のものに比すれば事案が比較的輕微であるから、處罰令は之に臨むに單に科料の制裁を以てするに止まるのである。科料が十錢以上二十圓未滿なることは刑法第十七條に依つて明かなるに拘らず、特に二十圓未滿と附記してあるのは第一條の拘留に三十日未滿と附記してあるのと同じの理由に基く。其の列記するところは十七であつて以下順次説明を加へる。

- 一 許可ナクシテ人ノ死屍又ハ死胎ヲ解剖シ又ハ之カ保存ヲ爲シタル者
- 人の死屍又は死胎に關し處罰令は三の規定を有する。其の一は第二條第十號であり、其の二は第二條第三十四號であり、其の三は第三條第一號即ち本號で

死屍、死胎ノ解剖、保存

ある。第二條第十號は人の死屍又は死胎が自己占有の場所内に在ることを知つて、速に警察官吏に申告せず若くは警察官吏の指揮なきに其の現場を變更することに依つて處罰せられ、第二條第三十四號は人の死屍若くは死胎を隠匿し又は他物に紛はしく擬装することに依つて處罰せられ、本號は許可なくして人の死屍又は死胎を解剖し又は之が保存を爲すことに依つて處罰を受けるのである。人の死屍又は死胎は犯罪捜査の端緒と爲ることが尠くないのであるから、官廳の許可なきに濫に私人に於て之が解剖を爲し又は保存を爲すことは、犯罪捜査上非常な支障を來すこと屢次であつて、斯かる行爲を禁止する必要があるのである。しかのみならず人の死屍又は死胎を私人に於て濫に解剖を爲し又は保存の方法を講ずることは衛生警察上の立場から見ても之を取締る必要がある、又風俗警察の上から云つても善良の風俗を維持する所以ではないのである。依つて本號は許可なくして人の死屍又は死胎を解剖し又は之が保存を爲すことを禁止したのである。

本號の犯行は(一)許可なくして(二)人の死屍又は死胎を解剖し又は之が保存を爲すことに依つて成立する。所轄警察官廳の許可を受けて私人が此の如き行爲を爲すことは勿論差支へない。

許可ナクシテの許可とは所轄警察官廳の許可なること勿論である。警察官廳が許可すると否とは自由であるから、本號の許可ナクシテの中には許可を受くる手續を爲したるも許可を得ざりし場合及當初より許可を受くる手續に出でざりし場合を包含する。尙帝國大學醫學部及各醫學專門學校等に於ける學術上の死屍、死胎の解剖、保存に付いては包括的に許可が與へられて居つて個々の解剖保存等に付いて一々所轄官廳の許可を受くることを必要としない。

人ノ死屍又ハ死胎とは刑法第九十條、第九十一條に死體と一括して規定してあるものに該當する。要するに死屍とは胎兒以外の人の死骸を謂ひ、死胎とは胎兒の死骸を謂ふのである。問題と爲るは遺骨が本號の死屍又は死胎中に包含せらるゝや否やである。解剖行爲に付いては問題はないが保存行爲に付いて

は問題と爲る餘地を存する。本號の立法趣旨よりすれば遺骨をも含ましむるのが妥當であるし又斯く解釋しても何等不都合の結果を生じない。

解剖とは解剖術に依つて死體を分解することを謂ふのである。解剖術は醫家の専門的智識に屬し一截一斷悉く其の法に叶はねばならぬ。故に醫學の知識なき者が死體に向つて刀を加へる場合は死體の解剖に非ずして、刑法第九十條の死體損壞罪に觸るゝことに爲るのである。

保存とは死體を保持することを謂ふ。死體の埋葬の如きは保存と云ふことは出來ぬ。然しながら保存たるには必ずしも原形の儘永く保持せられることを必要とせぬ。木乃伊の如く原形の儘保存する場合は勿論、腐敗して肉が落ち遺骨のみになつても尙保存と云ふに妨げなきものである。

人の死屍又は死胎を隠匿して之が解剖又は保存の行爲を爲したる者は本號と第二條第三十四號との併合罪と爲り、若し隠匿を手段として解剖又は保存の行爲を爲したるときは刑法第五十四條の所謂牽連犯として重き死屍、死胎隠匿罪

の刑に依つて處罰せられるのである。又若し墳墓を發掘して死屍、死胎の解剖、保存を爲したるときは刑法第九十一條に依つて處罰せらるべく此の場合には本號適用の餘地を存せぬ。

〔參照條文〕

刑法第八十九條 墳墓ヲ發掘シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

同法百九十條 死體、遺骨、遺髮又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壞、遺棄又ハ領得シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

同法百九十一條 第八十九條ノ罪ヲ犯シ死體、遺骨、遺髮又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壞、遺棄又ハ領得シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

〔參照法令〕

墓地及埋葬取締規則(明治十七年)第三條、第四條

墓地及埋葬取締規則施行方法細目標準(明治十七年)第十一條

死産埋火葬認許證ニ特別番號付記方(明治三十三年)

燒場取扱方(明治八年)

刑死者犯罪者墓標祭祀寫眞等ニ關スル取締方(明治二十四年)

變死屍體検査上解剖手續(明治二十二年)

警察犯處罰令釋義

官廳内官有工場及艦船等ニ於ケル變死者檢死手續(明治十三年)
死體解剖出願方(明治二十一年文部省告示第十號)
達第十四號)
明治三十二年内務省告示第六十號)

公然ノ醜
態行爲

二 公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所ニ於テ袒裼、裸程シ又ハ臀部、股部ヲ露ハシ其ノ他醜態ヲ爲シタル者

本號は公衆の目に觸るべき場所に於て醜態を演ずる者を取締る爲めの規定である。社會の善良なる風俗を維持することは警察の一の重要な任務であるが、其の所謂善良なる風俗は時代を異にし場所を異にするに従つて必しも同一ではない。往昔に於て許容された行爲が必しも今日の善良の風俗でなく、又外國に於て一般に認めらるゝ行爲が必ずしも我國の所謂善良なる風俗に合致するものでない。要するに現代我國の社會に於ける良俗を案すが如き行爲を公衆の目に觸るべき場所に於て演ずる者は之を取締らねばならぬ。而して其の良俗を案すが如き行爲即ち所謂醜態は細大洩らさず列舉するの煩に堪えないので、本號は例示的に舉示して曰く公衆の目に觸るべき場所に於て袒裼、裸程したる者、曰

く公衆の目に觸るべき場所に於て臀部、股部を露はしたる者としたのである。

本號の犯行は(一)公衆の目に觸るべき場所に於て、(二)醜態を演ずるに依つて成立する。公衆の目に觸るべき場所に非ざれば如何に醜陋なる行爲を爲すも道德上の問題としては別段本號に依つて處罰することを得ぬのである。

公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所とは刑法第七十四條の公然の意義と同じである。

公衆とは不特定又は多數の人を指稱し不特定且多數の人なることを必要とせぬ。不特定人なれば必ずしも數に於て多きことを要せず又多數人なれば特定して居ても差支へないのである。公衆の目に觸るべき場所は必ずしも實際に公衆の目に觸れたることを必要とせず單に公衆に目撃され得る狀況に在る場所なることを以て足りる。勿論家屋の内部なると外部なるとは問ふところでない。

【判例】

(一) 公然トハ人ノ現在ヲ必要トセス唯或行爲カ不特定多數ノ人ニ知ラレ得ヘキコトヲ謂フモノニシテ其ノ行爲カ或人ニ依リ現ニ發見セラレタル事實ア

ルヲ要セサルモノトス（大正三年判決録七三九一頁）。

(一) 警察犯處罰令第三條第二號ハ公衆ヲシテ不快ノ念ヲ抱カシムヘキ風俗即チ醜態ヲ暴露スルヲ禁止スルニ在ルヲ以テ苟クモ容易ニ公衆ノ目ニ觸ルル場所ナル以上ハ家屋ノ内外ヲ問ハス醜態ヲ露ハスヲ許ササルノ法意ナリトス（大正二年十二月三日判決）。

(三) 警察犯處罰令第三條第二號ニ依リ裸程者ヲ處罰センニハ街路ノ如ク公衆ノ自由ニ通行スル場所ニ於テ裸程シタル場合ハ格別室内ニ於テ裸程シタル場合ノ如キハ其ノ位置ハ如何ナル場所ヨリ如何ニシテ容易ニ公衆ノ目ニ觸ルヘキモノナルカヲ具體的ニ説示セサルヘカラス（大正二年十二月三日判決）。

醜態とは一般社會の見解に依り醜陋と認めらるゝ程度の行爲を謂ふ。本號は所謂醜態の例として袒裼、裸程、臀部、股部の露出を示してゐる。

袒裼とは肌を脱ぐことを謂ふ。

裸程とは裸體と爲ることを謂ふ。

公然猥褻の行爲を爲したる者を本號に依つて處罰し得るや。惟ふに猥褻の行爲も亦一種の醜態なることは明かであるが、刑法第七十四條は公然猥褻の行爲を爲したる者を處罰するが故に本號適用の餘地無きものと解すべきである。

〔參照條文〕

刑法第七十四條 公然猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ科料ニ處ス

三 街路ニ於テ尿尿ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者

本號は街路に於て尿尿を爲し又は之を爲さしむる行爲を取締る規定である。元來尿尿は便所に於て之を爲し又は爲さしむべきものであつて便所以外に爲すべきものでない。然るに街路に於て尿尿を爲すが如きは風俗上面白からざるのみならず衛生上に於ても傳染病傳播の危險が尠くない。本號を設けて之を取締る所以である。

本號の犯行は(一)街路に於て、(二)尿尿を爲し又は爲さしむるに依て成立する。

街路とは市街の道路を謂ふ。其の大小廣狹は問ふところでない。又街路と云ふ中には路面のみならず路面に沿ひたる溝渠及橋梁を含む。然しながら道路に非ざる場所例へば空地等は包含せぬ。又市街にあらざる道路例へば山道、野道、田圃道等の類を含まぬ。

街路ニ於テとは自己の身體が路面に在りて爲したる場合のみならず、家の二階より路面に向つて尿尿を爲すが如き場合をも包含する。

尿尿とは大小便の謂である。本號の犯行の成立するには其の何れか一を爲すを以て足りること勿論である。

爲シ又ハ爲サシメタル者とは如何。爲シタル者は説明を要せずして明かである。爲サシメタル者とは尿尿を爲すことを教唆したる者を謂ふのではない。教唆者に付ては第四條の規定が別に存するのである。畢竟爲さしめたる者と規定したのは幼者、狂者の如く刑事責任無き者をして尿尿を爲さしめたる場合を處罰するの法意に外ならぬ。而して知つて之を爲さしめたる以上は必しも直接に

其者の身體を世話して之を爲さしめたと否とは問ふところでない。又必ずしも監護義務者なることを要せぬ。然しながら知らざる間に幼者、狂者等の責任無能力者が街路に尿尿を爲したる場合には其の知らざりし者を處罰することは出来ない。

街路に於て尿尿を爲したる者又は爲さしめたる者は緊急状態なることを主張して本號の犯行を免るゝことを得ざるのは勿論である。蓋し外出者は其の家を出づるに際して豫め尿尿の注意を爲すべきものなるのみならず、市街には共同便所の設置あり又他家に依頼して用便を足すことも出来るからである。

街路に非ざるも公衆の目に觸るべき場所例へば市中を貫流する水路等に於て尿尿を爲し又は爲さしむるときは公然の醜態行爲にして前號の規定に依つて處罰せらる。又公共の溝渠等に尿尿を放流せば汚物掃除法施行規則で罰せらる。

〔参照條文〕

汚物掃除法施行規則第四條ノ二 尿尿ハ公共溝渠下水道又ハ河川運河池沼等公共ノ用ニ供スル水面

ニ之ヲ放流スルコトヲ得ス但シ地方長官ノ許可シタル汚物處理槽ヲ通過セハ此ノ限ニ在ラス

同規則第十七條 第四條ノ二ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

同規則第十七條ノ二(抄録) 公共溝渠、下水道又ハ河川、運河、池沼、道路、公園等公共ノ用ニ供スル水面又ハ地域ニ塵芥ヲ投棄シタル者並ニ公共溝渠又ハ下水道ニ土石ヲ投棄シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

銃砲發射
劇發物玩

四 濫ニ銃砲ノ發射ヲ爲シ又ハ火藥其ノ他ノ劇發物スヘキ物ヲ玩ヒタル者

銃砲類、火藥其の他の劇發物類は公共に危険を及ぼす虞が頗る多いので、國家は斯かる物品の所持又は其の使用に付て周密な取締規定を設けてゐる。例へば爆發物取締罰則、銃砲火藥類取締法、同法施行規則、狩獵法、同法施行細則、爆發物貯庫規則の如し。然し尙此等を以て足らずとし處罰令第三條中に本號の規定を設けて取締の周到を期したのである。

本號の犯行は(一)濫に、(二)銃砲の發射を爲し又は火藥其の他の劇發物を玩ぶことに依つて成立する。故に行爲の方面より之を見れば濫に銃砲の發射を爲したる者及び濫に火藥其の他の劇發物を玩びたる者の二を處罰する規定である。

濫ニとは行爲の不法性を謂ふのであつて適法ならざる使用を謂ふのである。

故に狩獵の爲め其の免許を受けたる者が適當の場所に於て銃砲を發射するが如きは本號の犯行と爲ることはない。又正當防衛の爲に短銃を發射するが如き行爲は違法性を阻却せられて本號の犯行とは爲らぬ。

銃砲とは軍用の銃砲なると非軍用の銃砲なるとを問はぬ。空氣銃の如きも濫に使用するときには公共に危害を及ぼすこと明かなるが故に、場合に依りては本號を適用して處罰するを相當とする。

發射とは必ずしも的を定めて射撃したことを必要とせぬ。漫然と發射したる場合も包含するのである。尙空砲を放つ場合の如きも包含せしめて差支へない。蓋し濫に空砲を放つことも公の安寧秩序に害があるからである。

劇發物とは凡て爆發性を有する物を指稱する。本號は其の例として火藥を擧げたが火藥のみならず、雷管、導火線、煙火、燐火、蒸汽罐、瓦斯汽罐等の如き凡て爆發性を有する物を謂ふのである。

玩^〇フとは文字通りに之を解釋すれば所謂玩弄の意であるが、本號立法の趣旨より解釋すれば單に玩弄したる場合のみに止らず、凡て劇發物を濫に使用したる場合を包含せしめて本號に依り處罰すべきである。

尙本號に關しては刑法第百十七條の規定を參照すべきである。其の規定に依れば火藥、汽罐其他激發すべき物を破裂せしめて人の住居に使用し又は人の現在する建造物、汽車、電車、艦船若くは鑛坑を損壞したる場合は死刑又は無期若くは五年以上の懲役に處せられる。人の住居に使用せず又は人の現在せざる建造物、艦船若くは鑛坑にして他人の所有に係る物を損壞したる場合も同様である。人の住居に使用せず又は人の現在せざる建造物、艦船若くは鑛坑にして自己の所有に係る物又は右列記以外の物を損壞し因て公共の危険を生ぜじめたる場合も亦右と同様である。而して以上の行爲が過失に出でたるときは失火罪を以て論ずるのである。又濫に銃砲を發射し又は火藥其の他の劇發物を玩びて死傷の結果を生じたるときは過失殺人罪又は過失傷害罪と本號との一所爲數罪

と爲り結局重き過失殺傷罪に依りて處罰せられる。治安を妨げ又は人の身體財産を害せんとするの目的を以て爆發物を使用したる者及び人をして之を使用せしめたる者は爆發物取締罰則第一條に依つて處罰せらるるのであつて本號は其の適用を見ない。

〔參照條文〕

刑法第百十七條 火藥、汽罐其他激發ス可キ物ヲ破裂セシメテ第百八條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第百九條ニ記載シタル物ヲ損壞シタル者ハ放火ノ例ニ同シ自己ノ所有ニ係ル第百九條ニ記載シタル物又ハ第百十條ニ記載シタル物ヲ損壞シテ公共ノ危險ヲ生セシメタル者亦同シ
前項ノ行爲過失ニ出テタルトキハ失火ノ例ニ同シ

〔參照法令〕

爆發物取締罰則(明治十七年)第一條
銃砲火藥類取締法(明治四十三年)第一條、第三條、第七條、第十六條
同法施行規則(明治四十四年)第二條、第十四條、第二十二條、第四十五條
同法施行細則(明治四十四年)第三條、第四條
爆發物貯庫規程(明治四十四年)
狩獵法(大正七年)第三條、第十五條、第十六條、第二十一條、第二十二條三號

同法施行細則(大正八年八月二十八號)

濫ニ爲ス
焚火

五 家屋其ノ他ノ建造物若ハ引火シ易キ物ノ近傍又ハ山野ニ於テ濫ニ火ヲ焚ク者

家屋其の他の建造物若くは引火性を有する物の近傍に於て濫に火を焚くときは其の建造物若くは引火性物質に延焼するの虞があり、山野に於て濫に火を焚くときは森林等に延焼するの虞がある。故に本號を設けて此の如き行爲を取締つたのである。

本號の犯行は(一)家屋其の他の建造物若くは引火し易き物の近傍又は山野に於て、(二)濫に、(三)火を焚くに依つて成立する。

建造物の意義に就ては第一條第一號に之を説明した。本號は建造物の例として家屋を擧げてゐるが必ずしも家屋のみに限らぬこと勿論である。

引火シ易キ物とは例へば火藥類、油類、酒精類、瓦斯等の如く燃焼性を有し容易に火を引き易き物を總稱する。物と云ふも必しも有體物に限らず瓦斯等を

含むことは立法の趣旨に照して明かである。

近傍とは説明する迄もない。具體的の各場合に當つて如何なる隔りまでを近傍と稱すべきやを決定せねばならぬ、建造物又は引火し易き物に燃え移るべき危険ある場合には之を近傍と稱して差支へない。

山野とは山及原野の謂なること明かである。

濫ニとは前號に説明した如く不法にの意味に外ならぬ。而して火を焚く行爲其のものが不法なれば足り火を焚くに至りたる理由が正當なると否とは問ふを要せぬ。故に物を煮る爲とか寒氣を防ぐ爲とか其の火を焚くに至つた理由が不法でないとしても、建造物又は引火し易き物の近傍又は山野で火を焚く行爲は行爲其のものとして不法であるから本號に依つて處罰せられるのである。

火ヲ焚クは説明を待たずして明かである。單に燐寸を玩ぶ如き行爲は本號の關知するところでない。本號を適用して處罰するには所謂焚火の程度に達したることを必要とするのである。

家屋其の他の建造物若くは引火し易き物の近傍又は山野に於て濫に火を焚き過つて其の建造物若くは引火性を有する物又は森林等に延焼せしめた場合には刑法第百十六條の失火罪に依つて罰せらる。森林を保護する爲には森林法に特別の規定がある、即ち他人の森林内に於て焚火したる者は二百圓以下の罰金に處せられ、森林に延焼すれば之亦出火罪となるべく、森火に放火すれば刑法の放火罪にあらずして森林法第八十九條の放火罪として罰せらる。又山野森林等に火入を爲すに付ては嚴重なる規定を設け、火入を爲すには警察許可を受くるを要し、又豫め防火の設備を爲し且近接せる森林の所有者又は管理者に之を豫告し置き、許可證を携帯して火入を爲し火氣消滅したる後に非ざれば其の場所を立去ることを得ず等の制限ありて之を犯す者は罰せらる。

〔參照條文〕

刑法第百十六條 火ヲ失シテ第百八條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第百九條ニ記載シタル物ヲ燒燬シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
 火ヲ失シテ自己ノ所有ニ係ル第百九條ニ記載シタル物又ハ第百十條ニ記載シタル物ヲ燒燬シ因テ

自然發火
 物ノ取扱
 懈怠

公共ノ危險ヲ生セシメタル者亦同シ
 森林法第七十八條 森林、原野、山岳又ハ荒蕪地ニ於テハ地方長官ニ於テ必要ト認メ主務大臣ノ認可ヲ得テ指定シタル場合ヲ除クノ外火入ヲ爲スコトヲ得ス
 前項指定ノ場合ニ於テ火入ヲ爲サムトスルトキ又ハ前項以外ノ土地ニシテ森林ニ接近セル土地ニ火入ヲ爲サムトスルトキハ森林官吏又ハ警察官吏ノ許可ヲ受クヘシ
 同法第七十九條 前項ノ火入ヲ爲サムトスルトキハ豫メ防火ノ設備ヲ爲シ且接近セル森林ノ所有者又ハ管理者ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ
 同法第百二條 第七十八條又ハ第七十九條ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス因テ他人ノ森林ヲ燒燬シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス他人ノ森林内ニ於テ焚火ヲ爲シタル亦同シ
 森林法施行規則 第四十三條乃至第四十六條及第四十八條。

六 石灰其ノ他自然發火ノ虞アル物ノ取扱ヲ忽ニシタル者

自然に發火する虞ある物を取扱ふには周到なる注意を以て之を爲さねばならぬ。若し其の取扱が粗漏であつたなら人畜の傷害及出火等の危険が尠くない。故に諸種の火藥類取締法規(第四號揭記ノ法令參照)を設けて之を取締り、更に處罰令に於て第三條第四號に劇發物の玩弄を禁止し、又本號に於て自然に發火する虞ある物の取扱を忽にしたる者を處罰するのである。

本號の犯行は(一)自然に發火する虞ある物に付き、(二)其の取扱を忽にするに依つて成立する。而して其の取扱を忽にすることが故意に出づると過失に出づるとを問はぬが故に所謂懈怠犯である。

自然發火ノ虞アル物とは人工を待たずとも大氣の乾濕、他物質との接觸、混淆、摩擦等に依つて容易に火を發する虞ある物を謂ふのである。第四號の所謂劇發すべき物と云ふよりは其の範圍廣く必ずしも爆發性を有する物質に限らず單に人工を待たずして發火するの虞あれば足るのである。例へば石灰、赤燐、火藥及瓦斯類を謂ふのである。

取扱ヲ忽ニシタル者とは此等の物を取扱ふに付いて相當の注意を拂はざることを謂ふのである。何が相當の注意なりやは各場合に付き通常人を標準として決定するの外はない。而して此等の物の取扱を忽にするに付いては其の故意に出づると過失に出づるとを問はぬ。苟くも其の取扱を忽にするときは本號に依つて處罰せられるのである。然しながら本號は不可抗力に依る場合を罰するの

法意ではないから、相當の注意を爲すも自然に發火したるときは本號を適用することは出來ぬ。例へば空氣が乾燥して火藥が自然に爆發したる場合の如きが是である。

尙本號の所謂取扱は第四號に所謂玩ぶよりも其の意味廣く運搬、貯藏等の如き行爲をも含むのである。

自然に發火する虞ある物の取扱を忽にし因て死傷又は失火等の結果を生ぜしめたるときは、夫々に過失殺人罪、過失傷害罪、失火罪として處罰せられることは勿論である。

〔參照條文〕

刑法第二百九條、第二百十條、第一百十七條

工場法第十條、第二十條

工場危害豫防及衛生規則(昭和四年内務省令)第二十條乃至第二十二條、第三十六條

危險物船積法則(明治六年太政官布告第二九二號)

七 開業ノ産婆故ナク妊婦、産婦ノ招キニ應セサル者

警察犯處罰令釋義

古くより醫は仁術と稱せられ醫師、産婆等の職業は著しく公益的性質を帯びたものとせられてゐる。是は畢竟するに人の生命に關する職業なるが故である。故に開業醫、開業産婆が正當の事由なきに拘らず病者又は妊、産婦の招きに應じない場合には之に對して制裁を加へる必要がある。殊に近來貧家に急病人が出来て迎を受けても之に應じない惡徳醫師が尠くないが此の如き輩に對しては特に法規の許す限りの嚴罰を以て臨むべきである、右に述べた理由よりして本號中には産婆の不應招に關する規定の外醫師の不應招に關する規定を存して居つたのであるが大正八年内務省令第十七號に依り之が削除せられて現在では開業産婆のみに關する規定となつた。それは大正八年に醫師法施行規則及齒科醫師法施行規則が改正せられて其の中に開業の醫師及齒科醫師が診察治療の需を拒んだ場合に關する新なる規定が設けられた結果である。即ち大正八年内務省令第十五號及第十六號に依つて新設された醫師法施行規則第九條の二及齒科醫師法施行規則第八條の二は開業の醫師又は齒科醫師は診察治療の需ある場

合に於て正當の事由なくして之を拒むことを得ざる旨を規定し之に違反したる旨に對して二十五圓以下の罰金を課することとした(醫師法施行規則第十六條) (齒科醫師法施行規則第十五條)。

右の規定の立法趣旨も結局本號の立法趣旨と同一に歸着することは論を俟たぬところである。唯本號の違反に對する制裁が二十圓未満の料料なるに比し醫師法施行規則及齒科醫師法施行規則に於ける開業醫の不應招に對する制裁は稍重く二十五圓以下の罰金なることを注意すべきである。

産婆拒招犯は(一)開業産婆が、(二)故なく、(三)妊産婦の招きに應ぜざるに依つて成立するのである。

開業産婆とは産婆規則第一條に従ひ二十歳以上の女子にして一定の資格を有し産婆名簿に登録せられたる者を謂ふのである。看護婦を含まぬことは勿論である。

故ナクとは正當の事由なきことを謂ふ。故に醫師法施行規則第九條の二及齒科醫師法施行規則第八條の二は「正當ノ事由ナクシテ」と律文したのと結局同

一の意味に歸着するのである。而して招きに應ぜざる行爲が正當の事由に基くや否やは、客觀的に觀察すべきであつて該醫師、産婆の主觀的な意見に基くものではない。例へば其の醫師、産婆が外出中なりとか病氣なりとかの爲に招きに應じない場合には正當の事由に基くものと云ひ得ること勿論であるが、病者、妊婦、産婦が貧者であつて藥代支拂の見込なきが故を以て招きに應じないときは正當の事由に基くものと云ふことは出来ない。

妊婦、産婦ノ招キニ應セスとは此等の者の爲に招きたるを以て足り、此等の者が直接に自ら招きたることを必要とせぬ。妊婦とは一般に妊娠中の婦女を謂ふ。産婦の中には陣痛發作後分娩を終る迄の婦女及分娩後産褥に在る婦女を包含する。尙ほ本號は「妊婦、産婦ノ招キニ應セス」と規定してあるに反し醫師法施行規則第九條ノ二及齒科醫師法施行規則第八條ノ二は「診察治療ノ需アル場合ニ於テ之ヲ拒ム」と抽象的に規定してゐる。辭句は異なるが兩者とも結局同一の意味に歸着するものである。

〔參照法令〕

醫師法(明治三十九年法律第四十七號)

同法施行規則(明治三十九年内務省令第二十七號)第九條ノ二、第十六條

醫師法第一條第一項第三號ニ依リ免許ヲ與フル者ニ關スル件(明治三十九年勅令第二百四十四號)

齒科醫師法(明治三十九年法律第四十八號)

同法施行規則(明治三十九年内務省令第二十八號)第八條ノ二、第十五條

齒科醫師法第一條第三號ニ依リ免許ヲ與フル者ニ關スル件(明治三十九年勅令第二百四十五號)

産婆規則(明治三十二年勅令第三百四十五號)

産婆試驗規則(明治三十二年内務省令第四十七號)

産婆名簿登錄規則(明治三十二年内務省令第四十八號)

八 故ナク官公署ノ召喚ニ應セサル者

本號が一般人民に對し官公署の召喚に應じて出頭するの義務を新に負擔せしめたるものなりや否やに付いては議論がある。判例の説明するところに依れば本號は新に此の如き義務を負擔せしめたものではなく、官公署の召喚に應じ出頭する義務ある者が正當の事由なくして召喚に應ぜざる場合に於てのみ本號を適用すべきものとした。然しながら其の召喚に應ずる義務たるや頗る廣く、必

官公署ノ
召喚拒否

ずしも法令の明文に依つて認められた場合に限らず、解釋に依つて之を認むべき場合をも包含するのである。此の如くして召喚に應ずる義務が認められた場合でも召喚に應ぜざるが爲め單に其の者の失權を來すに止まるが如き場合又は特別の處罰規定に依つて其の者を處罰する場合の如きは、召喚に應ぜざるも本號の違反と爲ることはない。故に判例の趣旨よりするならば、警察署又は檢事局が犯罪捜査の爲め人民を召喚する場合は單に其の任意出頭を求むるに止まり法令の明文上又は解釋上人民に出頭義務なきが故に、之に應ぜざるも本號を以て處罰し得ないといふことに爲る。又裁判所若くは豫審判事が捜査の爲め被疑者を召喚するのは刑事訴訟法の規定に依る強制處分であり、此の召喚に應ぜざるときは之を勾引するの規定存するが故に、是れ亦本條を適用することは出來ないのである。畢竟判例の説くところより考ふれば本號の適用の餘地は左程廣くないものと云はねばならぬ。

【判例】

(一) 警察犯處罰令第三條第八號ノ規定ハ官公署ノ召喚ニ應シ出頭スル義務アル者カ正當ノ事由ナクシテ召喚ニ應セサル違法ノ行爲ヲ處罰スルノ旨趣ナリトス(大正三年四月六日判決)。

(二) 召喚ニ應スル義務ハ法令ノ明文ニ規定セルト又ハ解釋ニ依リテ之ヲ認ムヘキモノナルトヲ問ハスト雖モ召喚ニ應セサルカ爲メ單ニ其ノ召喚不應者ノ失權ヲ來スニ止ルカ如キ場合其ノ他特別ノ處罰規定アル場合ノ如キハ召喚ニ應セサルモ警察犯處罰令第三條第八號ノ違反トナルコトナシ(大正三年四月六日判決)

本號の犯行は(一)故なく、(二)官公署の召喚に應ぜざるに依つて成立するのである。勿論故意を要するのである。

故ナクとは屢説明せる如く社會の通念上正當の事由なきことを謂ふ。正當の事由なりや否やは客觀的に各場合に就いて定めらるべきであつて、本人の都合の如何と云ふが如き主觀的事由に依つて決定せらるべきではない。

官公署とは汎く一般の官署、公署を謂ふ。官署は所謂官廳のことであつて行政官廳たると司法官廳たるとを問はぬ。公署とは公共團體の役所を謂ふ。市役所、區役所、町役場、村役場の類である。

召喚とは出頭を命ずることを謂ふ。其の目的は審問の爲にすると否とを問はず又其の方法は書狀に依ると使者に依ると口頭に依るとを問はぬのである。

召喚ニ應セスとは出頭を命ぜられた官公署に出頭せざることである。單に召喚狀の受取を拒むが如き行爲は本號に依つて處罰するの限でない。

官公署の召喚に應ぜざる場合に一定の制裁を課する例が他の法令に多い。此の如き場合には本號を適用して處罰することを得ぬこと前述の如くである。左に其の二三の例を擧げる。

〔参照條文〕

民事訴訟法第二百七十七條 證人カ正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ之ニ因リテ生シタル訴訟費用ノ負擔ヲ命シ且五百圓以下ノ過料ニ處ス此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

同法第二百七十八條 裁判所ハ正當ノ事由ナクシテ出頭セサル證人ノ勾引ヲ命スルコトヲ得

前項ノ勾引ニハ刑事訴訟法中勾引ニ關スル規定ヲ準用ス

同法第三百一條 鑑定ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外前款(證人)ノ規定ヲ準用ス

同法第三百三條 鑑定人ハ之ヲ勾引スルコトヲ得ス

刑事訴訟法第八十三條 裁判所公訴ヲ受ケタルトキハ被告人ヲ召喚スヘシ

同法第八十六條 被告人再度ノ召喚ヲ受ケタル出頭セサルトキハ之ヲ勾引スルコトヲ得

同法第九十條 召喚ヲ受ケタル證人正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定

ヲ以テ五十圓以下ノ過料ニ處シ且出頭セサルニ因リ生シタル費用ノ賠償ヲ命スルコトヲ得此ノ決

定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

同法第九十一條 召喚ニ應セサル證人ニ對シテハ更ニ之ヲ召喚シ又ハ之ヲ勾引スルコトヲ得

同法第二百二十八條 第十三章ノ規定ハ勾引ニ關スル規定ヲ除クノ外鑑定ニ付之ヲ準用ス

九 炮煮、洗滌、剝皮等ヲ要セス其ノ儘食用ニ供スヘキ飲食物ニ覆蓋ヲ設ケス

店頭ニ陳列シタル者

本號は飲食物販賣業者を取締る爲の規定である。國家は其の衛生警察の目的上飲食物に付いては後に擧ぐるが如き幾多の法令を設けて之を取締つてゐるの

であるが、飲食物販賣業者の店頭の清潔を期する爲め更に本號を設けたのである。飲食物販賣業者の店頭は兎角不潔に流れ易く、殊に炮煮、洗滌、剝皮等を要せず其の儘食用に供すべき飲食物例へば餅菓子、干菓子、駄菓子の類、壽司、天麩羅の類に覆蓋を設けず店頭に陳列するが如きは蠅、塵埃等の不潔物の附着に依り公衆衛生上寒心すべきことなるが故に、本號に依つて此の如き行爲を取縮るのである。

本號の犯行は(一)飲食物販賣業者が、(二)炮煮、洗滌、剝皮等を要せず其の儘食用に供すべき飲食物を、(三)覆蓋を設けず店頭に陳列するに依つて成立する。本號の犯行の主體は飲食物販賣業者に限るのであつて此の事は明記してはないが店頭とあるに依つて明かである。

炮煮、洗滌、剝皮等の語義に付いては別段説明を要しない。炮煮とは焼き又は煮ることを謂ひ、洗滌とは洗ひ清めることを謂ひ、剝皮とは皮を剝くことを謂ふは勿論である。

覆蓋とは要するに該飲食物に不潔物が附着するを防ぐに足る丈の装置を謂ひ、其の構造の如何は問ふ所でない。通常見らるゝ硝子の容器、硝子張の箱等は勿論陳列窓の如きも蠅、塵埃等の入らぬ装置を爲せば覆蓋と稱するに妨げない。店頭とは其の大小廣狹を問はず廣く物品を販賣する一定の場所を指稱するのである。露店、屋臺店、駄菓子類の行商人等が隨處に於て飲食物を陳列するも尙店頭と稱すべく、覆蓋を設けずして前記の如き飲食物を販賣するときは即ち本號の犯行が成立するのである。

陳列の語義は説明を要せずして明かである。要するに該飲食物が販賣に適する様に店頭に置かれてあれば足りるのである。

〔參照法令〕

飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關スル法律(明治三十三年) 法律第十五號) 第一條乃至第四條

同法施行令(明治三十三年) 內務省令第十號)

飲食物用器具取締規則(明治三十三年) 第二條乃至第七條、第十條

飲食物及布片中砒素及錫ノ試驗方法(明治三十四年) 內務省令第三十號)

警察犯處罰令釋義

- 有害性著色料取締規則(明治三十三年) 第二條、第三條、第六條、第九條
- 同規則第二條野菜果實類ノ貯藏品及昆布中銅ノ試験方法(大正二年)
- 牛乳營業取締規則(明治三十三年) 第五條乃至第九條、第十一條、第十八條、第十九條
- 牛乳ノ比重及脂肪量檢定方法(明治三十三年)
- 牛乳中ニ移行スヘキ毒藥劇藥處方ニ關スル件(明治三十三年)
- 清涼飲料水營業取締規則(明治三十三年) 第三條、第五條、第十三條
- 冰雪營業取締規則(明治三十三年) 第三條、第四條、第七條
- 人工甘味質取締規則(明治三十四年) 第二條、第七條
- 飲食物防腐劑漂白劑取締規則(昭和三年) 第一條、第八條
- 清酒中サリチール酸ノ試験法(明治三十六年)
- 清酒ノ製造又ハ貯藏ニ關シサリチール酸使用方(大正三年)
- メチールアルコール(木精)取締規則(明治四十五年) 第一條、第五條、第七條
- 人造バター表示ニ關スル件(大正三年) 第一條、第三條

汚穢物棄擲

一〇 濫ニ禽獸ノ死屍又ハ汚穢物ヲ棄擲シ又ハ之カ取除ノ義務ヲ怠リタル者
 濫に禽獸の死屍其の他の汚穢物を棄擲し又は斯かる物を取除く義務を怠ると
 きは公衆衛生上甚だ有害である。殊に傳染病流行の際に此の如き行爲を爲すに

放任せば其の害測り知るべからざるものがある。依つて本號を設けて之を取締
 つたのであつて畢竟衛生警察上の必要に基くのである。

本號の犯行は(一)禽獸の死屍其の他の汚穢物を、(二)濫に棄擲し又は之が
 取除の義務を怠るに依つて成立する。

禽獸ノ死屍其ノ他ノ汚穢物とは語義明瞭である。本號は禽獸の死屍又は汚穢
 物と規定してゐるが、禽獸の死屍も畢竟汚穢物の一種に外ならぬから本號の又
 ハは「其ノ他ノ」の意味に解すべきである。禽獸とは鳥獸のことである。必ず
 しも家禽、家畜とは限らぬ。野禽、野獸の死屍と雖も取除く義務あるに之を怠
 れば本號の犯行を構成するのである。汚穢物とは讀んで字の如く凡て公衆衛生
 に害ある汚物を謂ふのである。糞尿、塵芥の如きは其の好例である。

濫ニ棄擲シとは捨つべからざるところに捨てることである。塵芥捨場に塵芥
 を捨つるが如きは本號の適用を受けぬこと勿論である。尙棄擲に付いては故意
 を要すること論を待たぬ。